平成２３年２月２８日（月曜日）第１回定例会

○出席議員（１８名）

１番	髙	橋	勝	文	議員	２番	沖	津	一	博	議員
３番	石	山		忠	議員	４番	辻		登代子		議員
５番	工	藤	吉	雄	議員	６番	杉	沼	孝	司	議員
７番	國	井	輝	明	議員	８番	木	村	寿太郎		議員
９番	鴨	田	俊	廣	議員	１０番	佐	藤		毅	議員
１１番	松	田		孝	議員	１２番	石	川	忠	義	議員
１３番	新	宮	征	一	議員	１４番	伊	藤	忠	男	議員
１５番	佐	藤	暘	子	議員	１６番	川	越	孝	男	議員
１７番	那	須		稔	議員	１８番	鈴	木	賢	也	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邉満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
髙子武	農業委員会会長代理	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
冨澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	大泉辰也	病院改革主幹
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習スポーツ振興課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第１号　　第１回定例会

平成２３年２月２８日（月曜日）　　午前９時３０分開議

開　　会

日程第　１　会議録署名議員指名

〃　　２　会期決定

〃　　３　諸般の報告

（１）定例監査結果等報告について

（２）総務、厚生経済、建設文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告について

〃　　４　行政報告

（１）市政の概況について

（２）新第５次寒河江市振興計画基本計画・実施計画（平成２３年度～平成２５年度）について

〃　　５　議第　３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）

〃　　６　議第　４号　平成２２年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

〃　　７　議第　５号　平成２２年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

〃　　８　議第　６号　平成２２年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第２号）

〃　　９　議第　７号　平成２２年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

〃　１０　議第　８号　平成２２年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）

〃　１１　議第　９号　平成２２年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第１号）

〃　１２　議第１０号　平成２２年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）

〃　１３　議第１１号　平成２３年度寒河江市一般会計予算

〃　１４　議第１２号　平成２３年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算

〃　１５　議第１３号　平成２３年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算

〃　１６　議第１４号　平成２３年度寒河江市国民健康保険特別会計予算

〃　１７　議第１５号　平成２３年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算

〃　１８　議第１６号　平成２３年度寒河江市介護保険特別会計予算

〃　１９　議第１７号　平成２３年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

〃　２０　議第１８号　平成２３年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算

〃　２１　議第１９号　平成２３年度寒河江市立病院事業会計予算

〃　２２　議第２０号　平成２３年度寒河江市水道事業会計予算

〃　２３　議第２１号　寒河江市課制条例の一部改正について

〃　２４　議第２２号　寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

〃　２５　議第２３号　寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

〃　２６　議第２４号　一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について

〃　２７　議第２５号　寒河江市地域活性化基金条例の一部改正について

〃　２８　議第２６号　寒河江市乳牛導入資金貸付基金条例の廃止について

〃　２９　議第２７号　寒河江市立保育所保育の実施に関する条例の一部改正について

〃　３０　議第２８号　寒河江市国民健康保険条例の一部改正について

〃　３１　議第２９号　寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
〃　３２　議第３０号　寒河江市中学校給食費徴収条例の制定について
〃　３３　議第３１号　寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
〃　３４　議第３２号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
〃　３５　請願第１号　２０１１年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出に関する請願
〃　３６　請願第２号　脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頚部症候群・外傷性髄液漏れ等）の医療に関する意見書の提出に関する請願
〃　３７　陳情第１号　住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情
〃　３８　施政方針説明
〃　３９　議案説明
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第１号に同じ

開　　会　　午前９時３０分

○**髙橋勝文議長**　おはようございます。
ただいまから、平成23年第１回寒河江市議会定例会を開会いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、総合政策課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可したことを申し伝えます。
ここで御報告申しあげます。
芳賀靖夫農業委員会会長から、病気のため今定例会を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告申しあげます。
本日の会議は、議事日程第１号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**髙橋勝文議長**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、７番國井輝明議員、12番石川忠義議員を指名いたします。

会　期　決　定

○**髙橋勝文議長**　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長　登壇〕

○**伊藤忠男議会運営委員長**　おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成23年第１回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る２月23日、委員６名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から３月17日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**髙橋勝文議長**　お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月17日までの18日間と決定いたしました。

第１回定例会日程　　平成２３年２月２８日（月）開会

月　日	時　間	会　議		場　所
２月２８日（月）	午前９時３０分	本　会　議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情上程、施政方針説明、議案説明	議　場
３月　１日（火）	休　会			
３月　２日（水）	午前９時３０分	本　会　議	一　般　質　問	議　場
３月　３日（木）	休　会			
３月　４日（金）	休　会			
３月　５日（土）	休　会			
３月　６日（日）	休　会			
３月　７日（月）	午前９時３０分	本　会　議	一　般　質　問	議　場
３月　８日（火）	午前９時３０分	本　会　議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議　場
	本会議終了後	予算特別委員会	付　託　案　件　審　査	議　場

月　　日	時　　間	会　　議		場　　所
	予算特別委員会終了後	厚生経済常任委員会分科会	付託案件審査	第４会議室
３月　９日（水）	午前９時３０分	厚生経済常任委員会分科会	付託案件審査	第４会議室
		建設文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会図書室
３月１０日（木）	午前９時３０分	総務常任委員会分科会	付託案件審査	第２会議室

月　　日	時　　間	会　　議		場　　所
３月１０日（木）	午前９時３０分	厚生経済常任委員会分科会	付託案件審査	第４会議室
		建設文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会図書室
３月１１日（金）	午前９時３０分	総務常任委員会分科会	付託案件審査	第２会議室
		建設文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会図書室
３月１２日（土）	休会			
３月１３日（日）	休会			
３月１４日（月）	午前９時３０分	総務常任委員会分科会	付託案件審査	第２会議室
３月１５日（火）	休会			
３月１６日（水）	休会			
３月１７日（木）	午前９時３０分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
	予算特別委員会終了後	本会議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議場

諸般の報告

○**髙橋勝文議長**　日程第３、諸般の報告であります。

（１）定例監査結果等報告について

（２）総務、厚生経済、建設文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

○**髙橋勝文議長**　日程第４、行政報告であります。

（１）市政の概況について

（２）新第５次寒河江市振興計画基本計画・実施計画（平成23年度から平成25年度）について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　おはようございます。

まず、御報告に先立ちまして去る２月22日、ニュージーランドのクライストチャーチで発生した地震により日本人を含む多数の人々が被災され、現在も懸命な救助活動が行われております。心からお見舞い申しあげますとともに、一刻も早い救助をお願い申しあげる次第であります。

それでは初めに、市政の概況について申しあげたいと存じます。

12月定例会以降、今日までの主な市政の概況について御報告申しあげます。

ことしの冬は、１月が平年に比べ低温が続き融雪が進まないことも加わり、御承知のとおり平成18年豪雪以来の大雪となったところであります。県の豪雪対策連絡会議によりますと、２月初めには県内の負傷者は200人を超え、農業関連被害額も約４億5,000万円に上ったとのことであり、本市におきましても田代地区の停電、雪おろしや除雪による負傷など市民生活に大きな支障を来したところであります。

そのため、１月20日に寒河江市豪雪対策本部を設置をいたしまして、チラシの全戸配布によりひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業、排雪場所などの周知、ホームページでの雪おろし事故の防止についての啓発、さらには主要幹線道路や通学路のパトロール強化及び除排雪の徹底などを行ってきたところであります。

また、ＪＡ等と合同で農作物雪害対策本部を設置をいたしまして、全農家に対し注意喚起のチラシも配布したところであります。

農業関係被害については、詳細は雪解け後を待たなければなりませんが、２月18日現在でさくらんぼ雨よけハウスなどの倒壊が13カ所、また市内各所で果樹の枝折れが発生している状況であります。県とともに石灰や炭の粉など融雪剤の購入に対し助成するとともに、農道除雪についても例年より時期を早めて実施すべく準備を進めているところであります。

さらに、今後の営農活動に支障を来すことがないよう農業用施設等に被害がある場合は県や関係機関と連携し補助事業等を活用しながら、速やかな復旧を支援していくことにしているところであります。

次に、乳幼児の細菌性髄膜炎の予防効果があるヒブワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチン接種に係る予防接種緊急促進事業についてでありますが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては２月15日から市内の５歳未満の乳幼児を対象に無料接種を開始しております。子宮頸がんワクチンにつきましては、接種の必要性や副作用も含め御理解をいただいた上での接種となることから、３月19日に中学３年生とその保護者に対し説明会の開催を予定しており、新年度からのワクチン接種の円滑な実施を図ってまいる所存であります。

次に、西村山地区の高校再編整備についてでありますが、県教育委員会において昨年12月８日に寒河江高校と谷地高校、寒河江工業高校と左沢高校の二つのグループのキャンパス制を導入するとともに、寒河江高校果樹園芸科については平成25年度からの募集を停止し、左沢高校の総合学科に農業系列を設けていくこと。また、寒河江工業高校については４学級を３学級とする旨の計画を示したところであります。このことに対し、寒河江高校果樹園芸科の存続を求める声が強く、また寒河江工業高校については学級数減への懸念や老朽化している校舎の改築、設備の更新等課題解決の要望などキャ

ンパス制導入以降の将来や通学の不安の声、今後の本市における産業教育の不透明さなど、西村山高校再編整備の計画については大きな課題があると認識しているところであります。そのため、学校関係者や地域住民の声を十分尊重しながら、こうした課題を解決の上進められるよう昨年12月17日に寒河江市議会並びに寒河江高校寒松同窓会、寒河江工業高校同窓会員の皆様方とともに、県及び県教育委員会に対し要望書を提出したところでございます。

最後に、中学校給食事業についてでありますが、４月からの実施に向けこれまでハード・ソフト両面で計画的に準備を進めてまいりました。各中学校の配膳室など給食受け入れ施設工事は２月７日で完成し、食器・食缶等の購入については３月10日までに納入なる予定でございます。さらに、調理業務委託先の調理場施設についても順調に整備が進んでいるところであります。また、食材の納入については地産地消を主眼に地場産野菜をより多く安定して供給してもらえるよう２月９日に市、ＪＡさがえ西村山及び生産者組合の３者による協定書を取り交わしたところであります。肉、魚、その他の食材についても地元業者による納入組合を立ち上げていただいたところでございます。実施に当たっては、中学校ごとに保護者を対象とした説明会を開催して理解を深めてもらうとともに、よりよい運営を期すべく保護者の代表、学校代表、学識経験者等を交えた中学校給食運営準備委員会を開催していただいております。

給食の開始は来る４月14日でありますが、これに先立ち卒業する３年生を対象とした試食会を３月14日に予定しております。市民の皆様の強い要望による中学校給食でありますので、安全かつ速やかな実施とよりよい運営を図りながら次世代を担う子供たちの教育環境整備に努めてまいります。

以上が、12月定例会以降の主な市政の概況となっておりますので御報告申しあげた次第であります。

次に、新第５次寒河江市振興計画の基本計画・実施計画について御報告申しあげます。

新第５次寒河江市振興計画は、平成22年度が平成18年に策定した第５次振興計画の中間年であり、少子高齢化の進展など社会情勢の変化などを踏まえ見直しを行ったものであります。平成27年度を目標年度とする寒河江市のまちづくりの指針となるものでございます。

この基本計画は、基本構想をもとに体系的に計画の方向と施策を示すものであります。実施計画につきましては毎年３カ年のローリング方式で策定しており、具体的な事業などを策定しております。計画の内容につきましては、去る２月21日の議会全員協議会において御協議をいただいておりますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと存じます。

以上であります。

質　　疑

○髙橋勝文議長　ただいまの行政報告中、市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、新第５次寒河江市振興計画基本計画・実施計画について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結します。

議　案　上　程

○髙橋勝文議長　日程第５、議第３号から日程第37、陳情第１号までの33案件を一括議題といたします。

施政方針説明

○**髙橋勝文議長**　日程第38、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　平成23年第１回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、平成23年度の市政運営に臨む基本方針と施策の大要を申しあげます。

私は就任以来、市議会議員各位並びに多くの市民の皆様の御協力のもと、常に市民目線に立った市民主体のまちづくりを進め、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる寒河江の確かな未来づくりに積極的に取り組んでまいりました。

平成22年度におきましては、中学校給食実施に向けた諸準備や住宅建築推進事業、さくらんぼキャラバン、紅秀峰等農産物のブランド化に向けたトップセールスなど着実に推進し、また花咲かフェアＩＮさがえ、神輿の祭典に加え、駅前自由市場「さがえちぇり～マルシェ」の開催など多くの市民の力を結集して、にぎわいと活気あふれる元気な寒河江を着実に実施してきたところであります。今後とも、市民主体のまちづくりを一歩ずつ前へと着実に進めていかなければならないと考えているところであります。

本市のまちづくりの基本的な方向性を示す振興計画は、平成27年度を目標年度として策定しておりました。少子高齢化の進展、景気の後退等、社会情勢の変化など寒河江市を取り巻く状況が大きく変化していることから、中間年である平成22年度においてその見直しを踏まえ新たな計画を策定いたしました。

この計画の策定に当たっては、「市民主体の見直し」を基本方針として審議会委員の公募や市民アンケートの実施、市内各地域でのワークショップ、地域説明会の開催などにより、計画の中に市民の意見が十分に反映するようプロセスの段階から市民主体を重要視して進めてきたところであります。

新第５次振興計画においては、将来都市像も新たに「夢集い　人・緑輝く　さくらんぼの都市（まち）　寒河江」と定めたところであり、その実現に向け子育て支援など重点的に取り組むテーマごとに特に推進する施策として重点プロジェクトを設定して取り組んでいくとともに、基本計画の各施策において数値目標を含む具体目標を掲げ、その達成に向けて計画を着実に推進していくこととしております。

今後この計画の推進に当たっても、市民主体のまちづくりを志向し、重点プロジェクトについて市民評価制度を導入するなど市民の声をより市政に反映しながら、市民とともに活力にあふれた魅力ある寒河江市づくりに取り組んでまいります。

次に、平成23年度当初予算について申しあげます。歳入予算につきましては、個人市民税はほぼ前年並みであるものの、法人市民税について一部業種に業績回復の動きが見受けられることから、前年度当初に比べ大きく増額を見込んだところであります。その結果、市税全体では２年ぶりに前年を上回る見込みとなったところであります。

地方交付税につきましては、地方財政計画と前年度の実績を勘案し、増額を見込んでおります。

市債につきましては、地方財政計画を受け、臨時財政対策債は減額を見込み、その他の市債も大きく減少したことから、全体として大幅減を見込んでおります。

歳出予算については、新第５次振興計画の具現化に向けて緊急の課題となっている地域雇用の創出、

少子化対策や子育て支援対策の充実、重点プロジェクト事業の推進などに積極的に取り組むとともに、財政の健全化にも十分配慮し編成したところであります。その結果、平成23年度一般会計当初予算の予算規模は前年度当初予算対比2.0％増の150億5,000万円となり、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は282億5,702万4,000円となったところであります。

次に、平成23年度の施策の大要について申しあげます。

新第５次振興計画のスタートの年を迎えるに当たり、私の決意の一端を申しあげます。

振興計画の策定の背景にもありますとおり、本市においては少子高齢化に伴う人口減少への対応や地域産業の活性化、安全・安心な地域づくり、環境に優しい循環型社会づくり、地域主権時代への対応など重要かつ喫緊の課題を抱えております。こうした課題に適切に対応し、寒河江の未来を確かなものとするために策定した新第５次振興計画は、先ほども申しあげたとおりまさに市民主体でつくり上げたものであり、多くの市民の寒河江に対する思いや寒河江の未来に対する願いの結集であります。私を初め職員一人一人が市民の思いや願いを重く受けとめるとともに、全職員一丸となって計画の実現に向けて誠心誠意取り組んでいく決意を新たにしたところであります。そして新たに設定した将来都市像、「夢集い　人・緑輝く　さくらんぼの都市（まち）　寒河江」が目指すところの寒河江の未来が明るく広がり、豊かな自然や美しい景観を大切にしながら人が生き生きと暮らし、さくらんぼのように多くの人から愛されるまちを市民とともに創り上げていくことに全身全霊を尽くしてまいる所存でございます。

以下、新第５次振興計画の六つの施策の大綱に沿って施策の大要を申しあげる次第であります。

一つには、「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」であります。

まず、「みんなで子育てを支える地域づくり」についてでございます。次代を担う子供が健やかに成長することを願い、子育てを地域で支え、だれもが安心して子供を産み育てることができる環境づくりが必要であると考えております。このため、乳児に対する全戸訪問や妊婦・育児相談等を実施するとともに、不妊治療への助成や妊婦健康診査の拡充、また子供の医療費無料化制度を小学３年生まで拡大し、入院費については中学３年生まで拡大するとともに、民間立認可保育所２カ所を開設し、子育て家庭の経済的負担軽減と待機児童の解消に取り組んでまいります。さらに、放課後児童対策の充実を図るため、ことし４月から寒河江中部小学校区の第１わんぱくクラブを分割して、新たに１カ所を増設いたします。今後とも、学童保育所未設置小学校区への設置支援の取り組みを進め、仕事と家庭の両立を支援してまいります。

次に、「生涯を通した福祉社会の形成」についてであります。新たに策定しております地域福祉計画に基づき、具体的な行動を示す地域福祉活動計画の策定を支援し、地域住民、福祉関係団体、行政が連携しながら協働、支え合いを基本に据えて地域の実情に合った見守りを行う地域福祉ネットワークの構築など地域福祉の推進に取り組んでまいります。

平成23年度においては、特別養護老人ホーム長生園の20床増床に加え、グループホームあしたばが９床増床となり、また特別養護老人ホームしらいわの30床増床に向けた支援を行うとともに、在宅介護においては小規模多機能型介護施設が開設されることにより、さらなる介護サービスの充実が図られるものと考えております。

また、平成23年度は第５期介護保険事業計画の策定年度に当たり、必要なサービスの意向確認のため日常生活ニーズ調査を実施いたします。介護予防事業においても要介護状態を予防するための高齢者の実態把握をこれらのニーズ調査と一体的に行い、地域ごとの課題を明確にしながら計画的に実施

してまいりたいと考えております。

障害者福祉については、自立と社会参加促進のため福祉タクシー券助成事業の充実を図るとともに、特別支援学校通学支援事業を引き続き実施してまいります。

次に、「心と体の健康づくり」についてであります。

全国的に死亡率の高い３大生活習慣病の効果的な予防を初め、働き盛りの成人のメタボリックシンドロームの予防や健康づくりに対する市民意識の高揚が課題となっております。このため、メタボリックシンドロームの予防に重要な食事と運動に注目し、バランスのとれた食生活並びに健康散策の推進や運動メニューの開発など生活習慣病予防対策の推進に努めてまいります。健康診査については、その受診率の向上などが課題となっており、健康診査の実施日の拡大や啓発活動の強化などにより健康診査の受けやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、「連携・協力に基づく医療体制の整備」についてであります。子供からお年寄りまでだれもが健康で安心して暮らせる地域社会の形成が望まれる中で、多様な医療ニーズに対応できる医療供給システムの確立が求められております。このため、地域における病院や診療所の医療連携、役割分担などについて県や関係病院、医師会などと協議・検討を進めながら広域的な医療ネットワークの構築を図り、良質で安心できる医療供給体制の確保に努めてまいります。

寒河江市立病院は、地域における中核的な医療機関としての役割を担っております。そのため、施設・設備の充実を図りながら安全・安心の医療や患者サービスの向上に努めるとともに、特色ある市立病院の診療体制及び広域的な医療ネットワークの構築についてさらに検討を進めるとともに、不足している医師確保に努めてまいります。

二つには、「地域を元気にする産業の創造」であります。

まず、「地域特性を生かした農業振興」についてであります。本市の農業は経営安定に向け園芸作物の施設化と観光農業を先進的に取り組んでまいりましたが、より競争力の強い農業経営基盤の確立が必要であります。そのため、他に先んじた生産体制の整備を図るため農産物ブランド化推進事業を充実し、さくらんぼの無加温ハウスの整備、Ｙ字仕立てハウス整備やバラの施設整備などを実施するとともに、紅秀峰のトップセールスや西村山管内首長による合同のトップセールスの実施など農産物の消費拡大を推進してまいります。

農業の永続的な振興には担い手となる人材の確保が必要不可欠であります。このため、農業大学校、農業高校など関係機関との連携を図り多様な担い手の確保に努めてまいります。近年、耕作放棄地の増加が進み大きな問題となっていることから、耕作放棄地再生利用対策事業を活用し、耕作放棄地の利活用を図るなどその解消に努めてまいります。また、平成22年度から始まった第３期中山間地域等直接支払制度により、中山間地における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図るほか、荒廃森林の整備を実施するなど中山間地域の活性化に努めてまいります。

農村整備については、新たに中向東部地区の農道整備事業に取り組むほか、これまでの寒河江中央地区基幹農道整備事業や、西根宝・下河原地区の用排水整備等に取り組み、農業の基盤整備を行ってまいります。

次に、「寒河江の宝を活かした観光振興」についてであります。年間を通し、我が郷土の歴史文化、観光資源、食、温泉、自然、祭りイベントなどを一層磨き上げ、これらを寒河江の宝として他地域との差別化を図りながらブランド化を推進してまいります。また、多様化する観光ニーズへの対応と観光客の満足度アップを図るため、拠点である慈恩寺での受け入れ態勢の充実やさくらんぼ狩りを初め

とするチェリーランドなどの新たな観光案内システムの構築、特産品の提供等を関係団体と地域住民との協力により推進してまいります。さらに、全国さくらんぼの種飛ばし大会についてはさくらんぼの収穫期を通して実施をし、日本一のさくらんぼの里にふさわしい大会となるよう充実してまいります。

次に、「活力ある工業の振興と雇用の創出」についてであります。企業を取り巻く環境は世界的な経済の混乱や国内消費の低迷、円高の影響等により、非常に厳しい状況が続いております。これらを反映して雇用について西村山地域の有効求人倍率はここ数年低い水準で推移しており、雇用情勢は依然として厳しいものとなっております。また、ことし１月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は91.9％と前年同様、厳しい情勢となっていることから、さらなる工業の振興と雇用の創出について重点的に取り組み活力あるまちづくりを進めてまいります。企業間の連携推進と企業ネットワークの構築については、農商工連携を初めとする異業種間の交流や企業間の連携を推進するためのコーディネーターを配置するとともに、山形大学との交流を深めるなどにより企業の課題解決を支援し、地域資源を生かした独自性のある製品開発を推進してまいります。また、販路開拓のための見本市や展示会等への参加を積極的に支援し、地場産業の振興や人材育成にも取り組んでまいります。雇用の確保については、今年度も引き続き景気・雇用対策が重要な課題であると考えておりますので、国・県の経済対策や緊急雇用対策を大いに活用しながら雇用対策を積極的に展開し、市民の安定した生活の確保に努めてまいります。平成23年度においては、県東京事務所に職員を派遣し、企業誘致活動を積極的に推進し山形県内陸地域基本計画に掲げる企業集積に戦略的に取り組み、本市の産業活動の活性化と雇用の創出に全力で取り組んでまいります。

次に、「人が集う、賑わいのある商業の振興」についてであります。商業を取り巻く環境は、景気後退による消費低迷、消費者ニーズの多様化、消費人口の減少及び商圏の広域化等により大きく変化してきております。商業の振興については集客に結びつくイベントや祭りによるにぎわいづくりが大切であり、今後とも商店街や地域住民との協働によるにぎわいを可能な限り切れ目なく創出しながら、地域に密着し愛される商店街とまちづくりを推進してまいります。また、中心市街地の核としてのフローラ・ＳＡＧＡＥの機能充実について、指定管理者制度の導入も含め検討を行うとともに、商店街等の活性化や魅力アップ、経営販売改善、リーダーや後継者の養成、空き店舗の活用等に積極的に取り組む団体等を支援し、地元商業の振興に努めてまいります。

三つには、「暮らしに便利な都市基盤づくり」であります。

初めに、「住みやすい快適なまちづくり」についてであります。今年度より本市の住宅建築等の促進を図る目的で実施いたしました寒河江市住宅建築促進事業につきましては、住宅の新築、増改築及びリフォーム等の住環境整備の促進に大きく寄与したところであります。平成23年度においては、県の施策とあわせて事業を充実し、市民の住環境の改善と建築需要の拡大による景気浮揚及び地元関連業界の振興を図ってまいります。また、市内への定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内に新たに土地を購入し住宅を新築する子育て世代を対象にした子育て木造住宅建築事業を創設してまいります。

組合施行による木の下土地区画整理事業につきましては、本市のまちづくりの重要事業であります。平成23年度は落衣島線が主要地方道天童大江線と接続することにより、事業地内の工事はすべて完了することとなります。さらに、大型商業施設も今春オープンの予定となっているところであり、引き続き事業の円滑な推進に向け組合を支援してまいります。また、運転免許証を持たないいわゆる交通

弱者等の救済を目的に、代替交通機関としてのデマンド型公共交通機関の導入に向け運転時における問題点の把握や利用状況を調査するため、デマンド型公共交通機関の実証運行を行ってまいりたいと考えております。

次に、「くつろぎのある都市空間づくり」についてであります。寒河江公園の整備や子育て環境に配慮した既存公園の再整備については、利用者の多様なニーズにこたえるとともに、利用しやすい公園とするためワークショップを開催し、市民参加による協働の公園整備を推進してまいります。また、最上川寒河江緑地につきましては、管理棟の整備や各種競技用備品の整備を図ってまいります。

本市は、四季折々の変化に富んだ水と緑豊かな美しい自然景観や原風景、また歴史や文化に根差した町並みや建造物等が数多く残されており、景観の保全・形成に向けた取り組みを進めてまいります。特に、東北を代表する古刹、「本山慈恩寺」を有する慈恩寺地内の歴史的、文化的景観を守り育てていくために、ワークショップを開催し慈恩寺地区の景観計画の策定に向け取り組みを進めてまいります。

第９回を迎えます本市を代表するシンボルイベント花咲かフェアＩＮさがえは、市民参加の手づくりの祭典として県内外から多くの来場者があり好評を博しております。平成23年度は一層多くの来場者に感動を与えられるよう会場内の花壇のリニューアルを行うとともに、子供から大人まで世代を超えた市民参加による会場づくりやイベントを開催しながら、本市の魅力を県内外に発信しさらなる交流の拡大を図ってまいります。グラウンドワークは、地域の身近な環境改善運動であり本市のまちづくりの手法として着実に市民に浸透してきております。地域が抱えるさまざまな環境改善の課題について、現状の把握とその解決に向けた取り組みを推進するためにグラウンドワーク推進団体やアドバイザーの育成を図ってまいります。

次に、「安全で機能的な道づくり」についてであります。中心市街地とほなみ団地との円滑なアクセスを図る都市計画道路下釜山岸線については、平成23年度に用地買収・物件補償等を完了し、市道丸内西根北町線から主要地方道寒河江村山線までの区間の早期完成に向け整備を推進してまいります。また、市立病院前の都市計画道路山西米沢線は工業団地へのアクセス道路であるとともに商業施設の出店とともに交通量が増加し、交通安全対策が急がれていることから測量設計調査等を実施し、用地買収・物件補償に着手してまいります。

県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線（主要地方道天童大江線）は、本町３丁目から八幡町の用地買収・物件補償が進められておりますが、引き続き早期完成を県に対し要望してまいります。市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等については要望も多いことから、生活道路整備計画に基づき重点的に整備を進めてまいります。また、現在実施している地域住民による側溝のふた板設置や道路補修等については、より事業内容を充実し市民との協働による道づくりを進めてまいります。老朽化している橋梁については、将来にわたる維持管理等の縮減を図るため長寿命化計画により予防的な修繕を行い、橋梁の保全と安全性の向上に努めてまいります。

次に、「暮らしを支える上下水道の整備」についてであります。水道事業は昭和29年に給水が開始された後、順次各地区に水道整備が進められ、今年度田代地区の簡易水道施設が完成したことにより市内全域で水道を使用することが可能となります。現在、第４次拡張事業により安全・安心な水道水の確保や災害に強い水道施設整備対策に取り組んでいるところであります。平成23年度は、第４次拡張事業として平野山配水池の電気機械設備更新工事や老朽管の布設がえ工事を行い、幸生地区では引き続き施設の更新整備を進めてまいります。また、寒河江市水道ビジョンを新たに策定し基幹施設の

更新や耐震化に取り組むとともに、水道料金の設定についても検討を行い安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申しあげます。早急な対応が求められている下水道未整備地区における生活排水処理施設の整備については、身近な河川等の水質保全と水洗化による生活環境の改善を進めるため市町村設置型合併浄化槽による整備事業に着手してまいります。平成23年度は次年度からの事業スタートを目指し、制度の設計や事業規模等、実施に向けた整備計画の策定に着手してまいります。公共下水道事業については、中央企業団地の第４次拡張に伴う汚水管渠整備を初め、未整備箇所の計画的な汚水処理施設整備を行うとともに、木の下土地区画整理事業に関連した南町地内の雨水幹線の整備を行ってまいります。また、浄化センター改築更新事業の最終年として、昨年に引き続き沈砂池設備の更新事業に取り組み、適切な汚水処理を行ってまいります。

四つには、「安全安心で支え合う地域社会と快適な環境づくり」であります。

まず、「災害につよい地域づくり」についてであります。地域における防災力の強化を図るためには自主防災組織の拡充が必要であり、新たな組織化への助成枠を拡大するほか、地域ごとの防災訓練の実施や安全マップの作成を進めるなど組織の強化を図ってまいります。消防団活動の充実を図るため、防火水槽の整備を初め消火栓の新設、更新等により消防水利の拡充を図るとともに、消防ポールの設置や消防ポンプ庫整備事業への支援、さらには軽積載車の更新等の整備による非常時における迅速な対応を確保してまいります。また、平成23年度は山形県と合同の防災訓練が本市を会場に開催されることから、防災に対する市民の意識高揚を図る絶好の機会ととらえ市民総参加による訓練を実施してまいります。さらに、住宅用火災報知機の全世帯設置に向けた啓発活動を進め、広域消防本部、消防関係団体との緊密な連携のもと災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、「交通事故や犯罪のない地域づくり」についてであります。市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図るため、地域福祉ネットワークと連携し地域の実情に合わせた安全見守り体制の整備を進めるとともに、各年代にわたる交通安全教室の充実に努め、交通安全教育を推進してまいります。また、防犯対策として環境に優しいＬＥＤ防犯灯を一部採用して設置するなど、地域の防犯や通学路の安全を確保してまいります。消費者トラブルの防止を図るため、市民への迅速な情報提供や高齢者教室、出前講座等を実施してその未然防止に努めてまいります。

次に、「環境を守り快適な暮らしの実現」についてであります。環境美化の推進については寒河江市環境美化基本方針の見直しを図り、新たな時代の人と自然が調和する快適な都市環境図を提示するとともに、地球温暖化対策については市内企業や市民団体とともに二酸化炭素削減の具体的な方策を検討してまいります。廃棄物対策の推進については３Ｒ、リデュース、リユース、リサイクル運動を推進し、さらなるごみの分別徹底や減量化、適正かつ効果的な収集運搬のため、ごみ処理基本計画の見直しを図ります。

次に、「市民のニーズに応じた住民サービスの推進」についてであります。市役所の窓口業務延長の拡充を検討するとともに、斎場の受け付け状況をホームページで公表することや、夜間や休日でも斎場の予約受け付けが可能となる体制等の検討を行ってまいります。また、利用しやすい市役所を目指して総合案内カウンターの設置など案内業務のさらなる拡充を検討しサービスの向上に努めてまいります。

五つには、「新しい時代を切り拓く人づくり」であります。

まず、「美しく豊かでたくましい心、元気な身体を育む人づくり」についてであります。基本的な

生活習慣の確立や確かな学力の習得など、子供たちの生きる力を社会全体ではぐくむために、さがえっ子育みアクションプランを策定し、学校、家庭、地域が連携した取り組みを推進してまいります。中学校給食については民設民営による学校給食センター方式で今年４月から実施してまいります。中学校での完全給食の実施とあわせ、家庭科や理科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体の中で子供たちが食に関する知識を身につけられるよう一貫した食育に取り組んでまいります。スポーツも取り入れた生活の実現のため、総合型地域スポーツクラブや体育振興公社さらには各種団体と連携を図りながら成人層のスポーツ参加率の向上を目指し、市民のニーズに合った各種スポーツ教室等を開催するとともに、スポーツ施設の充実等利用しやすい環境の整備に努め、地域の特性を生かした生涯スポーツの推進を図り１人１スポーツ運動の展開を進めてまいります。また、年間を通したスポーツに親しむ環境づくりのため、屋内多目的運動場の早期整備に向けて調査研究を進めてまいります。

次に、「郷土を愛し、次世代を担う意欲ある人づくり」についてであります。幼稚園・保育所等と小学校の連携を密にし、入学時の就学指導を充実させるとともに、幼保小や小中の指導者の合同研修会を開催し、互いの教育内容の理解を深め指導の改善を図ります。一人一人の学力を適切に把握し実態に応じた指導を行うとともに、学校研究や研修活動の充実を図り教師の指導力の向上を図ってまいります。

田代小学校については、平成25年４月１日をもって白岩小学校と統合することについて昨年地元の田代小学校統合問題協議会との間で正式に合意に達しました。今後は統合に伴う閉校記念事業の実施や通学方法、校舎などの今後の利活用の方法などについて田代区や田代小学校閉校記念事業実行委員会との協議、連携を図りながらスムーズな統合が図られるよう努めてまいります。また、同じく幸生小学校についてもよりよい教育環境の早期実現を図るため、白岩小学校との統合について地元関係者の理解を得ながら進めてまいります。

次に、「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」についてであります。慈恩寺文化は、全国的にも極めて価値が高いことから本山慈恩寺と連携を密にし、各種調査・研究を進める慈恩寺国史跡指定総合調査事業を実施し、国史跡指定に向けて取り組んでまいります。また、慈恩寺の文化財活用として慈恩寺文化を掘り起こし、磨き上げ、広く県内外に発信する寒河江の宝育成事業による慈恩寺シンポジウムなどを実施してまいります。さらに、本市には県や市の無形民俗文化財に指定されている田植え踊り、獅子踊り、流鏑馬などの民俗芸能や生活に根差した伝統文化がたくさんございます。それらの貴重な文化財の保存伝承を図り山形ふるさと塾形成事業に取り組み、後継者の育成に努めてまいります。市民文化会館自主事業の充実については、音楽、演劇の公演や幼児演劇教室を開催するとともに、自主事業の積極的な展開を推進し、市民の芸術文化に対する意識の向上を図ってまいります。

次に、「地域主体の活動による心豊かな人づくり」についてであります。家庭の教育力を高めていくためには、家庭と学校と地域がお互いに連携・協力し合い「地域の子供は地域で育てる」という共通認識のもと、それぞれの役割と責任を自覚していくことが必要であります。各地区公民館において、幼稚園や保育所と連携して家庭教育学級講座を開設するとともに、各小学校における保護者の研修会等を活用し、子育ち講座の学習機会の場を提供することにより家庭教育の大切さや家庭の役割等を学び合い、地域力の向上とともに家庭の教育力向上に取り組んでまいります。

六つには、「市民が主役のまちづくり」であります。

「市民による人輝くさがえづくり」について申しあげます。地域のことは地域の人々みずからが考え行動し、いわゆる地域力を高めていくことが大切であります。振興計画策定に際し開催された地域ワークショップのように、主体的に地域づくりを行う団体の自主的な企画事業や活動を支援していくために地域活性化推進事業を新たに創設してまいります。また、市政情報を多くの市民に提供するため、文化センター、市立図書館及び南部、柴橋、西部の各地区公民館に市ホームページ閲覧用パソコンを設置し、市民との情報の共有化を図ってまいります。

次に、「未来志向の行財政運営」についてであります。寒河江の魅力と元気を効果的に伝えるために、トップセールスの充実、イメージキャラクターやさくらんぼ観光大使の活用を図るとともに、県内市町村はもとより仙台圏や首都圏を見据えた情報発信に努めてまいります。また、子育て支援や定住促進などについて市ホームページなどに積極的に掲載し、「住みよい寒河江」の情報発信を行ってまいります。

最後に、組織の再編について申しあげます。新たな行政課題や住民のニーズに的確に対応し、新第５次振興計画を具現化する体制整備と市民にわかりやすい機構とするため、「新しい酒は新しい革袋に盛れ」の格言に倣い組織の再編を行うことといたしました。まず、これまでの総合政策課を政策推進課と名称変更し、施策の企画及び推進に関して全般的に担当するとともに、振興計画の進行管理を行ってまいります。商工観光課を廃止し、商工振興課及び情報観光課を創設してまいります。商工振興課は本市の商工業の一層の振興と企業誘致活動を積極的に推進するため、企業誘致推進室と一体的な組織とし、情報観光課については本市の市内外への情報発信を一層強化して観光振興を目指していくために観光部門とイメージアップ推進室が一体的かつ効果的な取り組みを行えるよう体制を整備するものであります。また、高齢者の見守りや高齢者福祉全般に迅速な対応を行うため健康福祉課内に高齢福祉室を設けるとともに、生涯学習スポーツ振興課については生涯学習課と名称を変更し、人生80年時代となり生涯にわたりスポーツに親しむ環境を一層推進するため課内にスポーツ振興室を創設してまいります。

行政を担うのはやはり人であります。そのため、市民から寄せられた相談などに対してその日のうちに実現の可否や回答の期限を示すワンデー・レスポンス運動を着実に進めるとともに、職員提案制度の一層の充実を図ることなど市職員の意識改革を進め、職員一人一人の姿勢の資質の向上を図り限られた人材の中で持てる能力を最大限に発揮し、市民の期待にこたえていくことがよりよい寒河江市の発展につながっていくものと確信しているところであります。

以上、平成23年度の市政運営の基本方針及び施策の大要を申しあげましたが、市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

議　案　説　明

○**髙橋勝文議長**　日程第39、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　それでは御説明申しあげます。議第３号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、住民生活に光をそそぐ交付金事業費や病

院事業会計負担金・補助金等を追加するのが主なものでございます。その結果、１億8,933万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ160億3,361万4,000円とするものでございます。

次に、議第４号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、公共下水道建設事業の年度内の完成が困難なために翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、議第５号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、療養諸費及び高額療養費等を追加するものでございます。その結果、１億2,765万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ43億1,217万1,000円とするものでございます。

次に、議第６号平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第２号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、一般会計繰出金を追加するものでございます。その結果、315万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ667万4,000円とするものでございます。

次に、議第７号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、後期高齢者医療保険料等納付金を追加するものでございます。その結果、691万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ４億86万円とするものでございます。

次に、議第８号平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、介護認定審査会共同設置特別会計繰出金を減額するとともに、歳入予算の調整を行うものであります。その結果、82万3,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億2,377万2,000円とするものでございます。

次に、議第９号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第１号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、介護認定審査会運営費の減額を行うものでございます。その結果、46万8,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,441万2,000円とするものでございます。

次に、議第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）について御説明申しあげます。このたびの補正予算は、入院・外来収益の減額に伴う他会計補助金の追加を初め、財政融資資金の繰上償還に伴う企業債及び償還元金等を追加するものでございます。その結果、予算総額は収益的収入及び支出で19億1,565万4,000円、資本的支出で４億6,402万3,000円とするものでございます。

次に、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算について御説明申しあげます。先ほども御説明申しあげましたが、新たに策定しました新第５次振興計画の目標具現化のため、重点プロジェクト事業を初めとした諸施策の推進、緊急の課題となっている地域雇用の創出、少子化対策や子育て対策の充実を図るとともに、財政の健全化を重点テーマとして予算編成を行ったところであります。その結果、平成23年度当初予算は150億5,000万円、前年度当初予算と比較して2.0％の増となったところであります。

次に、議第12号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申しあげます。生活排水処理施設の整備については、下水道未整備地区において市町村設置型合併浄化槽による事業実施に向けた整備計画に着手するほか、変化の激しい社会情勢や汚水処理施設の整備を取り巻く諸環境の変化に対応し、一層の経費節減に努めながら予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ17億5,545万7,000円で、前年度当初予算と比較して7,877万4,000円の減とな

ったところであります。

次に、議第13号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申しあげます。田代簡易水道が供給開始となることに伴い、水道施設の維持管理に要する一般管理費等を計上したところであります。その結果、当初予算は歳入歳出それぞれ532万4,000円で、前年度当初予算と比較して531万4,000円の増となったところであります。

次に、議第14号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申しあげます。国民健康保険税の徴収率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めるべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ41億9,273万8,000円で、前年度当初予算と比較して２億1,838万1,000円の増となっております。

次に、議第15号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申しあげます。保険料徴収と各種申請などの窓口業務などを行うための経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ４億299万4,000円で、前年度当初予算と比較して904万5,000円の増となっております。

次に、議第16号平成23年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申しあげます。高齢者が住みなれた地域で安心して継続したサービスが受けられる体制の整備に努めるとともに、介護保険給付額の増に対応するため、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ30億4,200万9,000円で、前年度当初予算と比較して１億3,627万2,000円の増となっております。

次に、議第17号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申しあげます。介護認定審査会に係る経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,578万9,000円で、前年度当初予算と比較して90万9,000円の増となっております。

次に、議第18号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申しあげます。歳入歳出それぞれ67万6,000円で、前年度当初予算と比較して11万2,000円の減となっております。

次に、議第19号平成23年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申しあげます。給食調理業務の民間委託や財政融資資金の補償金免除繰上償還に取り組むとともに、経営の再建に努め市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。収益的収入及び支出については収入総額及び支出総額とも18億9,809万5,000円とし、資本的収入及び支出については収入総額を２億4,512万6,000円、支出総額を２億8,307万5,000円とするものであります。

次に、議第20号平成23年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申しあげます。安心・安全な水道水の安定供給を図るとともに、水道ビジョンを策定しながら経営基盤を強化し健全経営に努めることを重点目標として編成したところであります。収益的収入及び支出については収入総額11億9,463万4,000円、支出総額10億3,304万円とし、資本的収入及び支出については資本的収入総額2,608万6,000円、資本的支出総額５億6,782万7,000円とするものでございます。

次に、議第21号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申しあげます。新第５次振興計画を具現化する体制整備と市民にわかりやすい機構とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第22号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあ

げます。中学校給食運営委員会委員、情報システム専門員及び納税相談員を新設するなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。山形県東京事務所に職員を派遣することに伴い、地域手当について規定するなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。山形県東京事務所に職員を派遣することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市地域活性化基金条例の一部改正について御説明申しあげます。住民生活に光をそそぐ交付金の活用期限に合わせ所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第26号寒河江市乳牛導入資金貸付基金条例の廃止について御説明申しあげます。酪農家数の減少に伴い、基金利用が見込めないことから本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議第27号寒河江市立保育所保育の実施に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。新たに民間立の認可保育所が市内に設置されることに伴い、本条例の題名の改正をしようとするものでございます。

次に、議題28号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申しあげます。暫定的に引き上げておりました出産一時金の支給期限が満了となることから、今年４月以降の支給額を改めるなど、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第29号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。国の食糧・農業・農村基本計画を踏まえ、女性農業委員の登用促進を図るため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市中学校給食費徴収条例の制定について御説明申しあげます。中学校給食の実施に伴い、給食費の徴収等について定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第31号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部改正について御説明申しあげます。介護認定審査会委員として歯科医師数を増員し、歯科医師の負担軽減と介護認定審査会のより効率的な運営を行うため、規約の一部を改正しようとするものであります。

次に、議第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申しあげます。幸生地区並びに田代地区の第７期総合整備計画について平成22年度が最終年度となることから、引き続き両地区の第８期総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、30案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

○**髙橋勝文議長**　市長。

○**佐藤洋樹市長**　大変失礼いたしました。

先ほど議第31号について寒河江市西村山郡介護保険認定審査会共同設置規約の一部改正と申しあげましたが、記載のとおり一部変更でありますので、おわびして訂正いたします。

よろしくお願いします。

散　　会　　午前１０時４７分

○**髙橋勝文議長**　本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成２３年３月２日（水曜日）第１回定例会

○出席議員（１８名）

１番	髙	橋	勝	文	議員	２番	沖	津	一	博	議員
３番	石	山		忠	議員	４番	辻		登代子		議員
５番	工	藤	吉	雄	議員	６番	杉	沼	孝	司	議員
７番	國	井	輝	明	議員	８番	木	村	寿太郎		議員
９番	鴨	田	俊	廣	議員	１０番	佐	藤		毅	議員
１１番	松	田		孝	議員	１２番	石	川	忠	義	議員
１３番	新	宮	征	一	議員	１４番	伊	藤	忠	男	議員
１５番	佐	藤	暘	子	議員	１６番	川	越	孝	男	議員
１７番	那	須		稔	議員	１８番	鈴	木	賢	也	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邉満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
髙子武	農業委員会会長代理	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
冨澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習スポーツ振興課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第２号　　第１回定例会
平成２３年３月２日（水曜日）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　一般質問
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第２号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○**髙橋勝文議長**　おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第２号によって進めてまいります。

一　般　質　問

○**髙橋勝文議長**　日程第１、これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。
この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書
平成２３年３月２日（水）　　（第１回定例会）

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
1	国民健康保険について	（１）国民健康保険運営の広域化について （２）国民健康保険法第44条の実効ある取り組みについて （３）国民健康保険税の値上げを抑える	１５番 佐　藤　暘　子	市　　長

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
		ために一般会計からの繰入れを実施する考え方について		
2	高校再編問題について	先に出された県に対する要望の趣旨を踏まえ、今後どのように対応するのか	１３番 新　宮　征　一	市　　長
3	大学と地方行政との係わりについて	官学連携による地域や産業の発展につなぐ役割について	８番 木 村 寿 太 郎	市　　長
4	クマによる被害と実態について	（１）生態と捕獲の実態について （２）農産物被害について （３）保護と共存共栄について （４）今後の対策について		市　　長
5	地域特性を生かした農業振興について	農地流動化、農用地利用集積等により耕作放棄地や遊休農地の再利用を推進し、農地の効率且つ合理的な利用促進を図ることより、畑作物の生産増大を図り新たなブランド化を進めることについて	３番 石　山　　忠	市　　長
6	ファミリースキー場の設置について	子育て支援の立場から、ランドマークの長岡山や最上川ふるさと総合公園の高瀬山に、ファミリースキー場を設置することについて		教育委員長
7	市政運営について	（１）企業誘致について （２）「寒河江市水道ビジョン」の策定について （３）急傾斜地崩落防止対策について	１１番 松　田　　孝	市　　長

佐藤暘子議員の質問

○**髙橋勝文議長**　通告番号１番について、15番佐藤暘子議員。

〔１５番　佐藤暘子議員　登壇〕

○**佐藤暘子議員**　おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、市民の方々から一番多く寄せられる国民健康保険について問題点を指摘し、今国が進めようとしている国保広域化に対する考え方と、市民の医療費と国保税の負担を軽減させる取り組みについて、順次市長の考えを伺ってまいります。市民の命と健康を守る自治体の長として、ぜひ前向きな答弁をいただけることを期待し質問に移ります。

初めに、国民健康保険運営の広域化について市長の見解を伺います。

２月10日付国保新聞では、国保料、国保税の収納率が平成21年度全国平均で88.01％と過去最低となり、皆保険制度を達成した昭和36年以後最も低い収納率になったと報じています。平成21年度の市町村国保加入世帯の１世帯当たり所得（課税標準額）は129.3万円と前年度より約７％にも下がったが、一方で１世帯当たりの保険料の課税額は介護分、後期支援分を含めると16万102円と1.5％増加している。所得に占める保険料課税額の割合は、平成20年度の11.35％から12.38％へと１ポイント程度増加しており、医療費の高騰と低所得者の増加で国保料は今後も上昇が避けられないと指摘しています。寒河江市においても例外ではなく、各課職員の努力にもかかわらず収納率は年々低下し、平成20年度の92.32％から平成21年度は91.57％と0.75ポイント低下しています。

厚生労働省は平成20年秋のリーマンショックから続く景気悪化により保険料を払えなくなった人が増加したとして、所得が減少しているにもかかわらず保険料・税の負担が重くなっていることを上げています。

国保税が年々上昇し大きな負担となっている背景として一般的に言われていることに、国保加入者には景気の悪化による低所得者や退職者が多く国保の税収が上がらないこと、超高齢社会となって医療を必要とする人がふえたこと、医療の高度化により医療費が高くなっていることなどが挙げられますが、もう一つ大きな要因として国保に対する国の負担割合が大きく削減されてきたことが挙げられます。国民健康保険制度が発足してから50年になりますが、1984年退職者医療制度の発足と軌を一にして国保に対する国の負担割合が大幅削減され、約45％と言われた国庫負担割合が今では約半分の25％にまで削られているということです。このことも、国保財政と加入者を苦しめている要因であることを指摘しなければなりません。

厚労省は、国保税を滞納している加入者への制裁措置として保険証を取り上げる、または３カ月しか使えない短期医療証の発行を保険者である各市町村に義務づけました。このことにより医療の必要な人が医者にかかれない、手おくれになって命を落とすといったことが全国的に発生し、大きな社会問題となっています。

さらに、国では徴収率が上がらない市町村には普通調整交付金を減額するなどの制裁をし、収納率を上げるよう圧力をかけてきています。年金の振り込まれる預金口座が強制的に差し押さえられ残高がゼロになった人や、子供の学資資金にこつこつ積んできたわずかばかりの預金が差し押さえられ子供を学校にも入れられないと嘆く人など、個人の人権を無視するような取り立てが行われている実態がテレビでも放映になりました。国保は今や国民の命を守り、だれでも安心して医療を受けることができる制度ではなく、苦しめるための制度になっていると言わざるを得ません。

国は、後期高齢者医療制度を廃止し75歳以上の高齢者は国保に戻すとしていますが、財政運営についてはこれまでの後期高齢者医療と同様、都道府県単位の財政運営にするとしています。さらに、2018年度をめどに全年齢での都道府県運営を図るという方針を打ち出しました。すなわち、国保の都道府県を単位とした広域化です。その地ならしとして厚労省は、都道府県に対し昨年12月末まで広域化等支援方針の策定を求めました。この策定をしたのは47都道府県中42都道府県で、残る５県は広域化に向けた議論が煮詰まっていないなどとして策定を見送ったということです。山形県は12月までの策定は見送り、ことし３月までに策定する予定となっているようです。国保運営に苦労している市町村では広域化を求める意見が強いようですが、厚労省が目指している都道府県単位の広域化は、県が国にかわって県内すべての国保医療費を管理し拠出することができるようにすることだと言われてい

ます。つまり、国民の命を守るべき国の責任を県に押しつけるものだということです。全国知事会でも県が保険者になることには反対の意見が多いようです。国保を広域化することによって、自治体や加入者である住民にどのようなメリット、デメリットが出てくるのかしっかりと見定めることが重要と考えますが、メリット、デメリットについて市長の見解を伺います。

次に、国民健康保険法第44条の実効ある取り組みについて伺います。このテーマの質問はこれで３度目になります。

最初は、医療機関窓口での未払い金がふえていることに端を発し、その解決策として国保法第44条を活用し生活困窮者の医療費の支払いと医療機関の未収金問題解決に役立ててはどうかということで取り上げました。これまでにも何度も申しあげてきましたが、国保加入者には無職者や低所得者が多く国保税を払えない人もふえていますが、病院の医療費を払えず滞納している人もふえています。国民健康保険法には、そうした人を法律で救済するものとして第44条があります。この第44条を実際に役立つものにするには、各自治体で具体的な運用の仕方を決めなければなりません。

平成22年６月議会での私の質問に市長は、寒河江市においても何らかの運用方針が必要と考えているところですが、今年度中に国から一定の基準が示される予定なのでその動向を注視していきたいと答弁されています。

国からは、平成22年９月に国保法第44条に基づく独自減免をした場合は減免に要した費用の２分の１を補助するという財源の手当てと運用の基準が示され、各都道府県に対しては管内市町村と医療機関に対しその運用について周知するようにといった通達がされたと聞いています。国からの基準が示されたことを受け、患者が医療費の支払いができないために必要な医療を中断したり受診しなかったりすることがないように、また今ふえている医療機関の未払い問題解決のためにもぜひ国保法44条の実効ある取り組みをすべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、国民健康保険税の値上げを抑えるために、一般会計からの繰り入れを実施する考え方について伺います。

今議会に平成23年度の予算案が上程されていますが、国民健康保険特別会計については歳入歳出41億9,273万8,000円となっており、平成22年度当初予算との比較では２億1,838万1,000円の増となっています。平成23年度の予算書には7,090万円の基金繰り入れがありますが、平成22年度決算で見込まれる基金残高をそっくり繰り入れることになり国保財政が赤字になることは目に見えています。そうなれば、保険税の値上げということが出てくるのだろうと思いますが、今でさえ払えずに滞納している人がふえているときにさらなる値上げということは、市民の暮らしは破壊されてしまいます。値上げを抑えるためには、他市でもやっているように一般会計からの繰り入れを実施するべきではないかと思います。

私は、平成22年６月に同じ趣旨の質問をいたしておりますが、市長は国の考え方として一般会計からの法定分以外の繰り入れ繰り出しは好ましくないとされていると答弁されています。

しかし今、市民の暮らしの実態を考慮せずに財源確保のためには値上げもやむを得ないと値上げを強行すれば、納められない人はさらにふえ短期保険証や資格証明書の発行が多くなり医者にかかれない人が出てくるなど、市民の暮らしや健康にも大きな影響が出てくることが懸念されます。国は、上がり続け払い切れない国保税に財源の手当てをしないばかりか一般会計からの繰り出しも認めない、それをやればペナルティーを科すとおどしをかけていますが、地方自治体は住民の暮らしの実態を一番間近で見つめ守る責任を負っています。これ以上国保税の値上げをしないために、一般会計から法

定外の繰り入れをすることについて市長の考えをお伺いし第１問といたします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　皆さん、おはようございます。

ただいま、佐藤議員から国民健康保険について何点か御質問いただきました。佐藤議員には、寒河江市の国保運営協議会会長としてさまざまな面で御尽力いただいておりますことをこの場をおかりして感謝御礼申しあげたいと思います。

国民健康保険の制度について改めて私から申しあげる必要もないかもしれませんが、だれもが必要なときに必要な医療を受けることができ、健康で安心して暮らせるための国民皆保険制度の中核をなすものであります。極めて重要な制度であると認識しております。将来とも、良質な医療を確保し安定的に運営していくことが求められるわけであります。

しかしながら、昨今の医療費の増加、高齢化の進展さらには景気の低迷や雇用情勢の変化などによりまして、今後とも厳しい財政運営が予想されております。小規模保険者は、財政運営が医療費の変動等に左右されやすいわけであります。市町村単位での運営には限界があるとも言われているわけであります。こうした状況から寒河江市といたしましては、市町村国保の広域化を図り事務の効率化や共同による事業実施を進めながら一体的に運営することにより、国保財政の基盤強化を図っていくことは必要なことであると考えております。

広域化することのメリット、デメリットということで御質問がありましたが、県の広域化支援方針がまだ示されていない状況であります。先般の市長会議におきましても、市町村の考えを十分酌み取った支援方針にしていただきたいということで、ことし９月までその方針についてさらに議論を深めていくべきだということで、県に対して要望していることを決議した次第であります。

そういう状況でありますが、一般的にはメリットとしては保険財政の安定化や保険料の平準化による負担の公平性が図られることと言われております。また、一方デメリットとしては医療機関の偏在による医療環境の格差などがあると私も感じているところであります。

このようなことから、国における医療制度改革の動向や社会保障と税の一体改革の動きなど、市町村国保を取り巻く状況にはなお不透明な要素も多いわけでありますので、今後とも十分見きわめながら市民が安心できる国保制度となるよう国・県への要望を引き続き行っていかなければならないと考えております。

次に、国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の減免等についてお尋ねがございました。

規定では特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対しまして、減免等の措置をとることができるとされているところであります。先ほど、議員の御質問の中にもありましたが、昨年９月に厚生労働省より市町村国保の被保険者が医療機関窓口で払う一部負担金を減免する仕組みについて一定の基準が示されております。国の示した基準では、失業などで収入が一時的に生活保護に準じる状況になった場合に、減免の対象とするというものであります。

県内では、これまで庄内町と飯豊町で要綱を定めているわけでありますが、市町村国保の財政負担も発生することから、より実効性のあるものにしていくためには減額割合など市町村などが独自に決定できる部分もあるために、他市町村の動向なども十分に見ながら要綱制定の検討を今進めているところであります。

なお、これまでと同様に相談や申請がなされた場合には、法の趣旨に沿いながら個々のケースに応

じて具体的かつ詳細に調査・審査をしまして、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、国保会計への繰り入れについて御質問がございました。

国民健康保険は、加入者が納める保険税や国・県・市の負担金などによって病気やけがをしたときなどの医療費の支払いに充てる仕組みになっているわけであります。一般会計から法定外の繰り入れをして、保険税額の上昇割合を軽減してはどうかという御提案でございますけれども、先ほど議員の御質問にもありましたが、国からの通知ではこうした国保制度の趣旨に沿って適切に運営されることとされております。また、現在検討している国保の広域化を進めていく上でも、法定外の繰り入れなどについては計画的に縮小していくことが求められているわけであります。

私どもとしては、市民生活に直結する国保税率の上昇が大きくならないように、これまでも未納金の収納対策やジェネリック医薬品の利用促進、さらには疾病予防事業など医療費抑制の対策に鋭意取り組んできたところであります。また、平成23年度からはジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知なども実施してまいりたいと考えております。今後とも引き続きこのような対策に取り組みながら、医療費増嵩の抑制と国民健康保険財政の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

御提案の国保会計の法定外繰り入れにつきましては、今後平成22年度の決算の状況など十分見きわめながら研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　第１問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

広域化をすれば保険財政の安定化が図られる、また医療保険の平準化が図られるということを市長が答弁されましたけれども、医療保険の平準化ということなんですけれども、今見てみましても合併をしているところなどの例をとりますと、やはり最初は旧市町村の保険料でいくということを言っておりますけれども、合併をしてから何年後かになりますと保険料の統一というものが図られますね。それで、やはりこれまでの保険料よりも高くなってしまうところが出てくるわけです。ですから、県を１本にした保険料の平準化ということになりますと、かえって高くなってしまうところも出てくると思います。そういうことで、保険料の増大もあるのではないかと思いますけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　それでは、お答え申しあげたいと思いますけれども、先ほども若干申しあげましたけれども、広域化の支援指針というのを県の方で検討しているわけでありますけれども、やはり各市町村、全市町村ですね。ある程度、納得した上でその指針を定めていただきたいということをまず申しあげて、十分議論を尽くした上での指針となっていただくようということで、市長会でも、もちろんこれには町村会でも働きかけていくという市長会会長の話もありましたが、そういうことで進めていきたいというところがあります。

そういった状況なので、まだ具体的な案というものが示されていないというところでありますので、なかなかお答えにくいわけでありますけれども、基本的に前提の考え方というのはやはり医療ニーズの医療圏というものを、どの程度のエリアに置くかということが基本的にはあるわけであります。市町村単位に医療のニーズに対応していくような医療圏域というのがあるのかというと、やはり御案内のとおり広域的な、もうちょっと広域的ですよね、医療の需要あるいはそういう病院のあり方というのは。国の方では、都道府県単位が医療圏の一つの単位なのではないかということで考えているわけ

ですけれども、やはりどこに住んでいても県内であれば同じ所得があれば同じ保険料を払う、そういうことで便益を享受できることが公平性につながっていくと考えているわけであります。

ですから、それが上がるかどうか、下がるかどうかというのは個々の自治体、個々のケースによって違うので一概には言えないわけでありますけれども、基本的にはやはりそういう公平性ということを前提にした広域化の方針にあるということを御理解をいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　市長の今のお答えですと、広域化というのは同じような医療を平等に受けられるような、そういう広域化だというお答えだったと思いますけれども、そうであるならばやはり県全体を広域化としなくともいいのではないかと、私は考えております。やはり、国の考えている広域化というのはいかにして国からの持ち出しを少なくするか。そして、その中で国の果たしてきたこれまでの役割を県にそれを移して、県がそれに責任を持ってその医療制度を運営することにあるのではないかと、私は思っております。

それで、国が今支援方針などというものを県につくらせておりますけれども、その支援方針の中にありますのは税の収納率を各市町ごとに収納率の計画を上げさせるということがありますね。その計画に達しない場合は国の方で、これまでもそうなんですけれども、ペナルティーを科すということがあるわけですけれども、それを県が各市町村に対してそういうペナルティーを科すことができると変えようとしていると思うわけです。ですから、そのペナルティーを科されないようにするために各市町村では収納率のアップに躍起になるということがあるわけですね。

それで、先ほど私第１問でも申しあげましたように、強制的な差し押さえをするとか操作をするとか、そういうことをやってどうしても収納率を上げようということになるのではないかと思うんですけれども、そういう危険性があることについて市長はどのようにお考えですか。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　やはり、何度も申しあげておりますとおり、議論を尽くしていかなければならないということが１点あると思います。

それから、収納率の低下については、やはり財政の不安定を招くということでありますから、そして保険料の引き上げにもつながっていくという懸念があるわけでありますので、ここは財政基盤の強化を図っていかなければならないと思っているわけであります。

ただ、佐藤議員の先ほどからの御指摘と我々の立場とのずれといいましょうか、その違いというのは、やはり国がやるべきことを県に押しつけているという観点からの御質問をされておられるわけですけれども、我々は国保を担っている市町村のこれから大変な財政状況の中で財政運営は市町村には大変なのではないかということで、より広域的な財政基盤、安定した財政基盤をつくっていく上では市町村単位ではなくて、やはり県単位の運営をしていくべきではないのかという視点から広域化ということで進められようとしているわけでありますし、我々としてもそういう方向で考えているということでありますので、まずそこは御理解いただきたいと思いますが、収納業務というのは大変、そういった意味で財政基盤を安定させるという意味では大変重要な仕事でありますし、今後もやはりそれは市町村が十分担っていかなければならないと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　市長がおっしゃることもわかるんですけれども、市長がおっしゃることは財政的には大変困難な時代になっていると、各自治体だけでは運営ができなくなっているということで、それを

平準化して県１本にすれば負担割合も少なくなるであろうというお考えのようですけれども、市町村の国保運営というものは収納率を上げることだけではなくて、やはり一人一人の市民がいかに良質な医療を享受できるか、健康を維持できるか、それを見守っていくことも市町村の重要な役目だと思うんです。

ですから、これが県１本になるということになれば保険税を計算するというか決めるのは県になるわけですね。そしてその県で決めた保険税が各市町村におりてくる。そうして、その収納率が上がらなければやはりペナルティーが科せられるとなりますと、市民の今ある実態よりも収納率をいかに上げるかということに力が集中してしまうのではないか。そのために、住民がどのような生活をしどのような状態で暮らしているのか、そういう実態が見えなくなってしまうのかと、そういうことを私は感じているんです。ですから、それは地方自治体としてはあってはならないことだと思いますし、やはり地方自治体として、保険料、財政面だけではなくて市民のそういう命、健康というものを保持していくために全力を尽くさなければならないと思うんですけれども、その機能が薄れてしまうのではないかという危険性があるんですが、市長はその点についていかがお考えか伺いたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　我々としてもそういうことがないように、いろいろ県の方とも議論を尽くしていかなければならないと思います。

今考えている最中、案として構想の段階でありますけれども、その平成30年から国保ということでありますが、その前段として後期高齢者医療を国保と一体化していくということで、平成26年からやろうという考えがあるわけであります。それを見ますと、標準保険料の設定というのが、県がやることにはなりますが、実際条例による保険料決定は不可という段階から市町村の事務、業務ということになります。考えているのはそういった意味で申請の窓口業務と、そういう実態の把握と、そういったことについては市町村が十分状況を把握していくということについては、今後ともそういう広域化の制度が仮に進められたとしても十分市町村が担っていかなければならない大変重要な業務だと我々は理解しております。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　市町村の窓口に相談窓口をつくるということもあるかと思いますけれども、これまでですと保険料が納められない、そしてどういうふうにしたらいいかということで市町村では相談に乗ったり、それでは減免制度がこういうのがありますのでこういうのに該当しないかとか、あるいは分納したりとか、そういうことがこれまではできたわけですけれども、それが県１本でのそういう制度窓口となってしまえば、各市町村のそういう相談がもしあったとしても市町村独自ではどうにもできない状態になるのではないかと思うわけです。ですから、後期高齢者医療がそうであるように、やはり市民の状況が見えなくなってくる。例えば、困って保険税が納められないとしても、それをどこにも持っていきようがなくなるというような状況になるのではないかと思うんですが、その点についてお考えを伺います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　後期高齢者医療制度が新しい医療制度に移行するという中で、その新たな医療制度についてある程度取りまとめがなされていくというわけですね。先ほども申しましたが、標準保険料の設定というのは、そういう意味では県が行うという想定でありますが、具体的な保険料の決定あるいは賦課というのは市町村が担う方向でいるということであります。また、申請書の窓口業務やら資格

管理などについてもやはり市町村が担うという考え方が進められようとしておりますから、我々としてはやはり先ほども申しましたけれども、具体的なケースケースのいろんな状況についての相談などについては、引き続き市町村が市民の皆さんの窓口になっていくということになっていくだろうと理解しているところでありますので、そういった意味で市民の医療健康を守っていく役割は、引き続き市町村が担っていくと理解しております。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　事務的なことですとか、また医療圏の中で必要な医療を受けられるという、そのための広域化というのは私も否定するものではありませんけれども、そういう財政を平準化するということからすれば、これからも医療費というのは伸び続けるわけです。保険料の平準化といっても医者にかからないところというのは、これまでですと保険料も安くて済んだわけですね。そういうところが１本にされてこれまでの保険料よりも高くなるとか、そういうことが出てくることが予想されます。ですから、これはやはり財政への負担といいますか、国からのそういった大幅な財政の負担がなければ、幾ら広域化したとしてもそれは住民の健康を守ったり適切な医療を受けられたり財政的な負担を軽減するということにはつながらないのではないかと思うんです。

まず、そういう広域化をするにしても、国ではそういう広域化をして財政負担をなるべく少なくしようという考えのようですけれども、そうではなくてやはり国が最終的には住民の命を守るという社会保障的な立場に立って財政の負担もしっかりやるということが、まずは基本ではないかと考えますけれども、その点について市長はどのようにお考えになっているか。

各自治体からも、国に対してもっと財政負担を潤沢にすべきだということを主張していくべきではないかと思いますけれども、それらについて市長の考えを伺います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　こういう制度の大幅な見直しのそもそもというのは財政的な問題という、それだけが要因ではないわけでありますけれども、財政の問題というのは大きな見直しの原因になっていると理解しているところであります。我々としても、佐藤議員御指摘のように市民の健康を守っていく、安心・安全な医療を受けられるということというのは基本的な市の姿勢でありますから、そういった意味で国保の制度自体が安定的に今後とも医療の増嵩やら高齢化の時代に対応していくような、そういう制度の体制というものをつくっていただきたいと思いますし、財政基盤の強化についてもこれまでも市のみならず市長会あるいは町村会含めて、国の方にあるいは県の方にも十分要望を重ねてきたところでありますけれども、今度の大きな制度改革の方向性に際しましても、さらにやはりそういう要望については財政基盤の確立に対する要望については一層強めていかなければならないと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　それでは、国保法の第44条について伺います。

今、医療機関での未払いということがふえていると先ほども申しましたけれども、市立病院の場合、平成23年１月末で2,521万4,724円の未払い金があると言われております。これの主な原因というのが生活困窮が主なものであろうということが言われましたけれども、その中でもやはり国保の患者が多いということでございます。ですから、年間にすれば200万円から300万円くらいの未払いだということなんですけれども、これを長い間ほうっておけばやはり2,000万円、3,000万円という膨大な未払い金になっていくわけですね。ですから、国の方でもそういうことをなくすことを目的として、最初は

そういう審議がなされたということであります。ですから、そういうことで各町や市なんかでもこういう国の基準が示されたということで、要綱とかそういう規定をつくってそれに該当するような働きかけをするという動きが強まってきております。

既に庄内町なんかでは、生活保護基準の1.2倍の所得の方に対しては該当するような要綱をつくっておりますけれども、やはりそういう意味では寒河江市でもぜひこの要綱をつくって実効あるものにしていただきたいと思いますけれども、重ねて市長の見解を伺います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　先ほどもお答え申しあげましたが、この要綱の策定については県内では庄内町、飯豊町ということで要綱がつくられている状況でありますが、実効性のあるものにしていく、それからより実態を反映していくということのために今研究をしている、検討しているということであります。できるだけ早く、平成23年度の間には要綱をつくっていくということで、今作業を進めている、検討を進めているところであります。県内には二つの町での制定ということでありますが、他県の状況なども十分お聞きしながら、よりよい要綱制度につくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　庄内町と飯豊町が既につくってあるという市長の答弁でありましたけれども、西郡では大江町、西川町、朝日町では今年度中に、平成22年度中につくるという調査結果が出ております。庄内町の場合には生活保護基準の1.2倍の所得という規定をしているようですけれども、この規定は市町村独自でつくることができるわけですので、できるだけ今生活保護には該当しないけれども生活保護基準よりもずっと下で、それでも生活しているという方がたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方たちが該当できるようにやはり生活保護基準の1.2倍、1.3倍、そういうことを視野に入れながら検討していただきたいと思います。

それから、保険税負担を抑えるための一般会計からの繰り入れということでございますが、国の方ではこういうことは認めていないと、広域化をするためにはできるだけ赤字を解消するようにということが出ていると思いますけれども、でも普通個人当たりの保険料というのも非常に高くなってきております。

私は、平成23年度の国保税の予算と平成22年度の当初予算との比較をしてみたんですけれども、単純に国保税の予算を加入者で割って１人当たり、そして世帯で割って世帯割というものを出してみました。平成23年度の加入者１人当たりの税額を見ますと９万9,586円、平成22年度の予算で比較すると１人当たり９万2,492円、１人当たり7,094円ふえております。それから、世帯で申しあげますと平成23年度は１世帯で18万8,625円、平成22年度が17万7,244円、差し引き１万1,380円の増加ですね。これは税率を上げたり改定をしなくても自然的にふえていく数字ですね。毎年高くなっていきます。そういうことがこれからもずっと続くということになりますと、負担能力を超えた国保税になってしまうということが懸念されるわけです。ですから、これを防ぐためには、国から認められていないとはいうものの法定外の繰り入れも必要なのではないかということがあります。

それから、もう一つは、やはりジェネリック医薬品をもっと使っていくとか、そういうことも一つの方法だろうとは思いますけれども、私がここで申しあげているのは法定外の繰り入れも市民の命を守るためには仕方がないのではないかと、せざるを得ないときがあるのではないかと思って市長の考え方をお聞きしているところです。そのことについてもう一度お尋ねしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　法定外の繰り入れについては先ほどもお答え申しあげましたが、ほかの県あたりの事例などもあるような情報も聞いておりますけれども、国の考え方あるいは今後の広域化方針の考え方などを踏まえながら、ただおっしゃるように保険料にはね返るということについても我々としてはできるだけいろんな面での医療費の抑制というものもさらに進めていきながら、保険料の上昇というものを抑えていかなければならないと考えております。そういった意味で繰り返しになりますけれども、平成22年度の決算状況を見ながらそのことについて研究していくということで今考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　これで質問は終わりますけれども、私はやはりこの国民健康保険というのは国民皆保険、だれでもがいつでも病気になったときには安心して医者にかかれるような制度ということで国民皆保険というのができたと思っております。これはお互いに保険料拠出はしておりますけれども、国が社会保障の一つとして面倒を見なければいけない制度であると思っているところです。ですから、今地方自治体が非常に大変な思いをしている。医療もきちんとした医療が受けられない人がふえている。そういうときには、やはり国がそれを見なければいけないと思うわけです。ですから、国に対する支援をもっと強力に進めていただきたい。このことを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新宮征一議員の質問

○**髙橋勝文議長**　通告番号２番について、13番新宮征一議員。

〔１３番　新宮征一議員　登壇〕

○**新宮征一議員**　おはようございます。

ことしはまれに見る大雪と厳しい寒さであったわけですが、ようやくここに来て解放された感じです。いよいよ今年度も年度末の３月を迎えました。また、私ども議員にとっては今期最後の定例会となりました。今回、私は市民の間で今話題となっている西村山地域の高校再編問題について、寒河江市民の一人としてこの問題１点に絞って質問をいたします。この問題に関して、市長は今定例会初日の行政報告の中で触れられておりましたが、私の考え方も含め改めて伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そもそも、この問題は、現社会において少子化現象による生徒数の減少が背景にあるものと考えられます。どこの地域でもその地域にとって自分たちの町にある高校が廃校になるのではないかという不安が生じてくるわけであります。

今回示された県の方針によれば、キャンパス制を導入するとのことで、寒河江高校と谷地高校、寒河江工業高校と左沢高校との組み合わせによるキャンパス制となっております。さらには、寒河江工業高校は現在の４学級から１学級減らして３学級とし、寒河江高校の果樹園芸科は平成25年度に募集を停止し、左沢高校に統合するというものであります。

現段階ではそれほど懸念される内容のものではないように見えますが、将来的にはいささか不安を感じざるを得ません。１月19日にハートフルセンターで開催された地区説明会にも参加してみましたが、質問に対する答弁の中で学校名について当面は現在の学校名はそのまま残すとのことでありまし

た。しかし、この当面という言葉の裏を返せば、今後の推移によっては本校・分校といった形態に移行し、さらにはキャンパス同士の統合により片方の学校は近い将来廃校になってしまい、結果的には西村山地方には２校だけになってしまうのではないかと心配されるわけであります。

本市にとっては、現在の寒河江高校と寒河江工業高校の２校を何としても存続できるよう努力しなければなりません。これまで寒河江高校、谷地高校、左沢高校の３校は進学校として位置づけされてきましたが、特に寒河江高校は名門高として長い歴史と伝統を保ち大学進学を目指して高い進学率を誇ってまいりました。一方の寒河江工業高校も県内有数の実業高校として知られ、多くの有能な人材を世に送り出してきたところであります。さらには、農業後継者等の問題が叫ばれている昨今であります。こういうときにこそ農業経営の基本と技術を学び自信を持って就農できる環境をつくるためにも、寒高果樹園芸科の存続を強力に訴えていかなければならないと思います。

以上の観点から、今後仮に生徒数の減少があったにしても、将来的には進学目的のいわゆる普通科高校である寒河江高校と高度な技術と高レベルの資格を身につけるための実践型高校としての現寒河江工業高校を、何としてもこの寒河江市に存続させることが市民の共通の願いであると考えます。

また、学校の要件としては最も重要なことは、交通の便など生徒たちがいかに通学しやすいかなど、環境の面も考慮しなければなりません。つまるところ、西村山地方の中核市であるこの寒河江市に伝統校である寒河江高校と、そしてもう１校は現寒河江工業高校に果樹園芸科を編入し、工業にこだわるのではなく校名を寒河江産業高校もしくは寒河江実業高校などに改称しても実践型高校として、あわせて２校を存続させるよう積極的に働きかけていかなければならないものと考えます。

この前の説明会の中では、地域の意見や要望も参考にしながら今後検討してまいりたいと言っておりました。寒河江市は、寒河江市としての市民の声を取りまとめ最終案が示される前に何らかの手を打っておくべきではないかと考えます。さきに市長名、議長名で出された要望の趣旨を踏まえ、今後どのような対応を考えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたしまして第１問といたします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　新宮議員から、高校再編問題について御質問いただきましたので、順次お答え申しあげたいと思いますが、西村山地区の高校再編整備につきましては、そもそも県の教育委員会におきまして平成17年３月に県立高校教育改革実施計画というものを策定をし、その中で西村山地域については少子化による中学校卒業予定者の減少や学校の小規模化への懸念等から高校の再編整備が検討課題であるということが示されていたわけであります。そして御案内のとおり、平成20年11月に西村山の県立高校再編整備に係る検討委員会というものが組織をされ、地域内の中学生、高校生及び小中学生の保護者に対するアンケート、さらには地域関係者からの意見聴取などを行いながら検討を重ねて平成21年10月の中間説明会を経て昨年３月に西村山地区の高校教育のあり方について報告書が提出されていたところであります。

県の教育委員会においては今年度この検討委員会の報告を踏まえて検討してきたわけであります。その結果、先ほど新宮議員からもお話がありましたが、平成25年度から寒河江高校と谷内高校、寒河江工業高校と左沢高校の組み合わせによるキャンパス制を導入するとともに、寒河江工業高校を１学級減とし、また寒河江高校果樹園芸科については生徒の募集を停止し総合学科を設ける左沢高校に農業系列を設けるという計画の骨子を、昨年12月８日の県議会文教公安委員会に示したところであります。

この計画に対しましては、既存の普通高校と専門学科のキャンパス制度による連携交流よりは工業科と農業科の専門学科同士の産業系としての連携の方が一般的に理解されやすいのではないかと我々も考えておりますし、そのような声が、先ほど議員の御指摘にもありますとおり少なくないと認識しています。また、寒河江高校農業校舎の寒松同窓会の皆さんからは、果樹園芸科の存続を求める大変強い声が上がっているわけであります。さらに、寒河江工業高校につきましても学級数減への懸念、さらには老朽化している校舎の改築、設備の更新などの課題解決への要望があります。さらには、キャンパス制導入以降の将来や通学の不安の声なども上がっているわけでありまして、今後の産業教育の不透明さなど西村山地域の高校再編整備をこのまま進めていただくには大きな課題があると我々は認識しているところであります。

こうしたことから、学校関係者の皆さん、それから地域住民の声を十分尊重しながらこれらの課題を解決の上進めていただくように、昨年12月17日に市議会及び寒河江高校寒松同窓会、それから寒河江工業高校同窓会員の皆さんとともに県及び県教育委員会を訪れ要望書を提出したわけであります。そういう経緯であります。

それから、今後の対応ということでありますが、要望書の提出後におきましても、先ほど議員からもお話がありましたが、県教育委員会においては寒松同窓会の皆さんへの説明会を行う、さらには市民への説明会も開催されるということで、今後も引き続き十分説明、話し合いをしていく考えであると理解しております。そういった説明会にはその都度市の方からも、市側からも出席をして出席者の皆さんからの声でありますとか、県教育委員会の考え方など、状況を把握するよう努めているところであります。今後も引き続きそうした状況、これからの状況などを注視していかなければならないと考えております。

また、先ほど申しあげましたとおり県に対しては高校再編について学校関係者及び地域住民の声を十分尊重して課題を解決の上進めていただくようにということを要望してきたわけでありますけれども、要望の趣旨に反してというか、こちらの要望に反映されずに学校関係者や地域住民の理解を得られないまま進めていくような状況が生じてくるのであれば、私どもも新たに関係者の皆さん、市民の皆さんとも十分相談をしながら一丸となった行動を起こしていくことも必要ではないかと考えているところであります。

また、将来仮に各校の生徒数が著しく減少して西村山地区内の高校が二つになるという状況になった場合、本市に普通校の高校と専門学科の高校の二つが存在をするという姿がやはり望ましいのではないかというようなことで御質問ありましたが、このことについて特に農業と工業の産業教育のあり方というものが大変問題になってくるのではないかと考えます。

我々としては、本市は県内有数の果樹園芸地帯であります。農業は基幹産業でありますので、本市の農業振興、担い手育成のために高校の農業教育というものが大変重要な役割を果たしていくと、今後も考えているところであります。また、寒河江工業高校については県内市町村単独では随一、工業団地の中に存在をするというわけであります。産学連携教育にも十分取り組みながら、すぐれた人材を供給し本市工業の振興に大変貢献をしている。また、両校とも地域と連携をしながらさまざまな活動を地域の皆様とともに行っている地域になじんだ学校ということが言えると思います。こうしたことから、将来においても本市において産業教育が実施されることが活力あふれた魅力ある寒河江市づくりにはどうしても欠かせないと認識しているところであります。

県教育委員会においては、キャンパス制を導入した後に生徒が著しく減少して１学年１学級となり、

さらに減少した場合には生徒の募集停止をする方針でいると理解をしております。近いうちにそういう状態になるとは考えにくいわけでありますけれども、魅力ある学校を創造していくことであれば生徒数の減少が懸念されるという心配もないと我々は思っておりますので、地域の皆さんや学校関係者の皆さんとともに寒河江市内の高校の魅力アップ、魅力向上、充実発展に向けてさらに取り組んで将来とも市内に普通科そして専門学科の高校が存在するようにしていかなければならないと今思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　新宮議員。

○**新宮征一議員**　ただいま、市長から１問に対しての答弁をいただきまして、基本的にはほぼ私が考えているようなことと共通しているなという感じを受けました。したがって、それほどくどくどと２問、３問で申しあげるつもりはございませんけれども、やはり何といっても市長が一番心配されているのは、将来的に生徒数が極端に減ってきた場合、そのときにどうなるかというものが一番懸念されるわけなんですね。

そういう中なんですけれども、どうも今回の案を見ますと、ちょっと表現はまずいかもわかりませんけれども、左沢高校を総合学科高校、寒河江高校を進学型単位制高校などといったように、いろんな余計なことをつけてと言っては大変失礼かもわかりませんけれども、複雑にしているんですね。ましてや、谷地高校は進学型普通科高校、寒河江工業は地域密着型専門高校といったように我々が考えているいわゆる進学校、それから実業高校という単純な考え方を何か複雑にしている。左沢高校を総合学科高校ですか、ということはこれは意図的に寒高の果樹園芸科を編入するために、統合するためにわざとこういうふうな名称にしているのかとさえ感じられます。ただ、現段階で校名もそのまま残すということでありますし、現段階ではそれほどの抵抗はないように見えますけれども、そういう部分が、これは私の勝手な考えなんですけれども、そういうところにマジックがかったものがあるんではないかなと思わざるを得ないんです。

そしてまた、市長もそのような考えのようでありますけれども、やはり実業高校というのはこれは農業も含めて、先ほど１問でも申しあげましたけれども、寒河江工業高校の１学級減らすのであれば、そこに果樹園芸科を編入して、地理的にも非常に寒河江工業高校と高松の現在の寒高の果樹園芸科というのは圃場の面から、管理から何からいっても非常に便利なことはあからさまなんですね。それを左沢高校に軸足を置いて、そちらに寒河江の方から向こうの方に編入して管理は左沢高校でするというようなところが、どうしても余り納得しづらいような気がしてならないわけであります。

したがって、将来的にはとにかくこの寒河江に進学校と、名称を変えてでも工業高校でいいますと工業だけに限られるわけですから、これはやはり農業なども含めた中で産業高校あるいは実業高校といった名称にしても、寒河江市に残すべきだ。これは市長も全く同感のようですし、私の考えと共通しております。

これまでも果樹園芸科、いわゆる寒高の農業科の同窓会とかあるいはＰＴＡあるいは寒河江工業高校の同窓会あるいはＰＴＡ等の会合なども持ちながら、さらには説明会も受けたという話も先ほどありましたけれども、今後は市も議会もそれぞれの学校の関係者、ＰＴＡ、もちろん同窓会も含めて、もうちょっと大きな一つの連携を図る上でも、単独ではなくして期成同盟会のような一つの組織をつくって県の推移を見守りながらその都度都度具体的な内容を働きかけていった方がより効果的かなと私は考えております。市は市で、議会は議会で、寒高の農業科は農業科で、工業の同窓会は工業の同窓会でばらばらな行動をとるよりもほとんどの関係者が一体となった組織をつくって、もちろん市長

が会長になってもらって、県の方にはその状況を推移を見ながら折々その時々に対応すべきではないかと考えますけれども、このことについての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　新宮議員からは今後の取り組みについては大変示唆に富んだ御提案をいただいたと思います。

12月に私と議長、それから両方の同窓会の皆さん、県議もそうですけれども、県の方に要望したわけであります。年が明けて県の方からも説明会などもされてきたわけでありますが、今は特に受験シーズンでありますから、なかなかそういう活動というものも少し、それが済んでからと我々も思っていますし、おっしゃるように個別個別でやることではなくて寒河江市全体の取り組み、全体の問題だ、市民全体の問題だということで、全市民を挙げてこの問題について取り組んでいくという体制をつくりながら、県の方とさまざま話し合いを進めていくということにさせていただければと思います。そういった意味で、今後同窓会並びに関係者の皆さんと話し合いを進めていきたいと考えております。同窓会の会長さんもここの中にもおらっしゃるわけでありますけれども、そういったことで進めていきたいと思っているところであります。

○**髙橋勝文議長**　新宮議員。

○**新宮征一議員**　大変私の意図するところを酌んでいただいたようですけれども、本当に市長これ前向きに関係者が一体となった組織をつくってもやってほしいということを申しあげたんですが、それに前向きにもう一度確認のために申しあげますけれども、そういう方向に市長も進められると、このように理解してよろしいんでしょうか。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　そういう方向で進めていきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　新宮議員。

○**新宮征一議員**　ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**髙橋勝文議長**　この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時05分といたします。

休　憩　午前１０時４９分

再　開　午前１１時０５分

○**髙橋勝文議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員の質問

○**髙橋勝文議長**　通告番号３番、４番について、８番木村寿太郎議員。

〔８番　木村寿太郎議員　登壇〕

○**木村寿太郎議員**　おはようございます。

私は新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め通告してある課題について質問いたします。

通告番号３番、大学と地方行政との係わりについてをお伺いいたします。

今、全国的に見ましても地方の活力は疲弊し、行政の力だけではなかなか成果があらわれていない

というのが現状であります。人が住んでみたいと思う町、にぎわいのある魅力的な町とはどんなところをいうのだろうか。自然が豊かで働くところがいっぱいあり、遊ぶところがあり、教育が充実し子育てがしやすく、すべてにおいてバランスのとれた地域などとよく言われます。

本市も、そのような魅力あるまちづくりを目指し５年後の姿を描いたのが新第５次振興計画であります。その基本構想の序章の中にもあるように、計画最終年である平成27年では人口が４万2,447人と推計されております。しかし、平成22年10月１日現在で行われた国勢調査による人口は４万2,334人となっており、５年後の推計よりも大きく人口減少が進んでおります。高齢化率も、ごく最近の平成23年１月31日現在で26.16％と、今後も人口の急激な減少と超高齢化社会が予想されます。また、世界経済のグローバル化や情報通信技術の飛躍的な発展・普及など大きな時代の転換期の中にあって、地方行政としても新たな時代に対応するための備えを築いていかなければならないと思います。そのためには、地方が個性を生かして競い合い、輝き合えるように地域のことは地域住民がみずからの責任で決定し、言葉として適切かはわかりませんが、内から発するいわゆる内発化が必要なのではないでしょうか。今までのように、国のモデル事業や他地区の成功事例をまねするとかではなく、地域みずからが苦労して政策をつくり出すということだと思います。それには、ある程度の専門的な知識が不可欠であり、大学と地域の連携がなお一層のきずなが必要かと思います。

今、山形県には、山形、鶴岡、酒田、米沢、天童のそれぞれの市に、山形大学、東北芸術工科大学、東北公益文化大学、東北文教大学、県立保健医療大学、短期大学としては県立米沢女子短期大学、東北文教短期大学、羽陽学園短期大学、それに鶴岡工業高等専門学校があり、八つの大学、短期大学、10学部29学科が多様な教育・研究を展開し、１万4,000人余りの学生が通学しており、知の宝庫としてまた多数の若者が集う場として地域における重要な存在となっております。専門知識の供給先として、大学の役割が大きくなってくるのではないでしょうか。

いろいろな情報源を見ると、大学と地域連携は近年急速に取り組む事例がふえております。市区町村との協定締結は年間300件を超えているということです。多くの大学、地域が知恵を出し全国的なエリアでの興味深い取り組みが行われております。

大学と地域連携は、大きく分けて二つのタイプに分けられるのではないでしょうか。

１番目として、委員として審議会への参加や行政との共同調査研究の実施、市民講座への講師としての参加などの知的資源活用型でございます。

２番目としては、地域活性化のための学生によるイベント実施や提案作成などによる人的資源活用型。

全国的に見てもいろいろな連携事業があり、もちろん成功の事例や計画どおりにはいかなかった事業などもあるわけですが、山形県内では村山市の五十沢かやぶきの里景観活用整備事業を山形芸術工科大学と、そして鶴岡市では慶応大学との市民向けの一貫したテーマでの生涯学習講座である生命科学講座の継続実施や、最近では昨年12月に天童市と明治大学の連携協力に関する協定を締結しております。目的は官学連携を地域の農業・商工業・観光振興産業面で提供を図っていくほか、スポーツ部を招いての地域の競技力向上事業、文化部を招待しての講演なども行い、市民のよりハイレベルな生涯学習の場として定着を目指すことなどが上げられております。それには、大学発展のためにも行政が積極的に協力し、それが市民への活性化に結ぶことができるのではないでしょうか。

平成16年以降、国立大学が法人化されたことにより、どのホームページを見ても行政とか民間との連携も簡単になったと言っております。大学が本来の役割である研究とか教育だけでなく、社会貢献

の一つである地域貢献を重要課題と大学では位置づけており、その地域に貢献するということが大学の存在価値も高めていくのであると思っているようであります。

本市においても、今まで大学との連携は何回か経験しているわけですが、どんな経過があり、その成果はどうであったのか。また大学側から連携提携の申し入れなどは今までなかったのか。そして、大学と行政の連携によりますまちづくりを将来はどのようなビジョンをお持ちなのかをお伺いいたします。

続いて、通告番号４番、熊による被害と実態についてをお伺いいたします。

この質問に対しては、12月の定例会で同僚議員である杉沼議員も質問なさっているわけですが、重複しないようにお伺いしたいと思います。

昨年秋以降、全国で熊騒動が相次ぎ、連日テレビ・新聞をにぎわせたものであります。置賜地方では10月、長井市にあらわれた熊が男性３人を襲い重軽傷を負わせた後、中学校の校舎内に逃げ込み生徒が登校を見合わせたり、飯豊町では親子と見られる３頭が民家敷地内の杉の木に登り約５時間にわたって猟友会が取り囲む騒ぎになり、近くの小学校が臨時休校し避難を余儀なくされた報道などは記憶に新しいところであります。また、西川町では68歳の勇敢な女性が５分間熊とにらめっこをし、結局熊が退散し事なきを得たなどという話題もあります。白岩地区においても小学校のすぐ近くに２回も出没し保護者つきの一斉登校・下校・巡回活動などもありました。

新聞報道によると一連の騒動からさまざまな課題が指摘されているわけですが、熊の生息頭数など生息調査のあいまいさや、いざというときの迅速な対応ができない実態があります。県内の生息頭数は約1,500頭と推測されております。この数字は県猟友会に委託し2005年から３年間に県内23ポイントで実施した調査をもとに算出しております。その中で年間捕獲上限頭数はこの推定生息数をベースに環境省が示す自然増率約12％を考慮して決めており、今年度は県内は約218頭となっております。猟友会のお話によると県が示す生息頭数は短期間で算出したものであいまいである。生態をもっと詳しく調べる必要があり、その数字をもとに捕獲数を決めてしまうことに疑問を感じ、毎年一定数を捕獲できるわけではないですし、柔軟な対応が必要であると話しており、さらに奥山と里山に生息する熊は性質が異なり、里山で生活する熊は人間の怖さを知っております。今回の騒動になっている熊は人の入らない奥の山の熊がえさを求めて下がってきた可能性があり、生態についてももっと検証する必要があるとおっしゃっていました。そして、以前は熊狩りに出かけたり犬を飼うなどして熊に一定の圧力をかけていましたが、今は遠くからねらえるライフル狩りがふえ、熊への圧力が小さくなったり、人間の生活様式の変化により熊が人間を恐れなくなっており、えさ不足になれば逆にどんどん人の住む場所へ入ってくるとのことです。

県全体での資料などを見ると今年度の目撃情報件数は287件を数え、昨年１年間の64件の4.5倍に達し捕獲許可申請件数も334件、捕獲頭数も233頭を数え、そのうち13頭は生きたままの放獣だそうです。捕獲頭数は平成16年の254頭、平成18年692頭から比較すれば少ないわけですが、保護の観点から捕獲に一定の制限があるのは当然だと思いますし、何よりも地域住民が安心できる生活が保障されなければならないのも事実だと思います

それではここで市長にお伺いいたします。本市における熊の生態分布や頭数は調査したことがあるのか。また今年度の目撃情報件数、捕獲申請件数、捕獲頭数、例年と比べると熊の行動範囲とかどう対応したのかをお聞きし、第１問といたします。

○髙橋勝文議長　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　木村議員からは大学と地方行政、特に市とのかかわりについて、そして熊による被害とその対策について、２点御質問いただきましたので、順次お答え申しあげたいと思います。

官学連携、ひいては産学官連携の必要性あるいはこの推進につきましては、新商品の開発や新事業創出に取り組むに当たって新しい発想や技術的なことに関して適切なアドバイスが期待ができる、あるいは専門的な知識や設備を必要としている開発や試験への取り組みが可能となるというメリットがあるわけであります。また、専門分野における研究者との人脈の構築ができるようになるということで研究能力などの向上や人材育成にもつながるものと認識しているところであります。

本市におきましては、これまでも振興審議会委員や教育事務評価員として山形大学から参加をいただいております。また、平成23年度においても景観計画にかかわる審議会委員として東北芸術工科大学から参加をいただく予定にしているところであります。そして、市民講座などの講師としても慈恩寺シンポジウムには東北大学、山形大学、群馬県立女子大学から、また高瀬山古墳シンポジウムには奈良大学、東北芸術工科大学から参加をいただいております。また、寒河江環境講座には法政大学から参加をいただいているところであり、そのほかにも数多くの講座にさまざまな大学から先生の参加をいただいているところであります。

また、農業関係では葉山村塾や都市と農山村交流促進事業として御案内のとおり早稲田大学、拓殖大学等と交流を深めているところであります。また、工業関係におきましては産学官連携技術交流会、技術振興協会主催の各種技術講座を山形大学、特に工学部の先生でありますけれども、中心に開催していただいて参加をいただいているところであります。さらに、商業関係でも駅前商店街において東北芸工大とまちづくりワークショップなども行わせていただいております。そのほか、今年度に東北芸術工科大学と慈恩寺華蔵院絵画について共同調査を行ったり、竹田家政専門学校や山形デザイン専門学校の学生さんから花咲かフェア花壇やポスター制作に参加をしていただいている状況であります。

大学との連携にかかわる経過につきましては、今御説明申しあげましたように連携の内容が非常に多岐にわたっておりますので、本市、市の方から申し入れる場合もありますし、またいろんなルート、独自のルートで連携に至ったものなどさまざまでございます。そしてその成果も、調査や作品の制作のように短期間であらわれるものから長期間をかけて育成すべきものまで多様であります。いずれにしても、連携による専門知識があってこそ導き出され、また先入観のない新鮮な感覚で寒河江をとらえていただいて、新しい発想で考えを提案していただいているものと理解しているところであります。

寒河江市とこれまで、先ほど申しあげましたとおり関係が深い山形大学におきましては、地域の大学はその地域の巨大な知的集団であり社会貢献、地域貢献が非常に大事である、産学連携、文化活動、地域の活性化などに大学が積極的にかかわり参加していくことが必要不可欠であると認識していただいておりますし、その他の各大学においても地域と積極的に連携を深めることを社会貢献の一環として進めていただいていると理解しております。今日、大学と自治体が連携を深めていきやすい、そういう環境になっていると認識しております。

寒河江市におきましては、これまでは大学側からの連携提携の申し入れ、さらには大学との相互協力協定に発展するような例はまだございませんけれども、今後は技術改良、新商品開発や新事業創出といった産業面での連携や、平成23年度から実施することにいたしております地域づくり推進のためのアドバイザーとしての参画など、対象となるテーマごとに効果的な連携方法を模索しながら官学連携による寒河江市のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、熊による被害とその実態についてお答え申しあげたいと思います。

先ほど、木村議員からもお話がありました今年度は全国的に熊の出没が多数確認されております。各地で農作物の食害、人的被害が相次いで起こったわけであります。寒河江市におきましても同様でありまして、例年ですと目撃や通報は数件ということでありましたが、それも幸生、田代、谷沢などの山間部に限定されていたわけでありますけれども、今年度は目撃情報は44件寄せられておりました。山間部はもとより上野、楯、慈恩寺、箕輪地区などにも出没の情報が寄せられたところであります。そして、11月下旬には畑地区において天童市の男性が熊に襲われ、大けがを負うという人的被害もあったわけであります。

そういった中で、本市におきます県知事に対する捕獲許可申請件数は７件８頭でございましたが、捕獲頭数は６頭ということでございます。これまでの市の対応ということでありますが、８月30日と10月13日に市、それから猟友会、ＪＡさがえ西村山、そして出没があった幸生区、田代区の皆さんに集まっていただきまして有害鳥獣捕獲対策会議を開催しております。捕獲申請など今後の対策を話し合うとともに、猟友会に対し熊捕獲のための財政支援の追加決定を行ったところであります。そして、８月24日から12月10日までの間、地区を巡回をいたしまして熊出没注意の街宣広報を行ったところであります。また、住民の方から通報があるたびに警察や近辺の学校、町内会など関係機関に連絡を行い、出没箇所には注意を喚起する看板を設置したところであります。さらに、醍醐、谷沢、清助新田、田代、幸生、楯、留場、上野の各地区にチラシの回覧を手配をいたしまして、また市の広報には６月、９月、10月、11月に掲載をしたところでございます。目撃情報が連日のようにあった10月にはチラシの市内全戸回覧を行ったところでございます。特に、白岩小学校の近くに出没した際、さらには、先ほど申しましたが、畑地区で人的被害があった際には担当職員が猟友会の皆さんとともに現場に急行いたしました。周辺の探索を行うなど、被害の未然防止あるいは拡大防止に努めているところであります。

熊の生息分布や生息数の調査はどうかという御質問がございましたが、県が全県的に調査を行っているわけでありまして、市といたしましては独自の調査を行っておりませんけれども、目撃情報があった際には地元の皆さんや猟友会の皆さんと迅速な連絡をとりながら、その状況把握や実態把握に鋭意努めてきたところであります。以上であります。

○髙橋勝文議長　木村議員。

○木村寿太郎議員　第１問に対して御答弁ありがとうございました。

大学と地方行政のかかわりについてでございますけれども、本市においても12年前から早稲田大学とのかかわりというのは本当に強くなっております。私も同じ白岩地区でございますから、何回かいろいろな形で出席させていただきました。そして最初のきっかけというのが、田代の区長さんともいろいろお話ししたんですけれども、高畠地区出身の大塚勝夫先生という早稲田大学商学部の教授の方がおりまして、自分の出身地である高畠地区に屋代村塾というのをつくって大変好評だったようなんですね。それで、田代地区の区長さんも何回か御招待いただいて行っている仲だったんですが、1998年突然がんで亡くなりまして、その後引き継いでくれと言われて早稲田大学経済学部教授の堀口健治教授という方がおりまして、その方と交代いたしまして、それから何年間か続いております。そして２年前に堀口教授が早稲田大学副学長になったわけです。そしてそれから、その前からですけれども、最近４年間ぐらいは東京にも何回かお邪魔して早稲田大学祭のホームカミングデーとかいう大学祭にも招待いただいて、何回か、私どもの市役所の方も地域担当の方も参加して大変好評だったようでご

ざいます。そんな形で、毎年やっている田代葉山村塾には毎年20名ぐらいいらっしゃいます。私も何回か、夜座談会には入れてもらいました。そして話してみると、何でこんなに若い人がこんなに農業に情熱を持っているんだろうかと感心する面が多々ありました。その中に、１人の方が私と親しくなりまして、東京大学の何か、教授の前の講師ですか、その大学の講師をやっている方、時々メールをもらうんですけれども、余りにもちょっと高等でハイレベルでちょっとわからないところがいっぱいあるんですけれども、そんな意味では私もいろいろなかかわりを持っていてよかったかなと今思っているところです。

そんな意味も含めまして、一昨年、平成20年８月に先ほど市長からもありましたけれども、農ハウin 寒河江ということで、田代に250名の皆さんが集まって研修セミナーが行われたわけです。田代地区にその当時250名も集まるということまずないな、なんて区長さんも大変喜んでいたんですけれども、その中にも先ほども説明ありましたように明治大学、拓殖大学、東北学院大学、各農業関係の方に大変御協力いただきました。そしてそれは今もなお続いているわけです、葉山村塾は。そういう意味においては田代の区長さんも話していたんですが、堀口ゼミから始まったんですけれども、堀口副学長さんは大変謙虚な方です、私も何回かお話ししましたけれども。そして、副学長になったということで田代の区長さんとは本当に親しく交際しているようでございますので、なお一層また今後も続けたいというような腹でいるようです。そして、こういう形で進むのであれば、先ほど来、出ているような大学との連携というのも副学長さんを通して、農業だけではなくて、夏とかだけでなくて秋とか春もぜひ継続したいということも御返事をいただいているそうです。そういう意味では、私が今申しあげたようなことに対する絶好の機会ではないかと思いますし、早稲田大学にこだわるわけではございませんけれども、ぜひ市長も上京の折とかそういうときにぜひ寄っていただいて、農業だけではなくて文化面、スポーツ面でもいろいろな交流ができると思います。

私らも小さいころやはり運動をやっていたわけですけれども、その中でよく白岩地区に、あのころ体育館も余りなかったのかわかりませんけれども、明治大学バスケットボール部が何年か来ました。３年くらい来ましたね。それでいろんな地区でいろんな交流を深めたわけですけれども、今は途絶えているようですけれども、そういう意味で本市も、今度来年度からは県の東京事務所に派遣するという機会も聞いておりますし、それをきっかけにしてぜひ官学連携を強めていただきたいなと思っているところでございます。

早稲田大学の副学長さんと区長さんの話は何回も申しあげますけれども、ぜひそうして続けてもらったらいいんじゃないかという話をいただいております。その辺について市長のお考えあればお願いいたします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　都市と農山村の交流の促進ということでは、今お話がありました田代地区においては葉山村塾、早稲田大学その他の大学も含めてですけれども。一方、幸生では拓殖大学と交流を行っているとなっておりますし、そのほかにも農業関係では、先ほど申しあげましたが、東京農業大学なども交流を行っているということであります。

現在はおっしゃるとおり、各大学とその地域が独自に交流を行って、進めながら、市の方としてはそれを支援しているという形になっているわけであります。木村議員からはぜひそういうことについて市も積極的に大学とかかわって、地域の活性化に資すべきではないかという御指摘かと思います。そういう意味で、葉山村塾の方の方からは堀口副学長さんに関して、田代だけでなくて寒河江市全体

の活性化に何かお役に立てることがあればと、やぶさかではないというお話も伺っているところでありますので、ぜひ機会があればお会いをしながら今後の市の活性化、市と大学との連携などについて幅広く御意見をお伺いし御教示を受けたいと考えているところであります。

○髙橋勝文議長　木村議員。

○木村寿太郎議員　ありがとうございました。

それでは、堀口副学長とも何回か話をする機会があったわけですけれども、その中でもやはり大学の経費が少子化によって大分削られているという話もありました。やはり、お願いする側だけではなくて大学側も当然負担すべきではないかという御意見もありました。ということは、大学と市民と交流してもらう場としては対等につき合うべきじゃないかと、そういう意見がありました。なかなかいいなと思って私、聞いたんですけれども、やはり大学側に一方的に知識を享受しているのではないのだということと、大学でも地域から十分学んでいるんだという感覚を持って、そういう謙虚な姿勢が一番大事なんだということ、話を聞いて私ちょっとびっくりしたんですけれども、やはりそういう意味からしないと、対等にしないと長く続かないんじゃないかということもおっしゃっていました。それは全くだなという感じがしましたし、やはり今申しあげたように、地域から大学側として当然いろんなことを学ばせてもらっているんだという姿勢を十分大事にしたらいいんじゃないかということをおっしゃっていました。それは大変ありがたく感じたところでございます。

そしてやはり、官学連携するというのは当然地域でも考えているように、行政でも考えているとおり、地域づくり、それではやはり人材の育成というのが一番大事だと思うんです。そういう意味からいっても、今年度市政の上の要旨にも書いてありますけれども、行政を担うのはやはり人であるとうたってあります。まちづくりには、やはり人材の育成がないと成り立たないと思います。全国的に見てもやはり今一番分野として多いのは生涯学習や観光関係、それに対する支援が随分要望があるそうです。そういう意味では、私どもとしても先ほど来話が出ているように、慈恩寺に関しては東北大とかいろんなところから知的事業を受けていると思いますけれども、ぜひ観光とか生涯学習の場に生かしてもらったらいいんじゃないかという感じでおります。それに対して市長の御意見あればお伺いしたいと思います。

○髙橋勝文議長　佐藤市長。

○佐藤洋樹市長　ただいま、おっしゃるとおり行政だけでなくてまちづくりにおいても人づくり、まちづくりは人づくりであるということでありますから、そういった意味の人材をどう育成していくか、それを市民の方だけでなくて外からも応援していただくような人材を育成していくという観点からも、こういう交流というものを進めていく必要があると思いますし、今観光、生涯学習というお話もありましたのであえて申しあげますけれども、大学の学生さんは授業というかゼミの中の一環としていらっしゃってその間交流を進めるということでありますが、我々としては大学を卒業した後も再び家族連れで来ていただくとか、友達とさらに来ていただくとか、そして寒河江の地域の中にいろんな貢献をしていただくとか、そういうことにつなげていくようないろんな取り組みというものをしていって、生涯にわたって寒河江を愛していただけるような取り組みというものがこれから必要なのではないかと思いますので、そういったことも考えながら今後の各大学との交流を一層強めていきたいと思っているところであります。

○髙橋勝文議長　木村議員。

○木村寿太郎議員　大変前向きな返答をいただきましたので、ぜひ推進協議会なんかも立ち上げていた

だいて前向きに考えていただきたいと思います。

それでは次に、熊による被害と実態についてのことをちょっとお伺いしますけれども、私ども白岩地区になるわけですけれども、幸生地区は昨年秋には１人で巨峰をやっていた方がもう甚大な被害を受けているんですね。この前も話す機会があったんですけれども、巨峰が大体壊滅状態に近くなった。年間にすると300万円ぐらいは被害があるんじゃないかなということをおっしゃっていました。そして主にやはり幸生、田代も含めてなんですけれども、今回、先ほど市長からも話があったように慈恩寺とか上野、宮内、その辺も十分被害があったわけですけれども、主にリンゴとかプルーンとかブドウ、そういうものが多いわけですけれども、昨年本市においてはどのぐらい農産物だけではなくてもいいんですけれども、どのぐらいあったのかまずお聞きしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　熊による農作物被害の状況でありますけれども、平成22年12月現在で被害面積が213アール、被害額として790万円となっております。主な被害地域といたしましては、先ほど一部申しあげましたが、幸生、田代、白岩、慈恩寺など葉山山系の中山間地域のほか、寒河江川を隔てた谷沢地区にも出没しております。被害地域は広範にわたっているという状況であります。

被害の箇所については、やはり果樹園地が多いわけであります。さくらんぼ、リンゴ、ブドウを初めとする果樹のほかにミツバチ養蜂箱などにも被害が出ているところであります。

○**髙橋勝文議長**　木村議員。

○**木村寿太郎議員**　ありがとうございました。熊の被害だけでなくて、やはり一番肝心なことは補助金の問題だと思うんですね。先日猟友会の方と話がありまして、例えば今電気さくなんかつけていないと共済も出ないんですね。ハチの箱なんか見てみると。そうすると電気さくだと今国からだけは今補助が出ているようですけれども、まだ行政単位では出ていないということでありましたけれども、やはり県とタイアップしながらそういうハチみつとか、そういうものに対する補助金制度がないのかということ。あと望むことは、集落単位に対策協議会というものを組織したいということをおっしゃっていました。というと、被害防止計画などを提出してもらったり、監視や見回り、伐採などへの寄附とかそういうものができないかということが大分ありました。もう一つは、例えば幸生地区、田代地区でもそうなんですけれども、わなをかけることによって１回１万5,000円ずつ払わなくちゃならないんです。それはほとんど町会から出ているということで、町会の負担が余りにも大きいと。そういうものを少し補助金として出してもらえないかということはありました。今回はやはり見てみると、10万円単位のものも、もちろんＪＡさんとも協力しながらですけれども、調べてみると30万円ぐらいは出ているんですね。やはりどこまで出していいか、出すとどこまでも出さなくちゃいけないという問題もあるでしょうけれども、やはり地域として困っているのは人家に近づくということが一番安全性、安全・安心という面では一番大変だと思うんですよ。その辺も含めて、ＪＡとももちろん協力してもらっていいんですけれども、もっと県ともタイアップして何か補助金がないのか、その制度をどのようにお考えなのかまずちょっとお伺いしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　熊の被害に対するさまざまな財政的な支援についてはどうかということでありますけれども、まず猟友会に対する支援についてお答え申しあげたいと思いますけれども、有害鳥獣捕獲業務を当初年間10万円ということで委託をしているわけでありますが、今年度、今回は熊による被害が頻繁になったということもあって、市とＪＡで15万円ずつ追加を行って総額40万円に増額をして活動

の支援を行ったところであります。

また、お話にありました猟友会に対する地区の捕獲申請料についてでありますけれども、１回目の申請料は地区で１万5,000円御負担いただきましたが、２回目は市とＪＡで負担をして地区の負担軽減を図ったということであります。

今後でありますけれども、今後も熊をそんなに頻繁に出ていただくことはいかがなものかと思いますが、今後も今回の例を十分参考にしながらできるだけ地域の、地元の負担というものに配慮しながら円滑な被害防止に図られるように努めていきたいと思います。

それから、被害防止に効果があるような対策に対する支援はないのかという御質問でありますけれども、市としては電気牧さくの設置を紹介しているわけであります。来年度県におきまして、実施を予定している電気牧さく設置に係る補助事業というものを活用できるように県の方に要望申請書を提出している状況でありますので、申し添えたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　木村議員。

○**木村寿太郎議員**　先ほどちょっと触れたんですけれども、猟友会の高齢化ということで、熊となかなか向き合って勝負するということまでできないかもしれないですけれども、する人数が大変少なくなっていると。それでやはり、先ほど申しあげましたけれども、ライフルで撃つ技術のある者がなかなか少なくなっているという話もありました。そして、やはり当然わなはこういう四角の箱とか、そういう形になってくるわけですけれども、ただお話聞いてみると、そこにはやはりハチみつを使うものですから、どうしてもよその地域からでも匂いかいで集まってくる、そういう傾向があるということで、そのわなをつくるのもなかなか、極力控えなくてはならないのかなということも言っておりました。やはり、県の話なんか聞いてみても熊との共存共栄ということを盛んに言いますけれども、なかなか現場に立ってみるとそういかないのが現状だと思います。そんな意味からいって捕獲から放獣へ、排除から共存へという考えがだんだん出てくるかと思いますけれども、熊の生態というのもなかなかつかみにくいんじゃないかなという感じはしますよね。その辺もいろいろ今後本市としても考えなくてはならんでしょうけれども、今後の熊との共存共栄に関して何かありましたらお伺いして、なかったら結構ですけれども、私の質問を終わらせていただきます。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　熊が近年頻繁に出没するようになったというのは、先ほど議員御指摘もありましたが、地球温暖化による食糧、ブナやドングリなどの不作あるいはハンター人口、おっしゃるように、ハンター人口の減少あるいは過疎化とか農業人口の減少などいろいろ指摘されているわけであります。県の方では、山形県ツキノワグマ保護管理計画というものを定めているわけであります。その中では、ツキノワグマは豊かな自然環境の指標となる種であるということでありまして、国内はもとより世界的にも稀少となっている野生動物だということを言っているわけであります。安定的な生存を図っていかなければならないとうたっているわけでありますが、その一方で農作物を荒らしたり人が襲われたりという被害が相次いでいることも事実でありますので、適切な捕獲というものもやはり必要であろうと思っているところであります。その管理計画によって、県の方では捕獲数の上限というものを検討委員会の意見を聞きながら年度ごとに定めているわけであります。捕獲頭数などについては、県の計画に基づいた対応というのが基本にならざるを得ないと、基本であろうと思います。

御指摘のように、熊の生息調査あるいは保護と駆除のルールあるいは熊と人間とのエリアを分ける根本的な対策などについては、やはり寒河江市だけの問題ではなくてより広範囲な広域的な課題だろ

うと思います。先般も、市長会の方でツキノワグマの移動放獣について国有林内の移動放獣場所を選定していただくよう国との調整を図っていくべきだということについて複数の市長から声が出まして、そういう要望を県あるいは国の方に出していくということにしております。今後もこれらの課題については、県さらには猟友会、関係者の皆さんと十分協議を進めながら共存共栄の道を探っていかなければならないと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　この際暫時休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

休　憩　午前１１時５４分

再　開　午後　１時００分

○**髙橋勝文議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

石山　忠議員の質問

○**髙橋勝文議長**　通告番号５番、６番について３番石山　忠議員。

〔３番　石山　忠議員　登壇〕

○**石山　忠議員**　このたび、寒河江市を取り巻く状況が計画策定時の想定を超えて変化していることから、新たな時代に対応したまちづくりの方向性を示すため第５次振興計画を見直し、これからの本市の基本的な方向性を示す平成27年度を目標年度とする新第５次寒河江市振興計画が示されました。「夢集い　人・緑輝く　さくらんぼの都市（まち）　寒河江」を新たな都市像として、その実現に向け特に推進する施策、重点プロジェクトを設定するとともに、数値目標を含む具体的目標を掲げ市民主体のまちづくりに取り組むとしております。

そこで、通告に従って、以下二つの項目について市民の皆様から寄せられた意見とともに御提案も含めて質問し、市長並びに教育委員長の御所見をお伺いいたします。

通告番号５番、地域特性を生かした農業振興について。農地流動化、農用地利用集積等により耕作放棄地や遊休農地の再利用を推進し農地の効率かつ合理的な利用促進を図ることにより、畑作物の生産増大を図り新たなブランド化を進めることについてお伺いいたします。

基本構想において、地域を元気にする産業の創造の地域特性を生かした農業振興として、生産体制の整備とブランド化の推進、農業経営の安定と多様な担い手の確保、耕作放棄地の解消と中山間地域の活性化、地産地消と食育・６次産業化の推進を掲げ、基本計画において数値目標と主な事業が示されています。これを受けて平成23年度の市政運営の要旨において、「本市の農業は経営安定に向け園芸作物の施設化と観光農業の振興を先進的に推進してきたが、より競争力の強い農業基盤の確立が必要であり、農産物ブランド化推進事業の充実、耕作放棄地再生利用対策事業を活用し、耕作放棄地の利活用を図るなどその解消に努める。」としています。

そこで、その具現策である平成23年度から平成25年度までの実施計画に耕作放棄地を活用した新作物耕作への支援事業として、創意工夫プロジェクト支援事業が新規事業として示されましたが、まずその事業の内容についてお伺いいたします。

通告番号６番、ファミリースキー場の設置について。

子育て支援の立場から、ランドマークの長岡山やふるさと総合公園の高瀬山にファミリースキー場を設置することについて、教育委員長にお伺いいたします。

新第５次振興計画の七つのプロジェクトの中に、「さがえっ子すくすくプロジェクト」として寒河江の未来を明るいものにするためには寒河江の未来を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむことは最も重要な課題の一つです。本市では、これまで以上に子供たちの健やかに成長できる環境を整備していくこととして、子育て環境充実のため地域の身近な公園の再整備を上げ、さらに長岡山市民の憩いの花咲か山プロジェクトとして市街地中央にある寒河江のランドマークでありその一帯が自然豊かな寒河江公園です。四季を通じて楽しめる公園として、市内外から愛される公園として整備するとして、市民の意見を十分に取り入れた長岡山の総合的な整備計画の策定をするとしています。市政運営の要旨においても、「くつろぎのある都市空間づくり」として寒河江公園の整備や子育て環境に配慮した既存公園の再整備については、利用者の多様なニーズにこたえるとともに、利用しやすい公園にするためにワークショップを開催し、市民参加による協働の公園整備を推進すると述べています。子供をはぐくむ環境づくりについて多くの市民が安心して集える施設、環境を望んでおり、市民アンケートなどにもその願いが多くあらわれていると思います。

そこで、公園などの整備に当たって特に冬期間における子供たちの心身の健康づくりのためにファミリースキー場の設置についてお伺いいたします。

平成６年度の寒河江市市制施行40周年記念事業の一環として、つつじ公園の拡張により子供たちが手軽に利用しスキーを楽しむ多くの若者たちが巣立った長岡山のスキー場はやむなく廃止されました。スキークラブの皆さんが市街地に近接するファミリースキー場として、市の理解を得ながら運営を行い多くの市民の理解を得て利用され、子供たちが安心して楽しめる施設として提供されるとともに、クラブ員も指導員資格を取得するなどの実績もあり、代替のスキー場について市も要望を受け長岡山の公園に適地を検討しましたが、地権者との協力が得られず断念した経過があります。

平成13年12月定例会の一般質問に、スキークラブの役員と担当課が長岡山以外の場所について調査を行い検討を重ねてまいりました。スキー場の立地条件を考えた場合、まず気象条件としての雪の質、積雪量、スキー可能な期間の問題、地形条件として滑走距離、斜度、滑走方位、交通の利便性、駐車場の確保、関連施設確保の諸問題、オフシーズンの土地の利活用、そして自然保護の問題等、整備するにはクリアしなければならないことがたくさんあり、今後とも十分慎重に調査研究を進めていかなければならないと答えているところです。今後とも、市内一円を対象に継続して検討していきたいと思いますと答弁されています。

ごめんなさい、先ほどですが、十分慎重に調査研究を進めていかなければならないと考えているところです。今後とも市内一円を対象に継続して検討していきたいと思いますと答弁されています。

本年１月12日が、1911年明治44年オーストリアのレルヒ少佐が新潟県の高田町、現在の上越市に日本で初めてスキーを伝えてから100周年になります。生涯スポーツであるスキーを通して子供たちの健全な成長を支え、ファミリーのきずなを深め子育て支援の一環とするために、長岡山や高瀬山にファミリースキー場を設置することについて教育委員長の御所見をお伺いし、第１問の総括質問といたします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　石山議員からは、私の方に地域特性を生かした農業振興について御質問がございましたので、お答えを申しあげたいと思います。

耕作放棄地を活用いたしました創意工夫プロジェクト支援事業についてでありますけれども、県の

方が農林水産業元気再生戦略というものの実現を図るために創設をした新たな補助事業であります。農林水産業を基点とする産出額の拡大の加速化を目指して、現場の創意工夫に富むプロジェクトに対しましてオーダーメード型の支援事業を展開していこうと、こういうことであります。

御案内のとおり、耕作放棄地の解消をいかにしていくかというものは、大変大きな課題になっているわけであります。寒河江市の耕作放棄地の現状について申しあげますと、平成21年度末では66ヘクタールということでございました。平成22年度末では71ヘクタールということで見込まれております。近年増加傾向にあるということでございます。特に問題になっておりますのは、集約性や効率性のよくない耕作不便な中山間地域での増加が顕著であるということであります。こうした地域への対策というものが大変重要になってきていると認識しているところであります。

そうした状況を踏まえて、このたび策定いたしました新第５次振興計画については毎年３ヘクタールずつ、５年間で15ヘクタールの耕作放棄地を何とか解消していこうという目標を定めたところでございます。御案内の、このほど採択をされました平成23年度の市の方での名称でありますが、「「ニンニクで元気モリモリ」農村活性化プロジェクト」と呼んでおりますが、中山間の耕作放棄地を中心に利用して耕作面積をふやして、また農業法人化を目指しながら５年後には10ヘクタールのニンニクを栽培する。さらには、黒ニンニクを主体としたニンニク加工品なども生産していくということであります。６次産業化を目指し、地域の雇用の創出を図っていこうということでございます。事業者の方も大変意欲的に取り組んでいかれるということでありまして、市といたしましても県の西村山農業技術普及課さらにはＪＡなどの関係団体と緊密に連携を図りながら積極的に支援を行い、事業の推進とさらには耕作放棄地の解消に向けて努力してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○髙橋勝文議長　渡邉教育委員長。

〔渡邉滿夫教育委員長　登壇〕

○渡邉滿夫教育委員長　石山議員から、ファミリースキー場の設置について長岡山あるいは高瀬山にこのファミリースキー場を設置することについての御質問をちょうだいいたしました。お答えいたします。

この問題につきましては長岡山のスキー場が廃止されて以来、本議会の一般質問等で何回か取り上げられ、さまざまな議論がなされてきた経緯がございます。御指摘のように平成13年12月議会では、言及されておりますように長岡山への設置について断念した経過や立地条件など、いろいろとクリアすべき課題が多くあることを示しながらも、今後とも十分慎重に調査研究を進めていかなければならないという旨答弁をいたしたところであります。

子供たちの健やかな成長をはぐくむ、そのための環境を整備することは私たちの務めであり、このたびの新第５次振興計画においても最も重要な課題としておるところであります。また、今は家庭において親子の触れ合いの時間が少なくなっているという指摘が多くあります。冬期間は、外で遊ぶことよりもどうしても自宅にこもりがちになります。身近に議員御提案のようなファミリースキー場という施設、場所がありますれば、晴れた日にあるいは晴れ間を縫ってスキーやそりなどを持ってちょっと出かけてみようという気持ちにもなりまして、家族のきずな、親子のコミュニケーションを深めることにつながっていくのではないかと思います。

一方では、スキー場の設置ともなればこれまでいろいろ議論されていますようにその設置目的、規模、内容により程度の差は当然にあるわけでございますけれども、気象条件、地形条件、交通の利便

性、自然・環境保護といった課題、そして何よりも安全管理などへの対策が求められることになります。

お尋ねの高瀬山や長岡山についてでございますが、初めにふるさと総合公園の高瀬山につきましては、スペースの確保など基本的な問題に加え、県が管理する公園であることから手続上の課題等も多いのではないかと思います。長岡山につきましてでございますが、公園内に手軽に利用できる親子の遊び場的な雰囲気のファミリースキー場として位置づけられる適地が見出せるかどうか、あるのかどうか。さらにはこのたびの第５次振興計画において重点プロジェクトとして位置づけられました長岡山市民憩いの花咲か山プロジェクトの中で、具体的にはこれから策定されることになります総合的な整備計画の中で、他の企画やら施設等とこのスキー場が整合性を持って位置づけられるかという問題があろうかと思います。

教育委員会という立場上、十分なお答えができないわけですけれども、私どもとしては今後とも市の関係部局と十分に協議しながら研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○**髙橋勝文議長**　石山議員。

○**石山　忠議長**　それでは、第１問の御回答を受けましてさらに内容を進めてまいりたいと思います。

創意工夫プロジェクト支援事業を受けて、「「ニンニクで元気モリモリ」農村活性化プロジェクト」ということで将来を見据えた農業振興の事業を進めておられるということは理解できました。さらに、これを受けまして、仮称ですけれども、土地利用型畑作経営モデル事業といいますか、土地利用型畑作経営の確立について、県・国及び市による支援の取り組みを進めてはいかがということで内容をちょっと申しあげてみたいと思います。

この事業の考え方は、農地流動化、農用地利用集積等により水田の畑地化、耕作放棄地の再利用を推進し、農地の合理的な利用推進を図ることにより、畑作物の生産増大を図ろうとするもので、認定農業者等の２人以上の集団や転作実施者、農業生産法人などを対象にしてジャガイモや白菜、青菜、キャベツ、ニンジンなどを生産しようとするものです。耕地面積は収益性を考慮し１団地２ヘクタール以上、１集団５ヘクタール以上が望ましいとされておりまして、収益性についてジャガイモで想定した場合、10アール当たり３トンの収穫量を見込み２トンから2.5トンを販売し、キロ単価を100円前後として10アール当たり20万円ないし30万円の収益が見込まれるという数字が出ております。米と比較した場合には有利なのかなと思います。特に、ジャガイモは３月の九州産から始まり、北上して７月の北関東までが出てまいります。８月末には北海道産が出てくるまで７月末収穫時期を迎える当地域にとって条件がよく、新たなブランドとして育てる条件もあると思いますけれども、その辺についてお考えがあればいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　ただいまは、土地利用型の畑作経営ということで一つの御提案があったわけでございますけれども、先ほども申しあげましたけれども、耕作放棄地、特に中山間でその放棄地が増加しているということは大変我々として懸念している、その解消に向けて努力をしていかなければならないと考えているところでありまして、その一つの方向性、一つのアイデアとして石山議員から御提案をいただいたと思っているところでありますが、そこで一番肝心なのはそういう意欲ある事業者をどういうふうにして掘り起こしていくのかということが、やはり大きな課題かなと思っているところであります。市の方としては、県の方の西村山の農業技術普及課の皆さんやＪＡなどとも、それから寒河

江市の農業士会とも相談をしているわけでありまして、その中から新規就農者支援育成協議会というものを立ち上げさせていただいて今、新規就農者の皆さんへの支援というものに取り組んでいるところであります。平成23年４月からは、ニンニクやジャガイモなどの栽培を中心とした新たな取り組む事業者の方も出てきている状況にありますので、就農計画を策定していただいて、認定を受けてこれから取り組んでいこうという状況になってきているところであります。県でせっかくつくっていただいた創意工夫プロジェクト支援事業というものを、今後も大いに我々としても活用して耕作放棄地の解消のみならず、地域に合った畑作物、土地利用型の畑作物の振興というものを進めながら意欲ある農業者の育成というものに努めていきたいと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　石山議員。

○**石山　忠議員**　特に、耕作放棄地については中山間地についての解消が急務であるというお話がありましたので、これを受けて地域農業振興モデル事業といいますか、特に幸生、田代を想定した畑作物生産増大策への支援についてお伺いをしたいと思います

　この事業の考え方は、耕作放棄地の再利用、特に幸生、田代地区において実施に当たり地区内の住民及び高齢者やリタイアなさった方の雇用も想定をしましてピーマン、シシトウ、ニラなどを生産し、10アール当たり100万円の売り上げを目指すものであります。これも１団地１ヘクタール以上、１経営体２ヘクタール以上の連反した耕地を想定していますが、なかなか大変なことは承知しています。その条件をクリアしながら、ぜひこの事業に取り組み御支援を検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　田代、幸生の中山間地域の農業振興ということについて貴重な御提案をいただいて、我々としても鋭意検討を進めていかなければならないと考えているわけでありますけれども、現実的に田代、幸生地域におきましては現在中山間地域等直接支払交付金制度というものによって地域ぐるみで耕作地の保全というものに努めていただいているわけであります。

　また、御案内のとおり市の職員の地域担当制というものを設けている中で、農業も含めた地域の活性化、振興策というものを地域の皆さんと一緒に鋭意検討して事業も推進をしていただいているということであります。

　実際、現在農業関係で取り組んでいただいている生産物ということになりますと、根曲り竹を中心とした山菜でありますとか、啓翁桜さらにはキノコ、それから栗のぽろたんというものを転作も含めた畑作振興ということで取り組んでいただいております。地域の特性というものを生かしながら、特産品というものの振興に鋭意努力をしていただいているというところであります。御提案いただきましたモデル事業については、１団地が１ヘクタール以上、さらには１経営体２ヘクタール以上という連反した耕地を想定しているということでありますが、田代、幸生においてはなかなかそういう地域、想定しにくいところはありますが、今後いろんな面で貴重な御提案でありますので、さらに我々としても検討を進めながら適地適作としての作物の選定も含めて、さらに中山間地域の振興に努めていきたいと思います。先ほどの御提案なども十分踏まえながら、今後の振興を図っていきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　石山議員。

○**石山　忠議員**　いずれの事業におきましても農地の集積、連反が課題となります。また、地域においては耕作放棄地が狭過ぎる、あるいは農道が確保されていない、販売先の確保などあるいは参加者の

費用負担、さまざまな問題があるとは存じております。

寒河江型農業として、さくらんぼにこだわる農業を多くの生産者の努力と協力により推進し、寒河江のブランドを確立してきましたけれども、野菜に関する意識が大きくなっている現在、寒河江でもこんなものができるという新たなブランドづくりのためにも、県あるいは国さらにＪＡ、農業会議など関係団体の連携のもと諸課題を解決・克服してぜひ取り組まれることを望みたいと思います。

次に、ファミリースキー場の設置についてでございますけれども、私のこのたびの質問は次代を担う子供たちが豊かな未来を築くために、さらに本市の宝である子供たちの健やかな成長を願う子育て支援の立場から取り上げさせていただきました。市民アンケートや座談会等において、市民、特に若者やお母さんたちからの要望の中にゆっくりと安心して子供たちと触れ合える場所、施設が欲しい、若者が集えるところが欲しいといった希望が多いと感じています。市内にはゆったりとした芝生広場を初め、多くの施設がありますが、その情報が十分に届いているか課題はありますが、今回冬期に絞りファミリースキー場として安心・安全に集える場所を望んだものです。

さて、全国の小学５年生と中学２年生を対象に文部科学省が実施した平成22年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査、全国体力テストの結果、小学校５年生男女で福井県が調査以来３年連続で１位となりました。さらに、全国体力テストの１位、２位を占めた福井、秋田両県は全国学力テストでもトップクラスの常連になっています。全国体力テストにかかわった西嶋尚彦筑波大大学院教授、健康体力学の先生は「気力、体力が充実している子供は、勉強もスポーツも頑張る」と推測している。また、浅見俊雄東京大学名誉教授、スポーツ科学の先生は、「学力や体力向上への取り組みが熱心な学校では、子供も両面ですぐれた結果になるだろう」と話をしていたと報道されていました。

子育て支援と文武両道の子供たちを育成する立場から、ぜひとも取り組みの実現を願いまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

松田　孝議員の質問

○髙橋勝文議長　通告番号７番について11番松田　孝議員。

〔１１番　松田　孝議員　登壇〕

○松田　孝議員　本日の一般質問最後になりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

私は、日本共産党と通告してある質問事項に関心を寄せている多くの市民を代表し質問いたします。

私は、健康上の理由で今期限りで議員を引退する予定であります。最後の一般質問となりますので、市長には真摯に受けとめ誠意ある答弁を期待したいと思います。

初めに企業誘致について伺います。

佐藤市長は平成23年度の市政運営で、山形県の東京事務所に職員を派遣し、企業誘致活動を積極的に推進する一方で、新第５次振興計画の基本計画では平成27年度までに中央工業団地へ10社企業誘致をし、残用地をなくし新たな雇用700人以上の確保に努めると目標を掲げました。その推進のために、昨年度は企業立地促進補助金制度を新設し、今年度は市独自の寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例を創設し、企業が参入しやすい環境を整えてきました。今後は企業誘致を効果的に進める手法としてあらゆる機会を通じ、さまざまな情報媒体を活用して発信していくことや、地域の環境や特性などを生かせる企業に照準を当てて積極的な訪問活動を展開することが大切であると

考えます。

そこで、市長に伺いますが、寒河江市の行政職員が営業マンとして企業誘致に取り組んできましたが、現在どのような到達点にあるのか、その到達状況をどのように市長自身自己評価しているのか伺います。

次に、企業を訪問する際の情報収集はどのようなルートを開拓し進めてきたのか。また、企業が求めている工業団地の立地条件とはどんな条件か。さらに、今年度の主な訪問先の企業名を伺います。

次に、企業側に寒河江工業団地の環境のよさと流通の利便性や価格・優遇制度などをホームページで公開することについて伺います。

昨年９月に寒河江仙台会の総会に出席した折、企業関係者から寒河江市のイメージについて話を伺う機会がありました。寒河江市の工業団地のホームページは内容に乏しく関心を引くものでないこと、さらに市独自の優遇措置が他市と比較してどのような位置にあるのか見えないなど、寒河江市が真剣に企業誘致をしているという姿勢が感じられないという厳しい指摘をいただきました。

その後、参考まで各市の工業団地のホームページを見たところ、明らかに差異がありました。例えば、千歳市では工業団地の紹介は、動画で千歳市長みずから案内人で分譲の概要や分譲価格、さらには企業に対する優遇措置を前面に押し出しています。もちろん、ホームページを見て企業が来てくれるとは思いませんが、大事なことは企業誘致を積極的に取り組んでいる姿勢が評価される時代です。新たな戦略と位置づけて寒河江市をアピールする魅力や強みなどの関連する情報を適時発信していくことは重要であり、ホームページのリニューアルを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、新年度に山形県東京事務所に職員を派遣し企業誘致活動を積極的に推進していくとしていますが、職員派遣は企業誘致活動に専念できるのか、派遣することでその到達をどのように考えているのか。また、人材登用はどのような地位の職員か。そして、派遣年数は何年をめどにしているのか伺います。

次に、寒河江市水道ビジョンの策定について伺います。

現在、寒河江市は水道施設整備計画、第４次拡張事業が実施されており、平成26年度をめどに完成予定となっています。この事業も未完成のまま、なぜ新たな水道ビジョンを策定し、施設や送水管の更新計画を進めるのか大変疑問であります。先行して長期計画を策定することは給水量の見込み数量や設備投資額を過剰に積算し、事業費を膨らませ、値上げの要因となることが懸念されます。

現在の第４次拡張事業で当初計画の給水人口を４万6,400人の設定で事業が行われてきました。ところが、目標年次までに残り４年間期間がありますが、現在の到達状況は平成21年度の水道事業会計決算で給水人口は４万2,833人で3,567人も少なく、同じように計画給水量についても１日平均給水量3,974立方メートル、１日最大給水量4,686立方メートルも減少しており、目標年次までには到達が困難な状況になっています。また、村広水からの受水団体間の受水量の調整を、平成16年４月から1,700立方メートルを増量し、水の安定供給を図る計画でありました。しかし、ここ数年の水需要減少、人口減少、さらには工業団地の企業誘致が進まず、責任水量への負担が懸念されています。

こうした実態がある中で、事業見直しや事業評価も行わず水の安定供給を図るとして事業を推進していくのは問題であります。また、厚生労働省が勧める水道に関する重点的な政策課題と、それに対処する施策などを盛り込む予定のビジョン策定は後年度に先送りすべきです。

現在、全国の自治体で水道ビジョンの策定率は45％弱で、策定を進めてきた自治体は市町村合併により水道事業所統合や料金の統一化、施設更新計画が盛り込まれています。また、広域に向けたビジ

ョン策定と民間委託に向けたビジョン策定など、それぞれ異なった将来目標を設定しているようであります。そこで３点について伺います。

第４次拡張事業がスタートして10年になりますが、事業の進捗状況とこの事業の評価と当初計画の水需要量推計に問題はなかったのか伺います。

２点目は、新年度に寒河江市水道ビジョンを策定するとしているが、後年度に先送りの考えはないか伺います。

３点目は、施政方針で水道料金について料金設定もビジョン策定の中で検討を行うと述べていますが、料金引き下げ、料金引き上げ、どちらともとれるような表現となっていますが、どちらを選択するのか市長の見解を伺います。

次に、急傾斜地崩落防止対策について伺います。

２月18日午後９時過ぎにどんとすさまじい音が鳴り響き、もしかしたらと表を見たら異常がなく左側を見るとこれまでの風景が一変していた。そして寒河江川をのぞくと道路の路肩の土砂やケヤキや杉の木が横たわっていたと、隣接者のお話です。

こうした危険なところに住んでいる方は、地震や台風、集中豪雨、豪雪のたびごとにいつ襲ってくるかわからない災害におびえながら生活を送っております。特に、西部地区には山地が多く、古来より山地を切り開き耕し、また斜面を削り住宅を構えるなど高度な土地利用が特に農村部で行われてきました。いまだに残る山間の谷間に点在する集落や田畑が連なっているのもその特徴であり、日本古来の原風景の一つでもあります。このような集落は、地形的にも平地もあるが山間斜面で急で険しいところが大半を占めています。そのため、土砂災害などの発生する要素も幾つもあわせ持っている地区でもあります。

特に、白岩麓地区は昭和40年に最初の土砂崩れ、その後44年に悲惨な災害が発生し、その年に急傾斜地崩落危険区域の指定を受け、20年にわたり市内の危険箇所を対象に急傾斜崩落防止対策が施されました。その後、崩落防止対策が施されたにもかかわらず再び災害が発生したのです。それは雑木などの成木化した樹木に雪が堆積し重みで倒れ、土砂の崩落の原因となり、全く同じ災害が繰り返し発生しています。同じ災害を今後繰り返さないように、未然に防ぐ手だてを最優先課題としてすぐに検討を行うべきと考えます。

そこで市長に伺います。災害を防ぐために、樹木の伐採などの手だてをとることで災害を未然に防ぐことができると言われています。急傾斜地の崩落の危険性が高い箇所について、関係者と協議をし、雑木などの樹木を伐採する対策を早期に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、急傾斜地崩落危険区域指定を受け、崩落防止対策工事が行われてから、早い場所で40年を経過し、当時と比較しますと周辺の自然環境が大きくさま変わりしたことはだれの目にも明らかであります。その結果、環境変化によって災害が連続して起きています。このことから、住宅地や道路に隣接する急傾斜地を対象に環境調査を地域住民と共同で実施し、その実態に即した総合災害防止計画を策定し、災害予防に力を入れていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

以上で第１問といたします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　松田議員におかれましては、今期で御勇退されるということであります。３期12年にわたりまして、市政万般にわたって御指導御鞭撻いただきましたこと、心から感謝申しあげたいと思

います。

大きく３点御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に企業誘致についての、何点か御質問いただきましたので、お答えを申しあげます。企業誘致に係る現在の状況ということでありますが、到達度はどのくらいかということでありますが、１次分から合わせて、現在の４次分まで合わせますと用地面積として146.6ヘクタールであります。それに対して立地面積が123ヘクタールということになっております。84％、80社に操業いただいている状況であります。とりわけ、平成22年度におきましては新たに用地売買契約の実績でありますけれども、サンウェイ株式会社の約１万平方メートルの契約がございました。さらには、菊池商事株式会社の約3,300平方メートルの予約契約が完了したところであります。平成22年度の実績といたしましては２件ということになるわけであります。そういう意味でまだ道半ばという状況にあるわけでありますけれども、できるだけ多くの企業から立地をしていただくことを目標に誘致活動を展開しているところであります。今後とも振興計画に掲げた新たな目標の達成に向けて鋭意努力をしていきたいと考えております。

企業が業務拡張を目指す、新設・増設及び設備投資に係る動きというものについては、大変経済状況が不透明でありますので、大変厳しい状況になっているわけであります。現在、いろいろ誘致活動を展開しているわけでありますけれども、今後今すぐにその立地に向けて大詰めに来ているという状況の企業は、今のところ、そういう状況までにはまだ至っておりません。至っておりませんけれども、経営環境、経済をめぐる環境というのはひところよりは随分上向いてきているという認識を持っております。そういった意味で、好機を逃すことなく常に情報提供あるいは情報収集というものに努めながら、早期の立地につなげていきたいと考えております。

次に、企業を訪問する際の情報収集ルートはどうかということでありますけれども、これは御案内のとおりさまざまなルートがあるわけであります。県を通じての情報提供でありますとか、企業サイドからの問い合わせ、さらには立地済み企業からの提供あるいは市民サイドからの情報提供などもあるわけであります。場合によっては新聞などでの情報収集ということもあるわけであります。そういうさまざまな情報をもとに、企業側にあたっている状況であります。

また、企業側が求めている工業団地の立地条件はどうかということを御質問をいただきましたが、企業の立地動向に詳しい財団法人日本立地センターなどの調査結果によりますと、立地選定に当たって重視する要件というものは第１に用地価格、第２には既存拠点との近接性、第３点は交通条件、第４点労働力、第５点優遇制度などとなっているようであります。また、企業が必要な技術力を備えた人材の確保に注目しているという話もあります。そういったことから、立地近くに一定程度の人口集積がある都市部に目が向いているという傾向があると言われております。市が行いましたアンケート調査でも、同様の結果になってきているところであります。

次に、今年度の主な訪問先の企業名についてのお尋ねがありましたが、御案内のとおり企業側では極秘に立地調査を実施しているケースがほとんどであります。そういった意味で、企業名を公表するということになりますと、今後の誘致活動にも支障を来すおそれがあると考えておりますので、御理解を賜りたいと思いますが、分野から申しますと、食品関連、自動車関連の製造業、それから電子部品製造業、金属・非鉄金属製造業、運輸関連などの分野の企業と現在交渉をしている最中でございます。

次に、市のホームページについて御指摘がありました。先ほども申しましたが、市が行ったアンケ

ート調査などの結果を見ますとやはりまだまだ随分ＰＲが足りないというところを実感しているところであります。ホームページにおける中央工業団地のＰＲ内容あるいはＰＲの手法などについては、対応可能なところから改善に向けて早急に対処していきたいと思いますし、その他のあらゆる媒体などを活用してさらに情報発信していく必要があると認識しているところであります。

次に、山形県東京事務所への職員派遣についての御質問がありました。市といたしましては、山形県東京事務所の企業振興課という部署に配属のお願いをしているところでございます。もちろん、山形県の職員としての業務遂行に当たっていくということになりますから、寒河江市のための企業誘致活動に専念できるとは限っておりませんけれども、実際山形県内の工業団地の残用地の状況からいたしますと、特に山形県内陸部の誘致を進めていく場合に寒河江市の中央工業団地の持つ優位性というものは極めて高いと我々は判断しております。そういった意味で、派遣職員による情報収集あるいは企業訪問活動というのは、おのずと寒河江市の企業誘致活動につながっていくんだと期待しているわけであります。そういった意味で、派遣をするとしているところであります。

派遣する職員に関しては、40歳前後の職員を念頭に現在選考中でございます。期間は複数年を想定しているところであります。

次に、寒河江市水道ビジョンについて御質問がありました。

まず、第４次拡張事業の進捗状況と評価ということでありますが、御案内のとおり第４次拡張事業については平成13年度に着手いたしまして、平成26年度を目標とするものであります。10年が経過し、平成23年から残すところ４年となっているわけです。当時は、工業団地の拡張事業や土地区画整理事業、また下水道の普及や生活様式の高度化などによりまして、水道使用量は年々増加したところであります。平成12年度には１日最大給水量２万2,894立方メートル、平成13年度には２万2,648立方メートルに達するなど第３次の拡張事業で計画された施設能力、１日最大給水量２万立方メートルを超える状況にあったわけであります。御案内のとおりであります。そのときには、村山広域水道から最大契約水量を受水し、さらに自己水源の井戸の揚水量を極限まで使用するなどして急場をしのぎながら水の供給に努めたという実情があったわけであります。そのような状況はその後も発生していくことが予想されたことから、将来の水需要量に的確に対応し、安定供給を継続していくために１日最大給水量を見直すとともに配水池の増設と配水管網の整備とが不可欠であるということになり、寒河江市水道整備計画第４次拡張事業が進められてきたわけであります。

事業の内容は計画給水人口４万6,400人、計画１日最大給水量２万4,700立方メートルと定め、配水池の築造３カ所、電気機械設備の更新、さらには老朽管更新41キロメートルなど主な事業として、総事業費は48億8,600万円と計画したところであります。

この事業の進捗状況ということでありますが、配水池３カ所の築造工事などの大きな事業は完了いたしまして、事業費ベースでの進捗率は今年度末で72.3％となる見込みでございます。また、水需要量推計についてでありますが、これまでの１日最大給水量を見てみますと、平成15年度は２万2,531立方メートル、平成16年度は２万3,364立方メートルと、平成20年度まで２万2,000立方メートルを超える給水量となっているところでございます。最大稼働率も90％を超え、他の市の状況と比較しても高い率となっているところであります。適正な計画であると我々は認識しているところであります。

次に、寒河江市水道ビジョンの策定について御質問がありました。

現在、水道事業におきましては昭和30年代から40年代に整備された基幹施設の老朽化に伴う更新整備が全国的に大きな課題となっております。そのため、国では各水道事業者に対し、安全で安心な水

の供給や確保、災害時にも安定的な給水を行うための耐震化への取り組みを求めております。その基礎となる運営基盤の強化等が必要であるということで、これらの課題に適切に対応していくための地域水道ビジョンの策定を推奨しているところであります。

寒河江市におきましても例外ではございませんで、既に整備された基幹施設の川原ポンプ場の井戸や導水管、水を集めておくポンプ井、そこから配水池までの送水管等も大変老朽化しているわけであります。今後、その更新整備とともに耐震化にも取り組む必要があります。どのような更新整備を進めるかということが今後大きな課題になっているわけであります。

先ほどの第４次拡張事業については、将来の水需要量に対し安定供給を継続していくために、１日最大給水量を見直すとともに配水池の増設や配水管網の整備を進めるための寒河江市の水道整備計画であります。しかし、さきに整備された基幹施設の更新整備というものは、先ほど申しあげましたとおり緊急の課題であります。川原ポンプ場内の更新整備、それから長岡山や木の沢配水池までの送水管の更新整備、また耐震化はぜひ平成24年度から着手をしたいと考えているところでありまして、整備を進めるためには更新整備計画は重要な計画であると考えているところであります。

そのための施設の更新整備計画、さらには財政計画まで検討を加えた寒河江市水道ビジョンというものを、平成23年度から策定して計画に基づいて効率的でさらに効果的な整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

その際の、料金設定というものについて御質問がありましたが、今申しあげましたけれども、水道事業、安全・安心な水の安定供給というものはもちろん第一に考えているわけでありますけれども、そのための施設の更新整備、耐震化というものもやはり大変重要であります。ここを何とか更新していかなければならないということでありますが、その更新整備に当たっては効率的にもちろん進めていかなければなりませんし、財源についても補助金や企業債などを充当するなど、料金に影響を及ぼさないよう努めていかなければならないと考えているところであります。

なお、市の水道料金の設定についての御指摘がありましたが、水道ビジョン策定の中で十分に検討し研究をしていかなければならないと考えているところであります。

次に、急傾斜地崩落防止対策について御質問がありましたので、お答えを申しあげます。

急傾斜地の樹木の伐採について特に御質問がありました。これまでも急傾斜地崩落対策事業を実施していただく際に、事業地内の樹木等については施行者であります県において伐採をしてもらっているということであります。また、事業予定地に近接して倒れる危険性のある樹木などについても、県に要請をして対応していただいているという状況にあります。

樹木等の管理につきましては、御案内のとおり基本的には急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律にありますとおり、まず所有者あるいは管理者において崩落が生じないよう管理すべきものと認識しておりますが、急傾斜地の多くの箇所はこれまで管理がなされてこなかったということから、樹木が大きくなり個人で対応できないような状況が多く見受けられるようになっているのも現実であります。これらの箇所については、市では地域からの要望としてこれまでも県に対し樹木の伐採の実施について要望してきているところであります。人的被害の恐れがあり、緊急性のある箇所の伐採については、その都度県の方から対応していただいているところでありますが、それ以外の箇所についてはなかなか事業が進んでいないというところではないのかと思います。

急傾斜地の災害の予防ということは大変重要な課題であります。白岩地区の急傾斜地崩落対策事業については、御案内のとおり着手から40年ほど経過しているわけであります。工事を実施した周囲で

は、時間の経過とともに樹木が大変大きくなっていて危険と感じられる箇所も見受けられるようになっているのは、先ほど松田議員御指摘のとおりであります。樹木の伐採によってやはりある程度災害は、被害は防げると私も思いますので、地域の方々と一緒に現地調査を行うなど地域の住民の皆さんの安全・安心の観点から、さらには災害防止の観点からも引き続き県の方に強く要望していきたいと考えております。

最後に、総合災害防止計画の策定について御質問がありましたが、現在県の方では寒河江市の土砂災害警戒区域などの、平成25年度における指定に向けて作業を進めていると聞いております。市といたしましては、土砂災害警戒区域の指定を受けまして、地域住民の方々と協働で土砂災害ハザードマップを策定する計画であります。今後とも、災害の予防に向けまして市としても鋭意努力をしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　企業誘致関係について申しあげますけれども、これまで、開発公社でも県の企業誘致に携わってきた人が、ＯＢですけれども、この方を採用し、企業誘致専門員として配置をしたわけですけれども、１年８カ月ほどで退職されたと話を聞いております。このように相当期待感を持って、開発公社でも誘致に期待感を持って雇用したはずなんですけれども、実際には余り効果が上がらなかった現状かと、私は思っています。

それで、県の職員がそういう形で、専門的にやってきた人でさえなかなか企業誘致には難しい場面が結構あるのかなと思っております。それで、実際県の東京事務所の企業誘致の実績というのは、市長はどの程度見て東京事務所に派遣するということになったのか、その辺のいきさつをちょっとお聞きしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　松田議員から今お話にあった県の職員のＯＢの人を企業誘致調査専門員に委嘱をして活動していただいたというのは、昭和54年から56年までくらいの間だと思います。この人の名前を聞くと、私も存じあげる方でありますが、当時の経済状況というんですかね、企業誘致をめぐる環境というのが大分今とは違っておったところがあると思いますし、２年弱の間でも結果的には相当な工業団地に立地をした企業、今でも操業していらっしゃる企業というのはあるわけで、それなりの意味があったと思います。

御案内のとおり、企業誘致というのは、手を休めるとずるずると行ってしまう。ずっと継続してやっていく、誘致活動に着実に地道に取り組んでいくということが必要なんだと思います。それが後でボディーブローのようにきいてくると、私どもは思っているところでありますし、現在県の東京事務所には天童、それから酒田あるいはそのほかの自治体からも派遣をしていろんな活動をしている、東京事務所の職員として活動しているわけでありますけれども、当然のことながら地域の方から派遣されているわけでありますから、地域の活動にも相当貢献しているということであります。これまで、東北一の企業誘致を誇った山形県の時代もあったわけですけれども、なかなか現在こういう状況もあって、企業誘致が県内にも進まない。もちろん県の工業団地自体も相当残用地も減ってきているという状況であります。

そういった中で、寒河江市が抱える団地への誘致ということについては県の方も大変積極的に協力的でありますし、我々としてはこの機会にさらに誘致活動を推進していくという意味で、非常にいい

タイミングではないかと考えて、今回の職員の派遣に至ったと思っているところであります。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　この派遣も、数年度をめどにという市長の最初の答弁でありましたけれども、やはりもう少し長期に計画して、きちっと対応できるような体制を充実していただきたいと思います。

　それから、近隣の立地条件等についていろいろ問題はあるんでしょうけれども、例えば寒河江市と河北町の工業団地を比較した場合、河北町は１平方メートル当たり9,500円なんですね。そして寒河江は１万5,000円以上になっているわけです、現在まで。そうすると、やはり企業としてどっちを選択するかとなれば条件的にさほど変わりないんですね、寒河江市と河北町の工業団地では。そうした場合に、やはり価格のある程度引き下げ、そして分譲に当たってはオーダーメード方式はとっておりますけれども、このリース事業みたいなものをある程度展開しないと残用地をなくすことが困難な状況だと私は思っています。ですから、この辺も含めて今後企業誘致に当たってもらいたいと思いますけれども、この辺のリース事業についての考え方をお伺いします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　先ほども申しあげましたけれども、企業側が立地する、どういうところを選定するかということの重要度を申しあげましたけれども、第１には用地価格ということを、そういう調査結果になっているようでありますので、用地の問題とか、当然今景気が余りよろしくありませんので、そういう結果にもなっているんだと思います。

　そういった意味で我々としてはいろんな、新たな補助制度などもつくりながら求めやすい用地の価格というものを支援していきたいと考えて、いろんな制度を予算計上しているところでありますし、またそういった意味で今御提案がありましたリース事業などについてもいろいろ研究をしてみたいと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　東京に職員を派遣することもそうですけれども、企業立地推進室があるわけですけれども、営業活動に支障を来さない予算措置が、私は必要だと思います。ある程度、行政というともう決めた枠で行動しなければならないですが、そこのところをもう少し柔軟にできるような対応してもらわないと、担当者も大変だと思いますので、その辺十分心がけていただきたいと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　我々としては、営業でありますから、どちらかというと行政のやり方では通用しない、相手は民間の企業の皆さんへの営業活動でありますから、どちらかというとそういうペースに合ったような誘致活動を展開していかなければならないと思っております。そういった意味で、十分その辺は踏まえてやっているつもりでありますが、なお事情なんかもお聞きをして支障のないように努めていきたいと考えています。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　ホームページに関しては十分今後も対応していく話でありますけれども、ホームページに掲載する第１番目の場面には、工業団地の窓を設けてそこからすぐダウンロードして入っていくような措置をやっていただきたいんですけれども、開発公社やあるいはほなみ団地のあれは設けていますけれども、工業団地を２番、３番手に置くというのはどうなのかなと思っています。これをしないといろんな住宅やいろんなものに波及する、雇用にも波及する、そういう大きな目で見てホームペ

ージのリニューアル化を推進していただきたいと思います。

次に、水道ビジョンについて伺います。

水道事業というのは企業会計であって、受益者負担が原則でありますよね。この間の水道の会計状況を見ますと、平成19年度で１億2,138万円、平成20年度に２億7,139万円、平成21年度に２億6,289万円、こうした億単位の金が余剰金としてあるわけです。ただ、この余剰金は結果的に後年度の事業費に充てていくという方針を寒河江市は示していますけれども、しかし市民からとってこの余剰金をやはり料金の引き下げにつながるような計画を望んでいるわけです。公共事業というのは電気料金など見ますと原油は上がったら上げて、下がったら下げる。そういう柔軟に対応できるような制度が、企業会計でも、この水道会計でも必要だと私は思うんですけれども、この辺について市長の考え方を伺います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　決算剰余金というんですか、そういう剰余金の件に関しては、今松田議員も御指摘ありましたけれども、議会の認定をいただいて処分をしているというわけであります。積立金をして後年度の設備投資に充てていく、あるいは維持管理の方に回しているという状況であります。

そういったことで先ほども申しあげましたけれども、これからの水の安定供給を図っていくための施設の更新やら新たな設備投資もありますが、老朽管の更新とか、そういう面での投資というのはさらに引き続き出てきてということは予想されるし、また水道ビジョンの中でも申しあげましたけれども、さらなる経費というものも想定されるわけでありますから、できるだけそういうことについては料金の方に影響を及ぼさないような努力をしていく、そのための基金の活用ということで我々は対処をしていきたいと考えておりますし、また先ほどの最後も申しあげましたけれども、水道料金の設定についてはそういう更新計画もビジョンの中で検討しますが、全体として水道料金の設定についてトータルで客観的に見直しも含めて検討していくという姿勢でおりますので、御理解を賜りたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　やはり、水道ビジョンを策定して、平成24年度から事業化を考えているようですけれども、今の４拡事業と並行してやればこれは間違いなく負担がふえるわけです。投資額がずっとふえますから。だから、これは政治判断だと、私は思います。市長自身がきちっと判断すれば、それなりに計画の中に盛り込んでいく状況がつくられると私は思っております。ですから、もう少し水道事業の、水道料金について実態を掌握しておいてもう少し弱者に配慮したり、あるいは水道の節水している人が高い料金を払ってくるような料金体系ではまずいと思うんです。それは公平に負担していただく、その辺の取り組みをしただけでも相当高齢者などは助かるんですよ。基本料金は10立方メートルを設定して一応やっていますけれども、現在10立方メートルに満たない人が3,000戸ぐらいあるらしいんですね。そういう人たちが救われるには、基本料金のもう１段ランクを設けるなど、そうしただけでもこの料金体系で救われる人が非常に多いと思っております。その辺に目を向けていただきたいと思いますけれども、市長の見解を改めて伺います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　松田議員から、非常に貴重な御提言をいただいておりますが、水道料金の設定につきましてはそういうトータルな、あるいは客観的な目でビジョンの中で検討させていただきたいと考えております。松田議員からの御提言も十分頭に入れながら進めてまいりたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　次に。

○**髙橋勝文議長**　松田議員、マイク使ってください。

○**松田　孝議員**　次に、急傾斜地崩落対策について伺いたいと思います。この間の経過は第１問で触れましたけれども、なかなか市民の願いと行政の進む方向が大分乖離があるようですけれども、今回白岩の麓地区、崩落の対策がとられておりますけれども、十分とられていないという市民の声がするんですね。

　というのは、現在やっているところから左側の斜面については尾根まで全部崩落対策、崩壊対策がとられてきたんですね。しかし、現在やっている場所については、中途でとまっているんです、中腹で。これで、下にいる住民の生活が守られるのかどうか、非常に不安がっている住民が多いんです。その上までなぜできないのか。今回の判断では中途でとめたわけですけれども、なぜ左側の一帯として進めてできなかったのか非常に疑問があるんですけれども、その辺の拡張計画、具体的に、担当者でもいいですけれども、中途半端に終わらないで工事を進めていただきたいと思うんですけれども、その辺について。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　当然、今回の崩落について我々としてはできるだけ早い、そして安全な体制と現状というものを復帰すべくいろんな手だてを講じていきたいと思いますし、また今御指摘の点なども踏まえて地域の人たちの心配を解消すべく、そして安全な通行が再びできるよう鋭意努力していきたいと思っているところであります。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　白岩地区ばかりではないんですけれども、全体的に崩壊防止対策とる時点で公共事業を進めるに当たって、住宅が５戸以上という制限があったんです。５戸以上がまとまらないと公共事業に当たらない。ですから、点在する１戸１戸のところはまだ対策が十分とれていない、ほとんどとれていない状況で、今回の陣ケ峯の地区もそうなんですけれども、１戸あそこにあるだけで上の方から崩れてきた場合全然対策がとられていない、そういう状況のところを今後どう進めていこうとしているのか、安全対策ですので、その辺について。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　今も申しあげましたけれども、ある程度の規模がないとそれが県の方とか、そういう災害の事業として認定を受けられないという状況もあるわけでありますので、我々としては基本的な考え方としてできるだけ早く住民の生活の安定を確保していくにはどうしたらいいかということで、今鋭意検討しているところであります。できるだけ早目に考えをまとめて、考えを整理をして対応を進めていきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　佐藤市長も２年目でありますけれども、３年目ですか、市民の安全のために十分配慮していただきまして、水道料金なども具体的に政治判断で決着して引き下げの方向性を見出していただきたいと思います。

　以上で私の質問を終わります。

　ありがとうございました。

散　　会　　午後２時２８分

○**髙橋勝文議長**　本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
　御苦労さまでした。

平成２３年３月７日（月曜日）第１回定例会

○出席議員（１８名）

１番	髙	橋	勝	文	議員	２番	沖	津	一	博	議員
３番	石	山		忠	議員	４番	辻		登	代子	議員
５番	工	藤	吉	雄	議員	６番	杉	沼	孝	司	議員
７番	國	井	輝	明	議員	８番	木	村	寿	太郎	議員
９番	鴨	田	俊	廣	議員	１０番	佐	藤		毅	議員
１１番	松	田		孝	議員	１２番	石	川	忠	義	議員
１３番	新	宮	征	一	議員	１４番	伊	藤	忠	男	議員
１５番	佐	藤	暘	子	議員	１６番	川	越	孝	男	議員
１７番	那	須		稔	議員	１８番	鈴	木	賢	也	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邉滿夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
髙子武	農業委員会会長代理	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
冨澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
武田俊晴	水道事業所技術主幹	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習スポーツ振興課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第３号　　第１回定例会
平成２３年３月７日（月曜日）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　一般質問
〃　　２　議第３３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第１０号）
〃　　３　議案説明
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第３号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○髙橋勝文議長　おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。
〔伊藤忠男議会運営委員長　登壇〕
○伊藤忠男議会運営委員長　おはようございます。
本日の会議運営につきましては本日午前９時から議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その経過について御報告申しあげます。
本日追加されます議案は、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）であります。
追加議案の取り扱いについては、一般質問に引き続き日程第２で議案上程、日程第３で市長の議案説明を受け散会することといたしました。
以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。
○髙橋勝文議長　お諮りいたします。
本日の会議はただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。
本日の会議は、議事日程第３号によって進めてまいります。

第１回定例会日程（その２）　　平成２３年２月２８日（月）開会

月　　日	時　　間	会　　議		場　　所
３月　７日（月）	午前９時３０分	本　会　議	一般質問、議案上程、同説明	議　　場
３月　８日（火）	午前９時３０分	本　会　議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議　　場
	本会議終了後	予算特別委員会	付　託　案　件　審　査	議　　場
	予算特別委員会終了後	厚生経済常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	第４会議室
３月　９日（水）	午前９時３０分	厚生経済常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	第４会議室
		建設文教常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	議会図書室
３月１０日（木）	午前９時３０分	総務常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	第２会議室
		厚生経済常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	第４会議室
		建設文教常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	議会図書室
３月１１日（金）	午前９時３０分	総務常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	第２会議室
		建設文教常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	議会図書室
３月１２日（土）	休　　会			
３月１３日（日）	休　　会			
３月１４日（月）	午前９時３０分	総務常任委員会分科会	付　託　案　件　審　査	第２会議室
３月１５日（火）	休　　会			
３月１６日（水）	休　　会			
３月１７日（木）	午前９時３０分	予算特別委員会	付　託　案　件　審　査	議　　場
	予算特別委員会終了後	本　会　議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議　　場

一　般　質　問

○**髙橋勝文議長**　日程第１、３月２日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成２３年３月７日（月）　　（第１回定例会）

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
8	市政全般について	（１）下水道整備を特環から市町村設置型合併浄化槽に移行することに伴う課題と改善策について （２）市道、側溝、水路整備等の整備基準の策定状況について （３）市庁舎の耐震対策と今後のあり方について （４）介護保険による特別養護老人ホームなどの施設利用料の実態と改善策について	１６番 川　越　孝　男	市　　長
9	最上川寒河江緑地カヌー場の活用について	（１）古式泳法（現日本泳法）水府流太田派泳法訓練場として使用（使用者を訓練生に限定）することについて （２）カヌー場使用水の水質検査について	１４番 伊　藤　忠　男	市　　長
１０	古式泳法水府流太田派泳法の文化財指定について	（１）市無形文化財指定の考え方について （２）市内小学校、西村山郡学童大会における泳法披露について		教育委員長
１１	魚捕獲自由区域の設定について	（１）上谷沢地内の寒河江川高松堰上流を魚捕獲自由区域に認定することについて （２）寒河江川における自由区域の存在について （３）日本一の鮎捕り大会開催について （４）駐車場設置について （５）水辺の楽校として活用することについて		市　　長 教育委員長
１２	市民主体のまちづくりについて	（１）寒河江市都市計画マスタープランの見直しについて （２）除雪体制の整備について （３）学童保育施設として空き教室を使用することについて （４）市民浴場の運営について	１０番 佐　藤　　毅	市　　長

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
１３	防災行政について	（１）自主防災組織について ア　防災指導員の養成について イ　地域安全マップの作成について （２）災害時要援護者支援制度について ア　個別避難支援プランの推進について イ　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定について ウ　避難所設置運営マニュアルの策定について （３）救急医療情報キットの利活用について （４）被災者支援システムの導入について （５）防災センターの設置について	１７番 那　須　　稔	市　　長

川越孝男議員の質問

○髙橋勝文議長　通告番号８番について、16番川越孝男議員。

〔１６番　川越孝男議員　登壇〕

○川越孝男議員　おはようございます。

私は、座談会などを通じて市民の皆さんから寄せられた御意見をもとに、私の考えや提言も含め通告に従い質問しますので、市政を取り巻く環境は厳しい状況にあっても子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる寒河江市の確かな未来をつくるという市長の気概が伝わる答弁を期待するものであります。

通告番号８、市政全般について。大きく４点についてお伺いいたします。

まず最初に、（１）下水道整備を特定環境保全公共下水道整備から市町村設置型合併浄化槽に移行することに伴う課題と改善策について伺います。

今回の見直しは市民生活に密接にかかわるものであります。現在の状況を見て私は三つの問題意識を持っています。

一つは進め方の問題として、市民への説明不足と、そのことに起因する市民の理解不足であります。

二つには、家庭雑排水を公共下水道でなく各家庭に設置した合併浄化槽で処理し寒河江川や最上川に放流することに対して、本当に水質の浄化や保全上将来にわたって大丈夫なのかという不安であります。

三つには、公共下水道と異なり、家庭や事業所から流された雑排水が流れる排水路の整備や通年通水の確保の問題であります。

そこで伺います。一つは、今後の進め方として、市民の理解を得るための手だてをどうなされるの

か。また、市町村設置型合併浄化槽設置に伴う一時負担金や使用料についての考え方をお伺いします。

二つには、財政事情は理解しても、排水を一元処理する公共下水道でなく、一般家庭や事業所の浄化槽で処理した排水を河川に流しても将来にわたって問題が起こる心配はないのかということについてお伺いをいたしたいと思います。

三つには、平成24年度から実施する計画ですが、その前にまずは各地域ごとに河川までの排水路の計画が必要であります。それに基づいた整備計画をつくるべきだと思います。また、悪臭を防ぐためにも通年通水が必要であります。そのためには土地改良区や関係団体との十分な協議も必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。県の第２次県全域生活排水処理施設整備基本構想の見直しが今なされているわけでありますが、その現状といつごろ確定するのか。さらに、対象地域内の既に設置されている合併浄化槽の扱いはどうなるのかもあわせてお伺いいたします。

次に、（２）市道、側溝、水路整備等の整備基準の策定状況について伺います。

私はこの基準をつくることを長い間提案し求めてまいりました。

ようやく、昨年の施政方針で市長は、「地域座談会において、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設などの整備について多くの要望が出されました。これまでも、緊急性など優先順位を勘案しながら順次整備を進めてきたところでありますが、新年度からはより明確な整備基準を策定し、公平性を保ちながら限られた予算の中で効果的な整備を進める」と述べられています。

ところが、いまだ整備基準は示されていません。私は、この整備基準づくりには要望箇所の優先順位のみならず要望の受理の仕方や要望を受け付けてから整備が完了するまでの管理のあり方も重要な要素であることを、これまでも指摘をしてまいりました。

そこで伺います。

一つは、基準策定の現状はどうなっているのか。基準が示される時期はいつか。また、おくれている理由を示していただきたいと思います。

二つには、整備の箇所づけをしたが、着手できなかったケースや、着手したが中断し完了していない整備箇所の有無とその理由についてお伺いいたします。

次に、（３）市庁舎耐震対策と今後のあり方について伺います。市庁舎については既に耐震診断が実施され、その結果震度６強や７の地震で庁舎全体が崩壊するおそれが指摘されています。一方、公の建物の耐震補強は平成27年度までに完了しなければならないと定められています。

ところが、今回見直された新第５次振興計画の基本計画の目標では、計画期間の平成27年度までに今後の市庁舎のあり方についての検討委員会の設置となっています。また、これまで実施計画に幾度となく市庁舎建設基金の積み立てが計画されながらも実現されず、今回示された実施計画からも削除されたままになっています。これでは遅すぎると思います。

そこで、３点伺います。一つは、平成23年度中にあるべき姿の検討に入り、平成27年度までの５カ年であるべき方向性を示すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

二つには、現市庁舎の耐用年数、特殊な構造、行政の業務や事務量の増加に伴う庁舎スペースの狭さなどから、耐震補強して引き続き使い続けることは困難と思われます。また、庁舎建設に伴う多額の財政支出の平準化は必須の課題であり、基金の積み立てを早期に実施すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

三つには、耐震補強工事費の概算を今年度調査されたわけでありますが、その結果補強方法や概算

額はいかほどになっているのか。また、費用対効果の面などから補強して市庁舎として継続して使用できると判断されているのか伺います。新庁舎建設となった場合、寒河江市規模の庁舎としてはどの程度の建設費が想定されているのかもあわせてお伺いいたします。

次に、（４）介護保険による特別養護老人ホームなどの施設利用料の実態と改善策について伺います。

介護保険制度は、介護が必要となったときには「いつでも、どこでも、だれでも」が安心してサービスが受けられることでスタートしています。ところが、市民からは「特養のあきがなく入所できないで困っている」とか、「特養に入所しても自分の年金だけで入所費が賄えないと聞くと不安でならない」といった声が多く寄せられるのであります。

そこで、試算してみると75歳で所得がなく年金だけの場合、例えば国民年金で年最高受給額の79万2,000円の場合、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を差し引いた年金月額は平均で６万3,997円で、個室を利用した場合は食費、サービス料を含めた利用料は５万2,000円となり差し引き１万1,997円が残ります。また、多床室を利用した場合の利用料が３万7,000円となり、差し引き２万6,997円が残ります。

ところが、年金受給額が年間81万円になるとランクが変わり、両保険料を差し引いた年金の平均月額は６万4,482円となり、個室を利用した場合の利用料は９万4,600円で３万118円の不足が生じます。多床室の場合は利用料が５万4,600円となり、9,882円が残ります。さらに、年金受給額が150万円の場合は、両保険料の差し引き後の年金平均月額は12万287円で個室を利用した場合の利用料月額は13万3,300円、１万2,713円の不足となります。多床室を利用した場合は３万7,287円が残るようになるわけでありますけれども、このように年金受給額が80万円以下の人は負担軽減で一部救済されていますが、厚生年金などの受給額が年間80万円から150万円から160万円の場合、個室を利用すると、施設利用料が年金だけでは足りないという逆転現象が起こっているわけであります。

介護保険の１号被保険者は、１万1,298人います。その中で、介護保険料の所得段階が第３段階から第５段階の8,207人、72.6％と第６段階の一部の人でかつ利用者負担段階が第３段階の人及び第４段階の一部の人が個室に入所した場合、施設利用料が年金受給額だけで足りないのであります。安心して暮らせる年金どころか、施設にも入れない実態であります。

そこで、２点について伺います。

一つは、特別養護老人ホームの入所希望者の待機者数とその解決策をどうされているのか伺います。

二つには、特別養護老人ホーム入所費について、年金で入所費を賄えない人の有無及び人数について。さらに、年金で入所費を賄えない年金受給者階層はどういった層の人か、あわせてその改善策についてどのように取り組まれているのかお伺いをし、第１問といたします。

○髙橋勝文議長　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○佐藤洋樹市長　おはようございます。

川越議員からは、市政全般について下水道の問題、道路側溝などの整備の問題、それから市庁舎の問題、そして特養などの施設の利用料の実態改善策などということで、４点を御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

初めに、下水道整備の御質問でありますけれども、生活排水処理事業につきましては河川などを初めとする公共用水域等の水質保全を図るとともに、生活環境面における健康で文化的な生活を送る上

では欠くことのできない重要な施策でございます。

寒河江市の下水道につきましては、御案内だと思いますが、計画人口４万5,200人を想定をいたしまして、昭和58年の供用開始から27年を経過しているわけであります。処理区域面積が923ヘクタール、処理区域人口３万2,166人、汚水管渠延長183キロメートルをこれまで整備が完了したところであります。

しかしながら、近年少子高齢化、人口減少など、汚水処理施設設備を取り巻く諸状況が大きく変化をしてきております。こうした施設の一層の効率化というのが急務になっているわけであります。

国におきましては、国交省それから、農林水産省、環境省連名によりまして県全域生活排水処理施設の整備基本構想の見直しというものが求められたことに合わせまして、県構想の基礎の資料となる市の生活排水処理基本計画を今年度見直しというものを今年度実施してきたところであります。

初めに、県構想の見直しの進捗状況についてお答えを申しあげますが、当初予定スケジュールから２カ月ほどおくれている状況ということでありますが、今月中に計画を策定して県民に対し公表の予定と伺っているところであります。市におきましては、今回の生活排水処理基本計画の見直しを踏まえまして、新第５次振興計画にもありますが、下水道未整備区域における生活排水処理施設の整備については、市町村設置型合併浄化槽により進めていくということをお示ししているわけであります。

対象地区となる住民の方々に対しましては、これまで整備手法の変更について町会長さんや区長への説明、そしてご意見の聞き取りなどを行い、また市報やホームページでのパブリックコメントなどを行いながら現在に至っているわけであります。

御指摘の関係住民の方に対する整備手法の変更でありますとか、市町村設置型合併浄化槽による整備事業の説明については、地区単位で一層きめ細かに御説明をし、御理解を得ていくことが市民の利用普及拡大につながっていくことであり、それが一番大切なことだと認識しておりますので、今後ともその周知・説明に意を用いていきたいと考えております。

次に、設置負担金と使用料の考え方の御質問がございました。これから具体的に検討して決めていくということになりますが、国の補助制度の中では個人負担については１割負担ということになっております。その辺のところを参考にしながら、そのほか補助対象外の経費、例えば排水先整備費や高度処理型浄化槽との差額などについて検討が必要だと考えております。

また、使用料についてでありますが、先行自治体の例では、酒田市におきましては利用する市民は公共下水道あるいは市町村設置型合併浄化槽を自由に選ぶことはできないから、公共下水道料金に１本化しているところであります。一方、長井市におきましては、浄化槽が個々に設置されるものであるために、その維持管理費、保守点検年３回、清掃年１回、法定検査年１回、消毒経費等を使用料のベースにしているということを聞いているところであります。そういった観点から、さまざまな観点がありますので、来年度十分議論をして具体の計画を策定する中で、決定していきたいと考えております。

次に、浄化槽で処理した排水を河川に流して心配はないのかという御質問だろうと思いますが、合併浄化槽についてはこれまで本市の生活排水処理施設の計画の中では下水道が整備されるまでの補完的な位置づけにあったわけでありますけれども、近年合併浄化槽の性能が格段にアップしていることは御案内のとおりであります。国交省におきましては、浄化槽は下水道と同等の生活排水処理施設であることを表明しておりますし、総務省の通知では公共下水道そして農業集落排水、浄化槽の施設は、地理的社会的条件により適切なものを選択してよいということであります。どちらが主体でどちらが

補完的なものかという考え方は今はないと認識しております。

また、処理水の水質についてもＢＯＤの放流水質基準では下水道は１リットル当たり15ミリグラム以下と定められているわけでありますけれども、最近の浄化槽においては適切な管理が前提となるわけでありますけれども、その数値をクリアする１リットル当たり10ミリグラム以下の処理能力を有するものが主流となってきておりますので、浄化槽の性能についても下水道に引けをとらないものあるいはそれ以上のものとなっていることを認識しているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、平成24年度から事業を実施する前に河川までの排水路計画、土地改良区や関係団体との十分な協議が必要ではないかということでありますが、基本的には現在生活雑排水が排水されている河川、水路に引き続き放出する、排水するということになっておりますが、合併浄化槽からの排水先については各地域でそれぞれ条件が異なっていると考えております。適当な排水先がなくてやむを得ず土地改良区が管理する用水堰などに排水している場合もあるわけであります。

こうしたケースの対応といたしましては、地区ごとに排水系統の調査を来年度実施をしながら、土地改良区を初め対象の各地区関係者と調整・協議をし問題点を共有しながら、浄化槽排水路としての整備計画というものを策定していくことになると考えております。

また、においの問題でありますけれども、先ほども申しあげましたが、高度処理能力のある市町村設置型合併浄化槽で整備されるということによって排水の水質が格段に向上いたしますので、整備が進行することによってにおいの問題につきましても改善していくものと考えております。５年前から事業を開始しております長井市におきましては、整備した区域からにおいの苦情というものは出ていないと聞いているところであります。

対象区域内の既設合併浄化槽の取り扱いについての御質問がありました。

既存の合併浄化槽について市で譲り受け維持管理を行うという方法も考えられるわけでありますけれども、基準を設け譲渡を受けていくには個々の合併浄化槽を調査するということが必要になってきます。相当な業務量が発生するということも考えられるわけであります。既存の合併浄化槽をこれまでどおり使用することができるということでありますので、そのまま御使用していただいて、更新時に市町村設置型合併浄化槽に申し込んでいただくことがスムーズなのではないかとも考えているところであります。いずれにいたしましても、これらも含めて平成23年度において取り扱いの具体の方針を決定していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、市道、側道、水路整備等の整備基準についてのお尋ねがありました。

市民生活に密着した市道、側溝、水路整備等の整備基準につきましては平成22年度の市政運営方針を説明した際に策定する旨申しあげたところであります。これまで、他市の例など十分参考にしながら鋭意検討してまいりましたが、この２月に公共事業整備優先順位基準（案）を取りまとめまして、庁内に副市長を委員長とする寒河江市公共事業整備優先順位基準の検討会を設置いたしまして、最終的な調整を行っているところであり、その後審査会などにおいてそれぞれ要望について適正な優先順位を決めていくということにしているところであります。

現在は、公共事業整備優先順位基準の運用について、これまで地域より要望をいただいた事案について適用した場合の評価・検証を行っているところであります。本格的な運用についてはこの４月からを予定しているところであります。優先順位・評価方法といたしましては、それぞれの事業に応じて事業の必要性、緊急性、効率性等を評点化して優先度を判定していくということにしております。

また、整備の箇所づけ後に着手できなかった事例や中断した事例があるかという御質問もございましたが、市道、側道の整備事業においては地域の合意形成がなされた要望にこたえて事業が実施されてきておりますので、近年そういった事例はないと理解しております。

現在、各地域からの道路や側溝などの整備要望などについては、住民の総意として町内会で合意を取りまとめていただき要望書を提出していただいているところであります。これまでは、こうした要望については事業を実施する町内会には実施の報告を行っておりましたが、実施されない場合の連絡などは行っていなかったということであります。今後、公共事業整備優先順位基準の本格運用に際して、要望書についてはその取り扱いの経緯について各町内会に報告するなど市民にわかりやすい仕組みを確立してまいりたいと考えているところであります。

次に、市庁舎の耐震対策と今後のあり方についてお答えを申しあげたいと思います

議員からは、平成23年度じゅうに市庁舎のあるべき姿の検討に入り、平成27年度までの５カ年であるべき方向性を示すべきではないのかという御質問であったわけでありますけれども、御指摘のとおり速やかに取り組んでいく必要があると考えているところでありまして、平成23年度中に多く広く市民の御意見をお聞きをして市庁舎の整備について総合的な見地から検討していただくための委員会を立ち上げ、あるべき姿と今後の方向性について検討していきたいと考えております。

市庁舎のあるべき姿につきまして、今頭にありますのは、一つには市民の利便性が高い施設であること。二つ目にはユニバーサルデザインの施設であること。三つには、災害対応の拠点として安全・安心を確保した施設であること。四つには地球環境に優しい施設であること。五つには高度情報化社会に対応できる施設であることなどの機能を備えた庁舎がまず求められているものと思っております。これらのあるべき姿を一応の基本といたしまして、現庁舎の耐震改修を実施した方がいいのか、あるいは庁舎を改築していくのがいいのかということであります。もちろん、耐震改修や改築の事業費なども十分勘案しながら整備の方向性について検討していきたいと考えております。仮に、改築すべきとの結論に至った場合には、新庁舎建築のための基金への積み立てを早期に実施していく必要があると考えております。

次に、耐震改修を実施する場合の概算工事費についてお尋ねがございました。

これについては積算したところでありますが、耐震改修工事の工法は各階のコア柱間にＫ型鉄骨ブレースを設置し、それ以外の壁には補強工事を施す工法で概算額の積算を行ったところであります。その結果、耐震補強その他関連工事及び仮庁舎の工事費などに約４億5,000万円が見込まれ、そのほかにも弱電設備や防災設備などの諸設備が必要となるという結果が出されてきております。

また、耐震改修工事に伴う問題点については、一つには全体工事期が約18カ月ほど必要になること。二つには、完成後、コア柱間にＫ型鉄骨ブレースが設置されるために、出入りが中央部分のみに限定されること。三つ目には２階部分はＫ型鉄骨ブレースにより事務スペースが分断されること。四つには鉄骨が床面に組み込まれるためにその部分のスロープ等の対策が生じること。五つには、Ｋ型鉄骨ブレースの設置工事に伴い、天井等のアスベストの処理対策が必要になることなどが挙げられているところであります。耐震改修を実施して、現在と同等の庁舎機能を維持していくことはなかなか大変なのではないかと思っておりますが、建築的評価の極めて高い庁舎でありますので、その継続使用のいかんについては検討会の検討内容を踏まえて判断していかなければならないと考えているところであります。

また、新庁舎建設の場合の概算額についてお尋ねがありましたが、現時点では概算額の積算は実施

しておりませんけれども、検討会で議論をして深めていただくためにはその概算金を積算する必要があると思っておりますので、早い時期に積算を行い検討会に示していきたいと考えているところであります。

最後に、特養などの施設利用料の実態と改善策でございますけれども、まず特別養護老人ホームの待機者数でございますが、介護度４、５の認定を受け在宅で待機していらっしゃる市内の方は１月末現在で63名となっておりました。市といたしましては、これらの待機者をできるだけ解消していくその方策について鋭意取り組んでいるところであります。

認知症対応型生活介護事業所グループホームあしたばについては、今月から９床を増床しております。また、来月には特別養護老人ホーム長生園でユニット型個室20床の増床が完成することになっております。さらに、平成23年度に特別養護老人ホームしらいわでユニット型個室30床の増床工事が行われる予定でありますので、合わせて59床の増床がなされる予定ということにあります。現在待機していらっしゃる方々については、ほぼ解消が見込まれると思っているところであります。

次に、年金で入所費用を賄えない受給者層についてお尋ねがありましたが、収入額の多少によって異なりますが、年金額に対する入所費用を仮に三つの所得階層ごとに試算をした場合、課税年金収入額にその他の所得を加えた合計額でそれぞれ試算いたしますと、80万円を超える部分から148万円未満の所得層では入所費用は年額で従来型個室利用の場合は年額で83万5,200円、ユニット型個室利用の場合は113万5,200円の額になります。さらに、148万円以上の層ではユニット型個室利用の場合は年額159万6,000円の入所費用となり、課税年金だけでは賄えない層も出てくると想定されるわけであります。

では、実態はどうなのかということでありますが、入所者本人の年金等には非課税収入の遺族年金でありますとか障害年金などもあって市では把握できない部分もあり、入所費用を賄えるか否かについては特別養護老人ホーム３施設の施設長会議などを通じて情報収集をしたところであります。それによりますと、年金だけで入所費用を賄えないと思われる方については現在入所者210名のうち約２割弱の方がいらっしゃるようであります。そういうことから、ある程度の所得者層については一部逆転現象があると認識しております。もちろん御家族が新規に入所申し込みを行う際には、施設側から入所費用についての説明を受けて申し込みを行っていただいておりますので、本人の収入だけでなく御家族が不足分を補って入所しておられるケースもあると推察されるところであります。

この問題につきましては制度的な問題であると考えておりますので、国などに対して改善を求めていかなければならないものだと認識しております。また、市におきましては、平成23年度に平成24年度から３カ年の計画となる第５期介護保険事業計画策定に当たりますので、高齢者の方々への個室かあるいは多床型かなどの希望も含めたニーズ調査の実施でありますとか事業計画者の意向などを踏まえ、またさらには国や県の動向なども十分にとらえながら、この問題についても適切な対応に努めなければならないと認識しているところであります。

以上であります。

○髙橋勝文議長　川越議員。

○川越孝男議員　今、市長から１問に対する答弁いただきましたので、さらに理解を深めるという立場でお尋ねをしてまいりたいと思います。時間も20分を割っていますので、ポイントを絞ってといいますか、要点をお尋ねをしてまいりたいと思います。

下水道の関係でありますけれども、きょういろいろ示されたわけでありまして、今後十分検討しな

がらよりよいものを求めていきたいと思いますし、その中でこれまで町内会長さんや地域の代表の人の意向を聞いてということだったので、今後きょう示されたような中身、そしてまた平成23年度中にさまざまな具体的になってくる部分についてはできるだけ地域の人のコンセンサスを得るということでお願いをしたいと思います。そういう意味で地域で出されているのは、代表者との話し合いとかあるいは市の方に要望を出すというだけでなくて、公民館の分館単位ぐらいにきめ細かに説明をしてほしいという、これもコンクリートなってからでなくてこのことについてどうやっていくのかという計画を策定するという、方針転換はもうなるわけでありますけれども、先ほど具体的に示されている一時負担金やあるいは毎月の使用料という、これは酒田市のことや長井市のことも例に出されましたけれども、寒河江市ではそれではどうするのかといったときに、決まってから地区に説明でなくて酒田方式もある、長井方式もあるということで、地域の意見も聞きながらまとめていただくというのが非常にいいのではないかということで、地域からもそういう声がありますので受けとめていただきたいと思います。

それから、確かに今日の合併浄化槽は機能的にすばらしいものができているんだと思います。しかし、自然浄化、バクテリアや微生物で浄化をしていくということになるわけでありますけれども、現状私は非常に無理だなという思いをしています。それはなぜかというと、そういうものをして自然に河川にというか、排水路に放流する、そうしたときにそこには水が流れておってそこに処理した排水も流すという自然の流れの中で自然浄化というのはあるいはバクテリアでの浄化というのがされるんだと思うんです。しかし、現状は３面張りのコンクリートであったりＵ字溝であったり、そして全体的には通年通水になっていません。雨降ったとき流れるという、道路の市道のわきの側溝的なものでありますから、上流から常に水が入っていない限り通年通水はならないわけでありまして、そういうことが一つあります。

それからもう一つは、全体的に水路が最上川や寒河江川や実沢川まできちっとつながっていなくて、側溝整備というのはその箇所その箇所でやるわけでありますからよどみがあったりという問題があるんですね。そういう状況ですので、ぜひそういう全体のそれぞれの地域ごとの河川まで最終地までの水路をつくる、計画を立てる。その整備にはもちろんお金がかかるわけでありますし、そういうそれぞれの地域ごとの排水路というものの計画を出して地域で、さっき市長の答弁にもありましたけれども、必ずしも改良区管轄だけではないと思います。しかし、そういう一連のものが、それぞれの団体でこれだったらいいということで、そのためにはどう整備するのかというのは次の段階だと思います。これがないままにやっていくと、やはり地域の中によどみが出るという問題が出ますので、ぜひその辺は、先ほど１問目と同じでありますので、受けとめて対応していただきたいと申しあげておきます。

それから、２番目の整備基準の問題です。私は１問目でも申しあげましたけれども、きょうも、いいです、時間がありませんので、なら１点目の下水道関係についてまず市長の考え方を、先ほどの部分について考え方だけ、端的にお願いしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　下水道の、合併浄化槽の出た先の排水路の計画については先ほどお答えしましたとおり地域ごとに状況が違うということでありますので、地域の実態を十分調査しながらまた適切な排水路について必要な箇所については整備をしていく、計画をして整備をしていくということに善処したいと思います。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　次に、基準づくりの関係でありますけれども、私１問目でも申しあげましたけれども、今のものは案をつくって今度検討して正式にその基準が出ると。それから、これまでの部分はそれぞれの要望については従来のやり方でやってそして評価を得る形でやっているということであったわけでありますけれども、私はまず今回求めているのは基準をつくって対応していただきたいということが一つです。これは、いつまでつくるのか。今検討されていますけれども、これがちゃんとでき上がるのが今年度のいつの時期なのか示していただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　先ほど御答弁で漏れたかもしれませんが、今月中に基準というものをつくって、適用は、運用は来年度、平成23年度からということで考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　わかりました。４月から運用されるということでありますので、それはわかりました。

　それから、私は基準をつくって運用していくということと同時に、現在受け付けている要望事項、これもやはり再点検する必要があるんだと思うんです。そのことが、非常に今回の、今年度平成22年度いろいろ検討される中でも一つの要素になったのではないかなと思いますので、新たな基準をつくって今後やっていくということと、今受け付けている要望、これは10年以上、20年ぐらいたつものもあるのかと思いますけれども、それらについての再度整理をしながらやっていくという、この二段構えが必要だと思いますけれども、このことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　先ほどもちょっとお答え申しあげたんですけれども、現在どういう検討をしているかということでありますが、これまで地域から御要望をいただいた事案について、適用した場合の評価検証などを今最終的にしているわけであります。我々の基準を今考えておりますのは、ある程度線引きをしなければなりませんので、過去10年ぐらいの要望についてこれから整備について検討していく資料と今考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　ぜひそうしていただきたいと思います。

　次、庁舎の関係でありますけれども、私は地震などは地震対策は、防災というので防ぐことはできないと思うんです。やはり地震は減災きりないと思います。それは、減災というのは被害を最小限に防ぐということと、それから被害が起きたら復旧を早急に適切にやるという、そして庁舎の場合はもちろんそうなったときの復旧対策の中枢機関を担う部分でありますので、やはり市庁舎の耐震というのは平成27年度まで完全にしなければならないし、積み立ての部分については先ほどの答弁でいいと思いますが、この庁舎の耐震補強について先ほどいろいろありました。これ、いつ、平成22年度調査した結果というのはいつ出たのか教えていただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　委託をして報告書をいただいているわけでありますけれども、昨年11月付で報告書をいただいているところであります。平成22年11月ということであります。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　先ほどの調査結果からすれば、この市庁舎で引き続き市の市庁舎としてやっていくのは無理だと、私は、私の個人的な見解としては先ほど答弁を聞いて思いました。しかし、この庁舎自

体はまた有名なというか貴重な建築物だということからすれば、その活用というものはまた先ほど言われた検討委員会で検討するにしても庁舎の部分については全体的に、議員もあるいは理事者も、市の当局も考えて対応していかなければならない課題だと思いをしましたので、ぜひ後々に負担が後に行ったり、後でいやあ、あのときしておけばという後悔しないような対応をしていただいて検討委員会に諮問していただきたいということを申しあげておきたいと思います。

それから、介護保険の関係でありますけれども、これ結論的には制度的な問題です。しかし、制度的な問題だと言って決めつけられない部分があると思うんです。介護保険の保険者は寒河江市ですから、もうこの制度自体がもし介護が必要になった場合、介護サービスが必要になった場合ということで、年金から介護保険、徴収している、天引きしているわけですから。そして判定をして施設サービスを利用しなければならないとなって、そしていざ施設を利用しようといったときに施設が足りなくてできませんと言ったら、これは民間でやったら詐欺ですね。金、事前に集めているわけですから。公の機関がやるとこういうことが許されるという、私どもは非常に鈍感になっている部分があるのかなと思いますけれども、極めて行政に対する市民の信頼という、根本的なところに行ったら極めて問題だと思うんです。そうしたときに、待機者がいるということは全く制度の根幹に触れる問題だと、私はそういう認識なんです。したがって、そこをどう解消していくかというときに、制度的な問題が一つあります。

それと同時に施設の数。足りないんですね。先ほど言った、また59ことし４月、来年４月でふえるということでありますけれども、足りない。というのは、平成22年度で第４期介護保険事業計画では平成22年度の施設利用者338人と見込んでいるんですけれども、今現在は401人いますからね。去年９月の段階で。私調べたものですけれども。うち４、５、229なんですけれども、もうずっと超えているわけです。そして、先ほど答弁にありました平成23年度に５期の計画の見直しがされるわけでありますけれども、平成26年度には要介護者270人と見越しているんですが、要介護４、５の人が270人と見越している。今現在なっているんですね、その数。そうしますと、もっとことしの計画でも229ですけれども、それをはるかに超えているわけですから。したがってそういうことをやっていかないとだめだということと、それから施設も相部屋の場合には年金で間に合うんだけれども個室の場合に足りなくなる。しかし、今計画されてきたのもすべて個室です。これからも個室でそうやっていくとすれば非常に大変な人がどんどんふえていく。70数％がその大変な層に入っているわけですから。

ということで、時間もありませんので、そういうことについて第５期の介護保険事業計画策定に当たっては、現状をきちっと認識をしていただいて、介護保険の根本にかかわる問題でありますので、そういうことがないようにしていただくというこの心構えというか考え方について市長の答弁をいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　引き続き、高齢化が進行していく中で、特別養護老人ホーム等の施設整備というものについては充実をしていかなければならないと、数字的にもそういう形に出てくるんだろうと思いますし、現況では先ほど申しあげましたとおり、ある程度４、５については施設整備で賄えるということにはなろうと思いますが、将来的にはなかなかそれが不足している。整備を推進していかなければならないということにはあります。

また一方で、介護保険料の兼ね合いというものも出てきますから、そこら辺は十分実態を予測をしながら適切な施設整備、そして全体としての在宅介護を含めた高齢者の福祉施策の展開というものを

考えていかなければならないと認識しているところであります。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　特老の関係も今現在２割弱の人が年金で足りない人ということでありますけれども、今現在は160が相部屋なんですね。個室が50。それが、今回拡大されて来年４月まで相部屋が160で個室が159になるということからすれば、ますます大変な人がふえていくということになりますので、５期の計画の中では十分そういうことが反映されるように特段の姿勢を期待をいたしまして質問にしたいと思います。

質問を終わります。

伊藤忠男議員の質問

○**髙橋勝文議長**　通告番号９番から11番までについて、14番伊藤忠男議員。

〔１４番　伊藤忠男議員　登壇〕

○**伊藤忠男議員**　おはようございます。

私は、一般質問するのが久しぶりで、１問１答方式も体験するのが初めてであります。戸惑いと少し興奮しております。先輩の川越議員より、「伊藤さん、今度が最後の議会だね、一般質問するのが恒例になっている、何をするんですか、するんだべ」。する気もなかったし、気もとめずにいましたが、21日議会を終わって５時ころ帰宅して日程見たら明日22日が質問の締め切り。川越議員の言葉を思い出し、自分は４期16年間何をやってきたのかなと。一般質問としてはルール違反と思いますが、最後の最後ですので３分間ぐらい話をさせてください。

市会議員に立候補する決意をしたのが、平成７年１月23日、大先輩の一言、「これからの議員は財政に強い人物、要望するのではなく世の中の先の先を読み提言する人物が求められている。市民のため、市政の発展のため、支援するから立候補しろ、おまえは市、おれは県でやる」の一言であります。議員になったのが平成７年４月、当時初めての区長制。元町区長渡辺大造氏に御あいさつにお伺いしたところ駅前開発どう思う、あの姥石踏切曲がっているのをどう思う、グランデール、シンフォニーの前の広い道路が何のためにあるのか。早速市長の日程調整し元町町会長会で市長に陳情、市長に呼び出され「伊藤君、6,000人と書いてあるが元町人口何人だ」。はっと気がつき、元町、若葉町、船橋、陵南、美原町、落衣の23町会長連盟、ＪＲ南西地区振興懇話会を立ち上げ陳情、平成７年４月７日に決定されていた寒河江駅前土地区画整理事業、実施計画、建設省承認、私は一般質問でＪＲ南西地区開発を取り上げ、３年後の平成９年11月27日寒河江駅前土地区画整理事業の実施計画第１回変更建設省承認、事業費77億1,000万円から124億5,000万円に変更。住民の力改めて体で知りました。しかし、よくぞ変更してくれた前誠六市長に改めて感謝と敬意を表します。

私の一般質問、議長、副議長の４年を除くと12年間、議会開催48回、質問が24回、50％、質問項目は56で、採用になって実施されたのが15項目で26.8％、質問の内容で一番多いのが水に関するのが20項目で35.7％、次が金融財政が８項目で14.8％、提言が96％、要望でプールの自動審判装置、14校のグラウンド土ほこり対策の植樹、よしあしは別として大先輩との約束が果たせたかなと思っております。

実に勝手でありますが、私の議員生活で残念なのが、質問できず悔しい思いで忘れられないタフライト補助金、温泉と歩くプール建設費について。第１回目の平成７年９月、２回目が平成９年３月、

３回目が平成11年６月、４回目が平成12年６月と４回質問しておりますが、平成12年６月16日の４回目で５年もかかって市長が私の本当の質問、趣旨を理解していただいた。職員の皆様にお願いしておきます。本当の質問の内容、趣旨を理解した上で原稿を書いてくださいますようにお願い申しあげます。

ブーイングもなく発言を許していただいた議長並びに議員の皆様に感謝申しあげます。

質問に入らせていただきます。新政クラブの一人として一般質問に入らせていただきます。

通告番号９番、最上川寒河江緑地公園カヌー場の活用について。寒中、寒高水泳部ＯＢ水交会は古式泳法水府流太田派、大正12年８月11日より10日間指導を受けて以来、ことしで88年になります。大正15年より最上川岩鼻を水練場として泳法・競泳の練習を重ね、県大会にて総合優勝、国体連続出場の伝統を重ねてきた実績を有しております。

洋樹市長の父上、信一氏が昭和10年打ち立てた平泳ぎ100メートル、200メートルの記録は、28年後の昭和38年度県高校最高記録を上回っている記録で有名な話であります。しかし、水府流太田派の泳法資格はこの時点では２級であったようです。

昭和39年寒高に待望のプール完成、最上川からプールでの練習となったが、水術である游法は30種類もあり、プールの水深では練習できない面もありましたが、平成元年８月20日国体開催の年プール取り壊し、以来現役とＯＢとで海の鼠ヶ関合宿を今日でも行い伝統を守ってきております。しかし鼠ヶ関海水浴場も変化し、飛び込み台、タンニング台も設置されない状況であります。水面より５メートルの高さより飛び込む逆下、順下など５種類、立体游法２種類、水中游法５種類、大鴨小鴨、水書、諸手日傘の練習場所で頭を悩ませている現状であります。

そこでひとつ、水府流太田派泳法練習場として、水面一部使用について幅10メートルから長さ50メートル500平方メートルを使用者限定、水連で認めた泳法訓練者に認めてほしいお願いであります。

２つ目が、カヌー場使用水の水質検査についてであります。

県にて調査している水質聞いてほしい、米沢から酒田まで調査していると思います。市長の御見解並びに教えをいただきたいと思います。

通告番号10番、古式泳法水府流太田派泳法の無形文化財指定について。

大正12年より指導を受け、大正15年より最上川岩鼻にて泳法と競泳の練習を重ねてきましたが、太田派師範はただ１人であります。より指導を受けるべく、昭和22年８月岩鼻にて４代師範本田　存氏と西本氏の御来寒をいただき直接指導を受けております。時の流れは早く、先輩の話だけであり、本家太田派との連絡をとるべきとの声とともに、国井大先輩より直ちに正式に加盟し指導を受けて、そして寒高２代目プール完成時、落成式では水府流太田派より認定をいただき堂々と来賓現役の前で泳法術披露するようにとの強い御下命に従い、ＩＴ情報を活用し、56年ぶりの平成15年12月20日、８代師範山口和夫氏、松岡寿郎範士氏、御来寒いただき指導いただきました。水交会のレベルの高さに驚き、何でこの地方にしかも内陸にこれだけの泳法の技が伝承されているのか納得できない様子でありましたので、訓練場岩鼻に御案内、師範、範士とも納得していただきました。ただ、余りにも泳ぎが静かでしかも美し過ぎる。水府流太田派発祥の地は水戸の那珂川である。しかも、上町流、いわゆる上流という意味なんですが、上町流である。急流を横切る、川を上るほどの泳法が基本であり、強く荒々しく泳ぐことと指導を受け、実施訓練実行、全員整列、その場で正式認定をいたしますという言葉をいただいています。

平成16年２月11日水府流太田派連絡会に、寒河江水交会として正式加盟、平成16年６月26日八木沼

正彦範士、松岡寿郎範士、大竹重幸教士、山中正和氏を御来寒いただき指導を２日間受けております。平成16年７月６日、寒高２代目プール落成式、来賓、現役生徒のあふれんばかりの大勢の皆様に水府流太田派の游泳術を御披露できたところであります。平成21年６月６日石碑建立落成式岩鼻石碑前、式典祝賀会ホテルアネックス。平成21年６月６日水府流太田派、大日本游泳術免許皆伝書地の巻、貴殿は大日本游泳術に多年熱心すること浅からず、切磋琢磨しついに蘊奥をきわめられ候。免許皆伝に及び候なり。水交会会長伊藤忠男殿。授理します。水交会としては、正式に加盟をし85年の伝承を認められ初めて免許皆伝を賜り泳法、游泳をいかにして伝承していくかであります。そのためには、まず市民に郡民に存在と泳法と游泳術を披露する機会を得てからのことと考えているところであります。

一つ、市無形文化財指定の考え方について。

二つ、市内小学校、西郡学童大会における泳法披露について。

教育委員長の御見解をお伺いいたします。

通告番号11番、魚とり自由区域の設定について。

この件につきましては、今回で３回目になりますので、一部資料を提出しておりますので、私の考えだけ申しあげます。

佐藤洋樹市長が就任し、施政方針を拝見していると、市民主体の行政、パブリックコメント制度、ワンデイレスポンス、そして女性登用と市民が求めていた現代の世情を見抜いた行政であり、すばらしいことだと思っております。正直申しあげますと、議員として市民が今何を求め地域が何で困っているのか問われている気持ちでもさもさしていられない心境であります。今求められている地域活性化を図るには、自分のまちを自分で見直すことが出発点だと思います。

今、寒河江の資源を考えるとき、資源の一つに水があると思います。未来を担う子供もその一つであると思っております。水が世界を制覇する時代は近いと思っております。

そこで、一つ上谷沢地内の寒河江川高松堰上流を魚とり自由区域に設定することについて。

二つ、寒河江川における自由区域の存在について市長の御見解並びに教えをいただきたい。

三つ目。日本一の鮎捕り大会開催について。

寒河江川のアユが姿、味、香り等で日本一になっている。そのアユを放流して素手でのアユつかみとり大会を行う。このことはだれも発想しないイベントだと思うし、なぜなら開催できる立地条件がないからです。農林省、県に魚とり、市民に開放を前提にしてお願いしてできた施設であり、県でも自由区域を設定を希望していたからであります。市長の御見解をお伺いいたします。

四つ目、駐車場設置について。県管理の河川敷が隣接していると思います。市長の御見解をお伺いいたします。

五つ目、水辺の楽校としての活用について。

現在水辺の楽校は当市幸生猿山沢にあり、趣旨はおわかりのことと存じますので申しあげませんが、現在親子・祖父交流、下級生・上級生交流、野外活動、ゲームに夢中になっている子供、地域交流の上でも必要だと思っております。通年通水可能であり、漁業権なし、ヤス使用も可能であります。教育委員長の御見解を伺い、第１問とします。

○髙橋勝文議長　この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時05分といたします。

休　憩　午前１０時４９分

再　開　午前１１時０５分

○**髙橋勝文議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　伊藤忠男議員におかれましては、今期をもって御勇退されるということであります。４期16年間、その間議長・副議長等を歴任され、地域の発展のため市政発展のために大変な御尽力をいただきましたことをこの場をおかりして感謝御礼を申しあげたいと思います。

御勇退後におかれましても我々に御指導御鞭撻のほど、心からお願い申しあげる次第であります。ありがとうございました。

さて、私には最上川寒河江緑地カヌー場活用について、魚捕獲自由区域の設定についての２点について御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

カヌー場の活用についてでありますけれども、ただいま伊藤議員の方からもありましたが、古式泳法水府流太田派につきましては、大正12年８月に当時の寒河江中学校の水泳部が泳法指導を受け、以降寒河江高校水泳部ＯＢで組織する寒河江水交会が継承して、今年で88年を迎える伝統ある泳法とお聞きしているところであります。会員各位の伝承に係るこれまでの御尽力に対し、改めて敬意を表するところであります。

最上川寒河江緑地に関して、古式泳法水府流太田派の泳法訓練場として利用することについての御質問でありましたが、古式泳法訓練のためには幅10メートル長さ50メートルの水面が必要であるということでございますが、御案内のとおり多目的水面広場は長さ600メートル、幅100メートルでございます。したがいまして、古式泳法継承のため寒河江水交会が認めた泳法訓練者の方が使用されることについてはスペース的には可能であると考えております。もちろんその際には、使用に当たって多目的水面広場を利用する他の団体などと安全面での調整が必要になってくると考えているところでありますが、スペース的には可能であると考えております。

次に、カヌー場使用水の水質検査について御質問がありましたので、お答えを申しあげたいと思います。多目的水面広場で使用する水については、最上川からポンプで引き入れるということにしているところであります。

最上川の水質検査については、県・国などで行っております。山形県の定める生活環境の保全に関する環境基準に基づいて、きれいな水から順にＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの六つに分類された各調査地点での水質をこれまで公表しているところであります。ＡＡとＡは水浴できる水質であると言われております。長崎橋付近では水質がＡということであります。最上川全域の水質については置賜の一部の地域では水質がＢでありますが、その他の地域では水質がＡということになっているようであります。

多目的水面広場の使用水につきましては長崎橋付近の水質Ａの水を引き入れることになりますが、引き入れた水については水面広場を３日間かけて流れ出すことになり自然の状態での川の流れとは違う環境になることから、山形県等で発表している水質検査とは異なる結果になることも考えられるところであります。こうしたことから、古式泳法訓練場としての使用については今即答はできませんので、多目的水面広場の完成後において水質検査を行った上で安全性を十分考慮しながら使用することについて検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、上谷沢地内の寒河江川高松堰上流を魚捕獲自由区域に設定することについて御質問がございました。議員御指摘のとおり、寒河江の水はこれから大変重要な資源であると考えているところであ

ります。そうした意味で、その資源を活用したさまざまな施策展開というものを考えていかなければならないと考えているところであります。

御質問の高松堰につきましては、平成８年度から国営かんがい排水事業の一環として施工された幹線用の水路でございます。現在、寒河江川土地改良区に施設移管されているところであります。

当該地区につきましては、寒河江川から取水した用水の温水路区間の幅広施設として設置されたものでございますが、御案内のとおりいたるところに水辺空間に親しむための配慮がなされておるわけであります。自然と景観にマッチした施設になっております。また、地元組織でありますグラウンドワーク高松堰と寒河江川土地改良区が共催して、この場を会場にして魚のつかみどりやタイヤチューブの川下りなどをメーンとする高松堰祭りを開催をして子供たちを中心に多くの参加があり、市民から大変喜ばれている状況です。

御質問のこの場所を魚捕獲自由区域に設定することについてでありますが、高松堰は先ほど申しあげましたとおり農業用水路であります。施設の管理は寒河江川土地改良区で行っているわけであります。一定期間、自由区域を設定した場合に多数の入り込みが予想され、安全管理の面でも問題があると考えているところでありますし、また施設の点検管理のため断水しなければならない場合もあるわけであります。寒河江川土地改良区にとっては多くの課題が生じてくるのではないかとは考えております。

また、漁業権の設定がありませんので、成魚放流が必要となるわけであります。魚の確保などの面でも考えていかなければならないということでありますが、例えば市民からも、先ほど申しあげましたとおり大変好評な高松堰祭りのように日時を限定した設定が可能かどうか、関係機関と協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、寒河江川に漁業権が設定されていない箇所、自由区域の存在についてお答えをしたいと思います。

県内には特定の水面において排他的に漁業を営む権利である漁業権を設定している河川、湖沼があるわけであります。県知事が各漁協に許可しているわけであります。また、許可を受けた漁協には稚魚の放流や産卵場の造成などの方法で資源を増殖することが義務づけられているところであります。御案内のとおり、寒河江川につきましては支川も含め最上川第２漁業組合に対して共同漁業権が許可されております。漁協で遊漁規則を定めているところであります。このような区域内で遊漁を行う際には、漁協から遊漁証の交付を受けた上で遊漁規則に定めたルールに従って行わなければならないとなっているところであります。

御質問の寒河江川の自由区域の存在でありますが、最上川第２漁協に確認したところでは自由区域はなく、すべて漁業権が設定されているということであります。なお、中学生以下の子供たちについては、手づかみや釣りは市内の全河川でできるということでありますので子供たちには大いに川に親しんでいただきたいと考えているところであります。

次に、日本一の鮎捕り大会の開催の御質問をいただきました。

寒河江川のアユとり大会については、平成19年度の第10回清流めぐり利き鮎会で姿、香りなどが審査項目の中、全国45河川で第１位のグランプリを獲得したところであります。川底の石に生えるコケを主食とするアユは、河川環境そのものが食味となってあらわれることから、清流寒河江川を広くＰＲする上でも大変喜ばしいものと思っております。今後とも、市民共有の資源である寒河江川の河川環境を守っていかなければならないと考えているわけであります。

御質問の、高松堰上流を会場とした日本一鮎捕り大会の開催でありますけれども、先ほど申しあげましたとおり高松堰上流につきましては用水路であるということであり、ここを会場にして開催することになれば安全管理、施設管理の面から期日を限定した高松堰祭りの中で開催というのが現実的には考えられるのであろうと思っているところであります。現在、祭りの中で大きなイベントとしてニジマスのつかみどりを行ってその場で塩焼き体験を行って大変好評を博しているところであります。会場の設営については用水路全体を区切るのではなく、護岸の一部に網で囲った場所をつくり放流しているものであります。この場所は、生態系の保全や周辺環境との調和などが図られ水深も浅く好条件にあることから、今後ぜひ主催者側と相談をしていきたいと考えているところであります。

最後に、駐車場設置について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

寒河江川への入り込み者数については、組合員が3,015人、遊漁証の交付者数が毎年約3,500人となっておりまして、その方々が複数回寒河江川に入っておりますので、年間では相当数になっていると思われます。また、昨年開催いたしました寒河江川鮭釣獲調査では、遠く香川県からの参加者もあって、寒河江を全国的にＰＲするとともに宿泊などを通じて本市の経済の活性化にも寄与していただいているところであります。

河川敷の駐車場としての利用でありますけれども、当該場所については以前湿地帯であり現在残土で土盛りされた状況になっておりますが、御質問の高松堰上流または寒河江川のアプローチには大変好位置にあると思っております。また、先ほど申しあげましたとおり釣りや川遊び等自然体験に向けた条件整備の面からも、今後関係機関などとも協議していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○**髙橋勝文議長**　渡邉教育委員長。

〔渡邉満夫教育委員長　登壇〕

○**渡邉満夫教育委員長**　議員からは大きく二つ、３点にわたる御質問をいただきました。順次お答えを申しあげます。

１問目の古式泳法水府流太田派泳法の市の無形文化財の指定についての考え方についてお答えを申しあげます。

市の文化財指定は、市の文化財保護条例に基づいて行っていまして、市の区域内に存在するもののうち国指定文化財と県指定文化財以外の文化財で市にとって重要なものを教育委員会が指定をいたしております。条例が準拠しております文化財保護法では、大別しますと文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物に区分されているところであります。このうち、お尋ねの無形文化財は演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの、と規定されております。

指定の審議に当たりましては、県の指定基準を準用しておりまして、本市にとって特に芸術的価値が高く地方的または流派的特色が顕著であるかどうか、さらには指定文化財の継続性、将来の伝承の確実性などが指定の重要な要件となってまいります。

御質問の古式泳法水府流太田派泳法につきましては、区分としましてはこの無形文化財に該当するものと考えられます。市の文化財指定に当たりましては、無形文化財の保持者である団体もしくは個人から申請を受けて市の文化財保護委員会に諮問し、その指定答申を待って教育委員会が最終的に指定を行うこととしております。本件の場合につきましても、申請がございますれば、市の文化財保護委員会に諮問し審議をお願いしたいものと考えております。

２番目の御質問でありますけれども、市内の小学校、西村山郡の学童大会において当泳法を披露することについての御質問であります。

御案内のとおり、市の小学校水泳競技大会につきましては市小学校の体育連盟が主催しております。市教育委員会は共催という形で参画しておるところであります。寒河江西村山地区水泳連盟、寒河江水交会の方々で構成されておりまして、中心的な存在になっていただいているわけですけれども、この皆様方につきましてはこの大会の運営に多大なる御協力をいただいておりますことに、まずもって感謝申しあげたいと思います。

大会の中で、この日本泳法の披露ということにつきましてでございますが、水交会あるいは水泳連盟の方々にさらに御負担をかけることになりますけれども、私たちは子供たちが日本の伝統文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心をはぐくむことは大変価値のあるものと考えております。教育委員会といたしましても、市小学校の体育連盟に対しまして実施の可能性についての検討を働きかけてまいりたいと考えております。

また、西村山地区学童水泳大会につきましては、冒頭申しあげました寒河江西村山地区水泳連盟が主催の大会でありますので、市の教育委員会としましては必要な場面で協力させていただければと考えているところであります。

３番目の水辺の楽校として活用することについての御質問であります。

子供たちの命と心をはぐくむという観点から、地域の人や自然とかかわる体験活動は極めて重要なものと認識しております。このほど改定されました市の新第５次振興計画でも、学校では各学校の特色に応じ、地域の人や自然、歴史、文化などとのかかわり合いを通した豊かな体験活動を重視することとしております。

議員より御示唆をいただきました高松堰の施設につきましては、生態系の保全や周辺景観との調和など環境に十分配慮されておりまして、水辺での多様な活動が可能なところと思います。その活用につきましても、毎年寒河江川土地改良区や地域の方々が中心となり魚のつかみどり大会やチューブでの川下りなど子供たちの多彩な体験活動の場を提供していただいていると伺っています。子供たちが、ふるさとの山や川に学び、自然を肌で感じながら人間本来の豊かな心をはぐくむことは、人格を形成する上で必要不可欠なことであります。

市長の答弁にもありましたけれども、農業用水幹線用の水路であるということから、管理上の問題、特に安全管理の課題もあるものと考えております。教育委員会といたしましては、子供たちが水という自然の恵みに触れる機会や貴重な自然体験ができる場として活用させていただければと思っておりますが、お願いできるとすれば時期、期間、区域と、どのような活用であれば可能であるかどうかということを土地改良区や関係者の方々と相談させていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

○髙橋勝文議長　伊藤議員。

○伊藤忠男議員　いずれも前向きな御回答をいただきましてありがとうございました。

それでは、カヌー場使用について。

私から見れば、３日間かかって水を流すということになればむしろ水は浄化されるなと思っております。したがいまして、県のあれもＡということなので、これは大丈夫だなと思っているところであります。

次に、10番の１の文化財指定についてでありますが、ただいま申請があれば市文化財保護委員会に

諮問していただけることということですので本当にありがとうございます。水交会としては、市無形文化財指定を申請するには、まず游泳術を披露し認識してもらうことと永久に伝承していくべきと考えております。

若干触れさせていただきますと、昭和30年ころより各学校自治体ごとにプールの建設が始まりました。プール完成、落成式には水交会に要請が来て、オープン式典で游泳術を披露するのが恒例で１市４町は当然として山形市、天童市、山辺町、中山町で披露しております。早いところでは50年経過しており、見たことがあると言ってくれる人も少なくなっており、ことしより正式認定、免許皆伝もいただいており、堂々と市内小学校、西郡学童大会で披露することを考えたところであります

最初は、式泳、御前泳ぎ、水書、大鴨小鴨、浮身、手足がらめ、雁行、諸手日傘などを計画しておりますが、古式泳法の中には水府流太田派にはいわゆる泳ぎがたくさんあります。横対横で泳ぐ游方、これが９種類あります。それから、二つ目が平体游方、平泳ぎのようなものですが、これが６種類あります。それから、立体游方、これが２種類あります。立って泳ぐものです。四つ目が、水中泳法、水の中で泳ぐ、これは游方でなくて泳法になります。これが５種類あります。それから、飛び込み法、これが５種類あります。それに、浮身、水の上に浮く、これも４種類あります。ほかに、救護法、漕艇法、それから現在行われている競泳を含めますと30種類ありますが、主なものをこれから子供や大人に指導していきたいと考えております。

まことに勝手なお願いでありますが、市無形文化財を平成25年８月、水交会90周年までにと考えております。市無形文化財に指定をいただいたら、先ほども質問したカヌー大会などで披露できないものかなと考えると同時に、それらによって寒河江市の情報発信に役立てられるのではないかなと考えているところであります。皆様に御支援をお願いしておきます。

２番目の、市内小学校、西郡学童大会については、小体連であれば学童大会にも御支援、御協力いただけるということでありますので、まことにありがとうございます。水交会は寒高のわけですけれども、村山全地域からＯＢがおりますので、そんな背景もありまして現在では１市４町だけではなくて中山町、山辺町、村山市の子供も参加していただいて、オープン参加していただいて記録がよければ県学童大会に推薦しているような状況ですので、ひとつ教育委員会さんから格別なる、共催とは言いませんけれどもご支援賜りますようにこの場でお願いしておきます。

続いて、……。

○髙橋勝文議長　あの、お答えはいいでしょうか。

○伊藤忠男議員　回答を求めていませんので、このまま。

次に、11番ですが、魚とりの区域の設定について、ここ質問させていただきます。

市長、実際に見に行っていると思うんですが、見た感想をまずお聞きしたいということが第１点。それから。

○髙橋勝文議長　１問１答です。

○伊藤忠男議員　いやまず、その辺。

○髙橋勝文議長　佐藤市長。

○佐藤洋樹市長　高松堰祭りの際にお呼ばれをして行ったこともありますし、それ以外でも通ったところはあるわけでありますが、大変非常に景観的にもすぐれておりますし、浅く、浅瀬になっておりまして子供たちが親しめる、そして温水路ということで冷たい水が広がることによって少し温度も上がるということで、大変いい親水空間だと認識しているところであります。

○**髙橋勝文議長**　伊藤議員。

○**伊藤忠男議員**　ありがとうございました。

今、市長の感想をお聞きしたんですが、大変恐縮なことですが、我々当時理解していないほど、河川関係あるいは農水省、そういうものをつくるんだと当初からやってくれたと理解しています。したがって、その当時日本一の農業用水にしたいというのは我々からでなくてむしろ所長からあるいは県知事からそういう意向があってできたというのが実際なんです。

皆さん、参考のために申しあげますが、あそこの農業用水、今ではその技術を持っている人がほとんどいないぐらいの空石積みなんです。非常に最初もめまして、石積みのプロが当時はほとんどいなくなっておりまして、溝延の丹野さんという人が一人おったんですけれども、これも高齢者だったんですけれども、あそこの農業用水は35センチの石、我々では、皆さんでは35と言った方がいいと思います。それから、30センチの石積み。ところが、今の人は、石積み勉強した人は35センチの石を手で持てないんですね。したがって、相談して30センチの石にすると。25から30センチ。そのときもめたのが、所長さんが魚のすめる用水路にしたいということなんです。昔は石積みは松の木の丸太の上に石を積んでいったんです。ですから、その松の裏の方に魚がすんでおって手づかみできた。ところが、今コンクリート材なんです。そのコンクリートを真っすぐにするといいまして、ところがその石積みのプロさんが、そんな積み方はだめだ、魚がすめない。土台を勾配をつける。この土台の上に石を置くわけです。しかも、そうしますとその水は土台と上にありますから、魚はその中に入っていく。我々小さいころ手づかみしたのは、そのためにできた。それやった場合に後ろにコンクリートしたんではだめだ。空石積み法ってあるんです。１段目と２段目に手が入って魚がすめるようにして、３段目からコンクリートで補強しますよ。１段２段ないというシステムでできているんです。皆さん今度行って実際見てください。

そんな形で、所長さんが非常に頑張って、それをつくるということで、たまたま私が知っているというのは私砂利組合におったときに、私の砂利組合でその話をした。このくらいの石、どういうつくる、魚がすめるようにするにはどうするんだというのがあったものですから、皆さんの参考のために実際に見ていただきたいなと思います。

それで、先ほど断水とありました。断水になった場合は泳いでいる魚すべて下がります。じゃあどうするか。ところが、あそこの高松堰上流から下流の方に寒河江川の水門があるんです、流せるように。ですから、あの上流だけは通年通水できる。工事するといった場合にはそこに網をかければ泳ぐ魚は一網打尽です。ところが、カジカとかそういうものは途中で、上流の自由区域した場合の下の方に少しショベルででも穴を掘っておけばそこから下がりません。ただし、夜になりますと、暗くなりますとカジカでもすべて１匹残らず下がってしまいます。ですから水たまりをしておけばそこから下がらない。ただし、１晩干しておけば魚は１匹も残らず下がってしまいます。逆に言えば泳いでいる魚は一網打尽にできるということです。

この石積み、それは何かというと石積みの日本一をねらっておったんですが、それは我々も前の市長も私も大変喜ばしいことだったんですけれども、距離的に日本一になれなかったんです。あの川を松川までにすれば日本一なれたんですけれども、日本一にしたいというのが、前の高橋知事の口癖だったんです。山のあるところは必ず川がある。川のあるところには石がある。県の川すべてを石積み護岸にして日本一の山形県にしたいというのが高橋知事の口癖だったんです。

そんなことでこの高松堰ができたということで、当初からするんだという発想だった。先ほどの高

松堰祭りと言っていますけれども、あれ最初にやったのは農水省で主催してくれたんです。それが今の状態になってきているということだけひとつ御認識いただきたいと思います。

時間がありませんので、これにて質問しておきません。

それから、寒河江川における自由区域の存在について、全くないということですので、私には少々疑問なんですが、私の思い違いだと思います。あれは、チェリーランドの寒河江川のアユの姿石積みのところに魚とりと水遊び自由区域だと聞いておりましたので、３番目の日本一鮎捕り大会の開催できる場所とすればあそこが最適なのかな。あそこの地形からいいますと、ちょっとアユの上を川どめしますと下までずっと水が引いていくんです。したがって、アユとりなんか最高だなと思って聞いておったんですが、私の勘違いだったと思います。市の方で調べたんですから、多分そうなんだろうと思います。

次の、日本一鮎捕り大会ですけれども、これも先ほど申したとおり農水省でそういうためにつくったと言っても過言ではないと思います。私は、さくらんぼだけでなくて日本一になっているので、寒河江からアユとり大会、日本一のアユをつかみどりさせるというのが情報発信できるんでないかなということで質問させていただきました。

それから、４番の駐車場設置についてですが、協議してくださるということでございますので、もししてくださるようだったら魚とりアユとり、市長から3,500とかいろいろお聞きしましたので、大変喜ぶんでないのかなと思います。あそこには、高松堰の方からなかなか入れないんですね。白岩の方から入っていくんですね。だから、それがもし駐車場なんかできれば、自由区域とか日本一のアユとりすればあそこに駐車場が必要かなということで取り上げたところでございます。

最後に５番の水辺の楽校ということで、前向きな回答をいただきました。私も、私個人的な考え方、孫が来ると私に寄りつかないんです。おやじ、嫌われているんだと思うんです、じいちゃん。ところが、「おい、川に行くか」と言うと大きい声で「はい」って即答してくれるんですね。だから、必ず来れば川に連れていって魚とりさせているんですけれども、そんなことを考えますと、子供たちは本能的なのかなと思っています。

それで、河川のことで、皆さんも記憶ないのかなと思っていますけれども、河川について、川について大々的に国で検討したのがあるんです。経済新聞にでかでかと出たのがあるんです。この前も、私振興委員会でも話をしたんですけれども、そのときの河川についてあるいは今言った農業用水について考え方変わってきたというのはこういうことなんです。

人間が大人になってから、精神的異常になったとき、もとに戻れるかどうかは子供のときに川の水の中で遊んだ経験があるかないかが大きく影響する。これが建設省河川局と農水省で平成12年３月31日に結論出ているんです。この新聞が、今私が申しあげたところが堂々と出ております。そのためにこれから川を子供の教育の場としていきたいというのが国の方針だったんです。ですから、その結果が、高松堰の用水路になっている。

市長が先ほどすばらしかったとおっしゃっていましたけれども、あんなに水を温めるためにつくれるはずがないんです、つくるはずがありません。それから、あの段差も入れている。ただ、農業用水ですので、最初から魚とりとするわけにいかないので、石の数は少ないはずなんです。もし実際にやるときはあそこに石をもう少し入れてくださいねと言われておった。ですから、参考のために申しました。

最後に、市長の行政執行者として前向きな姿勢に感謝申しあげ、市民のために議員ともども御尽力

賜りますようにお願い申しあげ質問を終わります。
皆さん、ありがとうございました。

佐藤　毅議員の質問

○髙橋勝文議長　通告番号12番について、10番佐藤　毅議員。
〔１０番　佐藤　毅議員　登壇〕
○佐藤　毅議員　おはようございます。
私は新清・公明クラブの一員として、通告している市民主体のまちづくりについて地域住民の意見や要望などを交え質問いたします。市長の答弁、よろしくお願いいたします。また、最後の質問になりますので、よろしくお願いします。
佐藤洋樹市長が誕生してはや２年が過ぎました。この２年の間、市民主役のまちづくりの基礎となる市民の声を反映させるべく積極的に地域に出向き、地区座談会を開きひざを交えて市民の声を吸い上げ、新たなまちづくりの指針となる新第５次振興計画を策定しました。先日、議会に提案された振興計画の具現化を図る平成23年度の予算も提案されました。市民も大いに関心を持ち期待するものと考えます。寒河江市が誕生して半世紀も過ぎ60年を迎えようとしております。まちづくりについてはこれまで、渡辺、国井、武田、佐藤前市長の４人はそれぞれの時代において寒河江市の発展と市民の幸せに結びつく市政の実現に取り組んできたことは周知のとおりであり、今の寒河江市の姿であると思っているところであります。
さて、まちづくりの一つの手法に、都市計画事業が上げられると思います。本市の都市計画事業の歴史をひもとくと、昭和22年に寒河江町が適用を受け、その後、寒河江町と西根村が昭和25年に指定を受けました。昭和27年に初めて都市計画事業として取り組んだのが、寒河江駅前から日の丸タイヤまでを結ぶ道路を主体とした1.6ヘクタールの土地区画整理事業でありました。施行中の木の下土地区画整理事業を入れ、これまで整備された地区は12の地区で、192.4ヘクタールとなっております。この事業により、都市計画道路や都市公園が整備され、快適な住みよいまちづくりとなっております。
現在都市計画決定されている都市計画道路は23路線、総延長５万8,960メートルで、そのうち整備済み延長が平成19年現在３万4,630メートル、整備率が58.7％となっております。整備されたものには国と県が整備した約１万3,810メートルも含まれており、国・県のものを差し引きますと整備率約35.3％となります。
しかし、都市計画道路として２万4,330メートルが未整備の現状であります。また、都市公園について申しますと、都市計画決定されている面積が92.87ヘクタールで、供用されている面積が59.77ヘクタール、64.36％となっております。整備されていない大部分の21ヘクタールは寒河江公園の区域であります。
主な未整備の古いものを年度別に申しあげますと、昭和25年に決定したもの、寒河江駅西浦線、計画延長が2,240メートル、幅員16メートルで、整備済みが170メートル、整備率はわずか7.6％。それから、昭和28年に決定したもの、寒河江公園、計画面積が54.1ヘクタール、整備済み面積が33.1ヘクタール、整備率が61.2％。昭和38年に決定したもの、石持宝線、計画延長3,240メートル、16メートルの幅員で整備率とも整備済みも全然ありません。手つかずであります。落衣島線、計画延長9,040メートル、幅員が16メートルから27メートル、整備済みが5,149メートル、整備率が57％。高瀬山石

持線の計画延長が、2,660メートル、幅員16メートル、整備済みが1,430メートル、整備率が53.8%。そして平成３年に決定したものが高屋落衣線、計画延長3,310メートル、幅員が20メートルであります。整備済み、整備率ともゼロであります。手つかずであります。幸田町島線、計画延長1,350メートル、幅員16メートルでありますけれども、これも整備済みは全然ありません。

以上、主なものを申しあげましたが、未整備の都市計画はまだまだあります。

新たな寒河江市の新第５次振興計画の基本計画の中でコンパクトで効率的なまちづくりを行うため、都市計画マスタープランを見直し、個人施工土地区画整理事業や開発行為等による魅力ある住宅地整備を誘導していくとあります。都市計画マスタープランの見直しは、これから調査検討がされ策定されると思います。

国土交通省では、ダム建設や今後400年かかるスーパー堤防などについて見直しを図る方向で検討するようであります。本市でも、先ほど述べた60年もの間手つかずの都市計画道路や都市公園について、これまでの整備ペースで想定しますと、70年から100年を要するものと思われます。都市計画決定されている道路や公園についてこのままでよいのか市長の見解をお聞きします。

次に、除雪体制についてお聞きします。

本年は例年にない豪雪に見舞われ、当初予算も使い果たし補正予算を組み除雪体制を強化し、市民が安心して暮らせるようにと日夜御努力された市長初め関係者の皆様に感謝と敬意を表するものであります。特に、除雪に従事した職員、関係者には、寒くて暗い早朝から従事していただいたことに対し頭の下がる思いであります。大変御苦労さまでした。

さて、本市の除雪体制についてお聞きします。

一つ、市所有の除雪機械とオペレーターの確保の状況は。

二つ、民間に委託している実態。受託者数及び除雪路線と延長など。

三つ目。受託者の主な業種とオペレーターの年齢。例えば、受託者が建設業者や農業者、そのほかについてお聞きします。

四つ目が、市所有の除雪機械で行う除雪と民間で行う除雪の割合はどうなっているのか。

次に、学童保育施設として空き教室活用についてお聞きします。

少子化時代が進む中、子育て対策については子供を持つ親たちが安心して働ける環境整備実現に向けていろいろ取り組んでおりますことに感謝申しあげます。特に、小さな子供を持つ親たちの願いであった低年齢の保育行政については、本年認可保育所として２カ所を整備して４月から66名の受け入れ可能となるようです。低年齢の子供を持つ親はもちろん、これから子供を産み育てる親たちも大変喜んでいると思っているところであります。

さて、就学児童の家族形態の将来を推移しますと、ますます核家族化が進むと推測されます。核家族が進みますと、放課後の児童を見守る施設が必要となります。市の子どもすこやかプランの目標事業量の中で、放課後児童健全育成の目標年度の平成26年度には12カ所設置するようになっております。一方、少子化が進みますと小学校の児童数も減少すると思われます。小学校の建設はおのおの学区内の最大児童数を推測し学校希望を決定し建設したものであります。ある学校の状況を申しあげますと、建設当時の児童数が約555人で16学級、現在の児童数が約200人減の360人で14学級となっているようです。今は少人数学級となっており児童数と比例するものではないと思いますが、将来必ず空き教室が出るものと考えます。学校の使用についてはいろいろ規制があるようですが、将来規制も緩和され、使用可能となった場合、放課後の学童保育施設として使用することが最良の施設と思われますが、市

長の見解をお聞きします。

次に、市民浴場の運営についてお聞きします。

市民浴場は源泉温度50度、湯量は毎分2,000リットルと県内有数の源泉と言われ、昭和58年元日にオープンしました。熱くて湯量が豊富ですばらしい温泉であり、市民の憩いの場、交流の場、保養、休養、健康維持増進を図る市民浴場として多くの人たちから愛され利用されてきました。その結果、平成21年７月まで900万人、１日平均約943人が利用された浴場であります。今利用している人たちの話では、前と違ってお湯の量が少ない、浴槽の縁からあふれない、温泉が枯れるのではないかなどのうわさがあるようです。源泉が枯渇するような心配があるのか、お聞きします。

また、市民浴場は平成17年５月までは大人が100円でありました。６月から利用料金が改定され、大人が200円となりました。利用料金が改正されたことと近隣に公衆浴場ができたことなどもあり、利用者が減少しているようですが、改定後における利用状況について、有料者数と、無料者数。無料者については市内の利用者、市外の利用者についてお聞きし、第１問といたします。

○**髙橋勝文議長**　この際、暫時休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

休　憩　午前１１時５８分

再　開　午後　１時００分

○**髙橋勝文議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　佐藤　毅議員には、先ほどの質問の中で今期限りで御勇退されると私ども受け取ったところでありますが、本当に２期８年にわたり南部地域の発展、そして市政全般にわたる発展に御尽力いただきましたこと、心から感謝申しあげたいと思います。今後とも、我々の方にいろんな面で御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申しあげる次第であります。ありがとうございました。

市民主体のまちづくりについて、何点か御質問がありましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、寒河江市都市計画マスタープランの見直しについてお尋ねがございました。

現行の都市計画マスタープランにつきましては、平成10年３月に策定をし、この計画を踏まえて本市の都市づくりの事業を進めてきたところであります。策定後、12年経過しております。この間、市街地の形成状況や寒河江市を取り巻く社会・経済状況も大変変化してきているわけであります。

長期に実施されていない都市計画路線の見直しはどうかという御質問でありますが、都市計画道路は都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて計画される道路であります。都市の主要な骨格をなすものと認識しているところであります。

計画に当たりましては、周辺都市や市街地間の道路ネットワークとの機能や適正な市街地形成と円滑な交通処理などに十分配慮しながら、市全体のバランスを考慮して道路機能の位置づけ、幅員などが定められているわけであります。

寒河江市の都市計画道路の現況を申しあげますと、計画総延長５万8,960メートルに対し、改良済み延長が平成22年12月末現在で３万6,726メートル、整備率は62.2％ということになっております。未着手となっている計画路線では、土地利用の制限が長期間にわたっております。都市計画決定時と現在の社会情勢や市街地の形成状況が変化していることなどから、やはりそこは検証、見直しが必要と考えているところであります。

近年の計画道路の見直しについては平成15年10月に都市計画道路栄町住吉線の計画廃止を実施した事例がありますが、これからの都市計画道路網のあり方については個々の長期未着手の計画路線も含めてさまざまな視点から十分に議論し、検証していく必要があると考えております。今後、新第５次振興計画においてお示しをいたしました「暮らしに便利な都市基盤づくり」を着実に実施いたしますとともに、長期にわたり着手されていない都市計画道路や都市公園整備計画も含めて、現行都市計画マスタープランの土地利用や都市施設等の配置などを検証して見直しをしてまいりたいと考えているところであります。

次に、除雪体制の整備について御質問がありました。

除雪につきましては交通障害等を最小限にとどめ生活道路を確保するため、毎年除雪計画を策定し万全の除雪対策を講じてきているところであります。今年は御案内のとおり、平成18年豪雪以来の大雪となったことから、豪雪対策本部を１月20日に設置をいたしまして雪捨て場の増設あるいは主要幹線道路や通学路の確保、さらには地域との協働による排雪の実施など、よりきめ細かな除排雪を実施してきたところであります。

本市の除雪体制は、市内で除雪機械を有している個人や建設業者などで組織されております寒河江市除雪協力会会員への委託と、市で雇用するオペレーターによる直営とで実施してきております。

本年度の除雪計画総延長は315.73キロメートルであります。除雪機械の総数は65台で実施しております。そのうち、市所有の機械は９台でありまして、委託機械は56台で実施しております。

この委託機械による市道除雪延長は、254.83キロメートルで、全体の80.7％となっております。

市所有の除雪機械のオペレーターにつきましては、現在６名で市道の除雪作業を熟知している農家の方々を、毎年除雪期間中雇用して行っていただいております。

委託業者につきましては、本年度個人を含め38社で、主な業種としては大型特殊機械が必要でありますことから33社が建設関係業者で、５名が個人の農家の方になっております。

オペレーターの平均年齢は49.9歳ということでありまして、適切な除雪出動できる年齢構成となっております。今後とも寒河江市除雪協力会と十分協力しながら、冬期間における市民の交通や生活道路の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育施設として空き教室を利用することについて御質問がありましたが、学童保育所は少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化など子供を取り巻く環境の変化を踏まえて、放課後に子供が安心して活動できる場を提供し、その健全な育成を図るための施設であります。

本市の学童保育所は、現在８カ所に設置されているわけでありますが、そのうち４施設が公民館や学校などの公共施設を利用しております。そのほかの４施設では民間施設を借り上げて行っているというところであります。学校施設を利用しているのは、西根小学校内のねっこクラブと、白岩小学校内のさくらっこクラブの２施設となっております。

国で定めております放課後児童健全育成事業実施要綱におきましては、学童保育事業は小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、保育所や団地の集会場などの社会資源を活用して実施することとされております。また、子供の様子の変化や、小学校の下校時刻の変化などに対応できるように、学校との間で迅速な情報交換や情報共有を行うなど、教育委員会と福祉部局が緊密に連携を図りながら効果的・効率的な実施に努めることとされているところであります。

学童保育所に入所している子供がおおむね当該学校の子供であることを考慮すれば、余裕教室を初めとする学校の諸施設については安全・安心な居場所として最適な場所の一つでありますので、学童

保育施設としての活用については必要が生じた段階において教育委員会と十分な連携と協議を行い検討していくと考えております。

最後に、市民浴場の運営についてお答えをしたいと思います。

初めに、新寒河江温泉の源泉が枯渇する心配はないのかという御質問でありますが、新寒河江温泉の源泉の深さは800メートルであります。地下41メートル付近に揚湯ポンプを設置して、現在毎分約1,100リットルを揚湯、湯揚げしているところであります。源泉の水位は、平成７年に実施した揚湯試験では地下約９メートルとなっておりましたが、平成22年10月に測定した結果では、地下約13メートルとなっております。この15年間で約４メートル水位が低下した状況でありますが、それから推測いたしますと現在と同じ揚湯量を維持していけば当分の間枯渇する心配はないと考えております。

次に、料金改定における利用状況についてお答えを申しあげます。利用状況については、料金改定前の平成16年度には年間利用者数36万4,778人でありまして、１日平均1,033人でございましたが、新たな温泉施設の相次ぐオープンやリニューアル、さらには使用料の値上げなどによりまして平成21年では22万5,185人、1日平均638人となっております。

次に、平成21年度の有料入場者数と無料入場者数の割合でありますけれども、有料入場者数の割合は全体の約90％、無料者数は約10％となっております。無料入場者のうち、市内の利用者の割合は約74％となっており、市外の利用者は約26％となっておるところであります。

以上であります。

○髙橋勝文議長　佐藤議員。

○佐藤　毅議員　まちづくりについて、全体のバランスを考慮しながら都市計画路線を決定しているということで、寒河江市のバランスある整備計画であると思っております。

ですけれども、まず60年もの間手つかずの都市計画決定路線、こういうものについては地元の意向も聞きながら今後マスタープランの中で検討していってもらいたいなと、こんなふうに思っております。

それでは、再度質問いたします。

本年度から山西米沢線の整備に着手する計画であり、これまで地域住民さらには陵南中学校に通学している生徒や保護者が非常に待ち望んでおったと思いますけれども、着手するということで大変喜んでおると思います。

また、一方落衣島線につきましては、本年度西根小学校前通りから高速道路まで開通します。しかし、この高速道路までの車の流れを見ますと市街地の方からはほとんどが南部の方に、高速道路の下をくぐらないで国道112号のバイパスの方に流れるのが実情であります。そういうことでありますので、ひとつ高速道路から南部の方については見直しを図ってきていただきたいなと思っているところでありますけれども、若干申しあげますと、今年度高速道路から高屋までの間に暫定的な３か所の待避場をつくっていただきました。非常に助かってはおりますけれども、何せことしの冬は大変な豪雪でありまして、道幅いっぱいの除雪もできないような状況でありました。そんな中でちょうど道路の東側に水路がありますけれども、その水路に数台の車が突っ込んでおって大変困っておりました。ですから、早急な整備を、暫定的でない恒久的な道路整備をお願いしたいと、こんなふうに思っているところであります。

ですから、高速道路から南部地区の方に流れる車は限られております。都市計画決定している16メートルの幅員は理想的な幅員でありますけれども、都市計画として整備するとこれから何十年かかる

かわからないんでないか、こんなふうに思っています。都市計画決定が足かせになっているのではないかと思っているところであります。そういうことで、高速道路から南部の地区については、都市計画決定を変更していただいて一般道路改良工事で、例えば９メートルぐらいの道路幅でやっていただければ経費も少なくて早急な整備ができるんでないかと、こう思っているところでありますけれども、市長の見解をお尋ねします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　御質問の都市計画道路落衣島線と交差する高速道路の側道については、都市計画道路高屋落衣線として112号までの計画となっているところであります。市街地から高屋地区方面へ向かう通行車両の多くは、御指摘のとおり側道から112号まで向かうという流れが非常に多いと聞いております。側道から高屋までの道路については主に南部地域の方が通行されているとも聞いているところであります。

御指摘のとおりことし、平成22年に３カ所の待避場を設置させていただきましたが、ことしの冬の状況を見ながら十分検証させていただいて、我々としては都市計画道路全体の見直しの中で十分検討してどう進めたらいいのか検討していく必要があると考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤　毅議員**　ありがとうございました。

それでは、次に都市公園について質問させていただきます。

新第５次寒河江市の振興計画によりますと、長岡山は市街地中央に位置し寒河江のランドマークであり、その一帯が自然豊かな寒河江公園です。眺望がよく、山形盆地や月山、蔵王、朝日連峰の山々が一望でき、東斜面には東北一のツツジ園、西には郷土館や桜の丘、南には総鎮守寒河江八幡宮があります。この長岡山一帯を市民の憩いの場、楽しめる公園、さらには本市の観光ルートの拠点となるような魅力的な花見のできる「市民憩いの花咲か山」として整備をしていくとあります。

しかし、この長岡山一帯が約60年前の昭和28年に都市公園の指定を受け面積54.1ヘクタール、そして33.1ヘクタールが整備された総合公園となっております。残りの21ヘクタールの土地は住宅地や優良な果樹園として利用されております。こうした長期間都市公園として利用されていない個人の土地について、都市計画の整備に当たりどのような対処をしていくのか市長の見解をお尋ねします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　御指摘のとおり、寒河江公園内には21ヘクタールの私有地、未供用の私有地が存在するわけでありますけれども、今回の振興計画におきまして長岡山「市民憩いの花咲か山」プロジェクトということで、その全体の整備を進めていこうと考えているところでありますが、その整備計画を進めていく進め方についても多くの市民の皆さんの御意見などもちょうだいして、その中から総合的な全体整備計画をつくっていこうと考えておりますので、そういった中で具体的な計画が煮詰まるということになれば、当然都市計画マスタープランの見直しということと連動して考えていきたいと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤　毅議員**　ありがとうございました。

ぜひ、所有者の意見なども取り入れながら検討していただきたいと思っております。

次に、除雪体制についてお尋ねします。

現状の除雪体制は、わかりました。しかし、今除雪協力業者38社あると答弁ありましたけれども、

建設関係の業者について若干申しあげますと、国の公共事業の削減、そして寒河江市でも建設関係予算が削減されております。平成14年度の決算が一般会計で22億4,500万円、下水道会計の方で13億8,500万円、そして当時駅前開発が行われておりまして、そこで16億5,300万円、合計しまして、52億8,300万円が建設関係の予算となっておりました。しかし、平成21年度の決算では一般会計で19億2,000万円、下水道会計で５億2,700万円、合計しまして24億4,700万円、14年対比21年で28億3,600万円も減額したような状態であります。そしてまた、平成23年度の予算を見れば、一般会計で９億1,700万円、下水道会計建設関係の予算が４億1,900万円、合計しまして13億3,600万円となっております。対14年比が約40億円近い39億4,700万円も建設関係の予算が削減されている現状であります。

このように、本市の建設関係予算が大幅に削減されました。除雪協力建設業者のことを考えていきますと、建設関係予算が非常に少なくなっております。建設機械の保有にも危ぶまれる状況と考えられます。除雪協力業者の話を聞きますと、現在持っている除雪機械が使えなくなったら、新しい除雪機械の更新はできない、除雪協力はやめざるを得なくなるであろうと、との声が多くあります。

今後こういう状況が続きますと、本年のような豪雪の場合、市民の生活環境が非常に悪化するのではないかと思われます。青森市の例をとりますと、14％の協力業者が今後続けていけないだろうというアンケート結果もあるとのことです。今後どのようにしていくのか市長の見解をお尋ねします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　議員御指摘のとおり全国的に見ますと、公共事業の減少などによって建設業者の廃業などが懸念されている状況であるわけでありますけれども、本市におきましては先ほど申しあげましたとおり除雪協力会というものが組織をされ、市と相互の連携・協力を図って除雪を実施していただいているというところであります。

実際、今これは仮定の話でありますけれども、除雪を受託している建設業者の廃業などが生じてきた場合には、機械の引き継ぎなどを行いながら進めていくとしておりますし、現在のところ急激な除雪機械の減少というものは想定しにくいのではないかと考えているところでありますし、今回は、ことしは大雪でありましたけれども、暖冬で除雪回数が少ないなどの場合にはそれでもある程度対応できるように除雪用機械と運転される方に対し待機の補償料をお支払いをして、機械の維持管理あるいは人員の確保というものに意を用いているところであります。

今後、そういう状況の中で、除雪する事業者の方の廃業などが起こった場合については、我々としては一層除雪協力会にさらに協力をお願いすることにもなりましょうし、また市において機械を購入するなどという方法も考えられるわけであります。委託方式あるいは直営除雪の増強などによって有効な対策を講じながら、市民の安全・安心のための除雪体制の整備に万全を期していきたいと考えておるところであります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤　毅議員**　ありがとうございました。

安心して暮らせるような体制をとっていただきたいと思います。

それでは、市民浴場についてお尋ねします。

先ほど心配しておりました源泉の枯渇は心配ないようだということで、13メートルのところから揚湯しているということで、今後大丈夫であると、こういう御答弁いただきましてありがとうございます。

また、今入浴している入浴者の多くは開湯当時、前のように湯量が豊富な浴場にとの声がたくさん

あります。まず今、毎分1,100リットルの揚湯しているようですけれども、もう少しふやして豊富な市民浴場の湯量にしていただければ幸いと思いますが、ひとつお聞きします。

それから、市民浴場の料金改定に伴って638人ということで大分収入も減少しているようですけれども、有料無料、平成21年度を見ますと有料が90％約18万人、約20万人が有料で残りの２万5,000人ぐらいは無料と、そのうち74％が市内の無料者、そして26％が市外の無料者ということになっておるようであります。今いろいろ話がありまして、市民浴場というのは市民のための浴場ではないかと、こんなふうに多くの人が思っているようであります。市外の人まで無料にするのはいかがなものかと、こういう声もあるようですけれども、市長の御見解をお尋ねします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　使用料の無料化について御質問がありましたが、平成19年２月に寒河江市身体障害者協会から市の方に要望を受けて平成19年３月議会において議決をいただいて、身体障害者手帳等の交付を受けている方については市に住所を有するあるいはあるなしにかかわらず無料としたところであるわけであります。これにつきましては、障害を持つ方の社会参加を促進するために福祉施設ではない市民浴場での使用料無料化を他の市町村に先駆けて実施をしたということで、聞いているわけであります。現在もこのような施策については他の市では実施されていないようでありますので、そこは福祉のまち寒河江の画期的な取り組みだと私は思っているところであります。市外から入浴いただいた方からも、すばらしい配慮であるというような評価もいただいているところでありますから、広く市外の方から市民浴場を御利用いただくことによって市の施設のＰＲをしていくという大変な効果があると認識しているところでありますので、議員には御理解を賜りたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤　毅議員**　一つ実情を申しあげますと、障害者であっても一般の健常者、一般の浴槽に入る障害者もたくさんおります。しかし、障害者風呂を使用しないと入れないような人もおります。そこで障害者風呂については予約制みたいな、とっているようですけれども、市内の障害者が入るときに市外の障害者が既に入っていると、こうなって、市内の障害者がなかなか入れないような状況下にあるようであります。ひとつその辺も考慮しながら、福祉のまち寒河江、大いに結構ですけれども、そういう声もあるということを頭の中に入れてもらえれば大変ありがたいと、こんなふうに思っております。

続いて質問しますけれども、市民浴場の関連については従来は業務委託でやっておった期間もあります。今は指定管理者制度を導入して指定管理者が有効に運営をするようになってサービスも大分変わってきております。

しかし、市民から見れば何人入って何ぼの収益があるんだ、そういうものが全然見えないと。業務委託をやっていたときには利用者が何人で市民浴場の収入が幾らあったと。そして、業務委託料が何ぼなので、寒河江市にとって何ぼの収入、利益があったか、差し引きして800万円から900万円くらいは毎年あったようですけれども、今はそういう市民に知らせるものも何もないようでありますけれども、市報等で知らせていただければありがたいと思いますけれども市長の見解をお伺いして私の質問を終わります。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　御指摘のとおり、市民浴場の収支については平成19年度からの指定管理者制度という制度の導入をしたことによりまして、決算書の中では明示しなくなったということであります。我々としては、今後何らかの形で、例えば市報に掲載するなどして市民の皆様にもぜひ収支状況について

お知らせできるような工夫をして検討していきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤　毅議員**　大変前向きな御答弁をいただきまして、安心して暮らせるような寒河江のまちづくりを御期待申しあげまして質問を終わります。ありがとうございました。

那須　稔議員の質問

○**髙橋勝文議長**　通告番号13番について、17番那須　稔議員。

〔１７番　那須　稔議員　登壇〕

○**那須　稔議員**　私は新清・公明クラブの一員として通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の見解を伺います。

通告番号13番、防災行政について伺います。

1995年平成７年の阪神淡路大震災からことしで16年目を迎えました。さらに、近年においては、平成15年７月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、また平成19年３月の能登半島地震、そして平成19年７月の新潟県中越沖地震、それに平成20年６月の岩手・宮城内陸地震など、大規模地震が頻発しております。また、先月２月22日にはニュージーランドでもマグニチュード6.3の大地震が発生しました。日本人の犠牲者が出るなど被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申しあげます。

ここ寒河江市においても山形盆地断層帯が南北に及んでいることなどから、大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況にあります。防災対策の難しさは、行政だけでは対応できない点にあると思います。災害発生時において通信網や交通網などが寸断される危険性の高い災害では、外部から救助に駆けつけるのは予想以上に困難になると言われています。事実、阪神淡路大震災では消防や自衛隊などによって救助された人はほんの一部で、実際には多くが近隣住民の助け合いにより救助されたとの報告があります。ましてや、災害発生後の72時間以内と言われる緊急援助期間には、近隣住民による助け合いが人命救助の大きなかなめになると考えられております。そして、備えあれば憂いなしでございます。災害が起こる前から必要なものを用意するなどきちんとした備えを行うことで、災害時の被害を小さくすることができるのではないかと思います。

そんな中で、寒河江市においても地域防災計画を平成14年に改定、また寒河江市建築物耐震改修促進計画を平成20年に策定、寒河江市災害時要援護者支援計画を平成21年に作成するなど、防災に対する努力が伺えます。

これを踏まえて以下質問させていただきます。

１点目、自主防災組織の推進について伺います。

自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき自主的に結成する組織であります。一たび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このようなとき、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが必要です。自主防災組織は、災害が発生した際被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及、それに防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行うとともに、実際地震が発生した際には初期消火活動、被災者の救出や避難所の運営といった活動を行うなど非常に重要な役割を担って

います。

そこで、何点か伺います。一つには、自主防災組織の組織率の向上について伺います。

本市の場合、それほど高い組織率だとは思いませんが、現在の状況についてどのようになっているか。また、今後自主防災組織の組織率を高めていくための取り組みをどのように考えているのか。それに、人口密集地域及び災害時要援護者の人口比率の高い地域などのことを含めて、自主防災組織についての取り組みをどのように考えているのか、伺います。

二つには、防災指導員の養成について伺います。自主防災組織の活性化を図るためには、地域防災活動をきめ細かに指導できる防災指導員が必要とされるのではないかと思います。先進地での取り組みなどでは、各地の自主防災組織に指導員として直接参加し、地域の課題の検討を手伝うほか、危険箇所の確認や災害時の行動確認をしながら訓練指導なども行っています。それに防災指導員は、消防・警察ＯＢ、消防団ＯＢ、災害ボランティア活動者、企業防災担当者などの防災の経験者を選任しています。

そこで伺います。防災の経験を活用した防災指導員を養成し、自主防災組織などの指導・育成に当たらせることについてどのように考えるのか伺います。

三つには、地域安全マップの作成について伺います。災害はいつどこで発生するかわかりません。災害が発生したときに被害を最小限に抑えるために、地域安全マップを活用して地域や家庭での防災力の向上に努めることが要求されます。いざというときに備え、周辺にどのような危険箇所があるのかを、また日ごろから自宅の最寄りの避難場所はどこか、避難経路はどこが安全か、緊急連絡先はどこか。最寄りの防災関連施設、病院などを地図上に記入して活用する地域安全マップが必要とされます。新第５次振興計画において、災害に強い地域づくりとして地域ごとの予備避難所等を示した地域ごとの安全マップ作成への支援の取り組みが記載されています。

そこで伺います。自主防災組織を活用して安全マップへの支援の取り組みについてどのように考えるのか伺います。

次に、２点目、災害時要援護者支援制度について伺います。

初めに、個別避難支援プランの推進について伺います。

災害時要援護者の支援対策の第一歩は、地域において要援護者の実態を把握し、地域の要援護者の安全は地域で守ろうという意識と仕組みづくりが要求されます。要援護者に救助の手を差し伸べようとしても、所在や障害の状況、生活状況等の情報把握と支援を行う地域住民の意識と仕組みがなければ災害発生時に支援することは難しいからです。そうした中で、本市でも災害時要援護者避難支援計画を策定し、災害時における要援護者の被害防止を図り地域の安全体制の強化に取り組んできております。

そこで伺います。

一つには、個別プランの登録状況、高齢者、障害者等の登録状況はどうなっているのか伺います。

二つには、支援計画では登録後の登録者一人一人の個別プランを定めるとなっていますが、現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

三つ目には、個別プランの登録の推進について、三条市では、かつて民生委員の方が要援護者の世帯へ戸別訪問を行って要援護者一人一人に名簿登録への同意を得ていましたが、要援護者の対象が多く同意の意思を確認できない方が多いことから、平成20年度に災害時要援護者の支援方法を変更し、対象者全員に郵送により名簿登録への意思表示の確認を行っています。それにより、不同意への意思

表示をしなかった要援護者は同意したものとみなして要援護者名簿に登録しています。

本市においても、民生委員の方々の負担軽減をする上でも、これらの登録の取り組みについてどのように考えるのか伺います。

二つ目には、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定について伺います。平成16年の一連の水害、土砂災害等では避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できないこと、また住民への迅速確実な伝達が難しいこと、それに避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことが課題として上げられました。これらにはさまざまな要因が考えられました。

各自治体としては、避難勧告と避難指示の区別等が不明確であること、具体的な基準がないため判断できないこと、加えて確実性がない段階での判断に限界があること等が上げられます。一方、住民側からは避難勧告等が伝わってもどのように行動していいのかわからないこと、住民がみずからの危険性を認識できないこと、そして切迫性のない段階での行動に限界があることなどが上げられています。

そこで伺います。災害緊急時に対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するかの判断基準を取りまとめたマニュアルを整備しておくことが不可欠であると思いますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定についてどう考えるのか伺います。

三つ目には、避難所設置運営マニュアルの策定について伺います。

平成７年に発生した阪神淡路大震災では、多くの家屋が倒壊し、その後発生した火災により多くの家屋が焼失しました。その避難期間が長期にわたったこともあり、さまざまな課題が指摘されていました。防災計画では避難所の開設・運営は市長によって行われることが定められていますが、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合には、市の職員や施設管理者の出勤が困難となり計画どおりに避難所が開設できないことも予想されます。実際に、阪神淡路大震災では、自治体職員も被災したため必要な人員を早急に避難所に派遣することや、自治体職員による避難所運営が困難になりました。そうしたライフラインが途絶した状況のもと、なれない避難所生活を送る被災者だけで円滑な避難所運営を行うことは非常に困難であると考えられます。

そこで伺います。避難所に避難してきた地域住民により、自主的にかつ円滑に避難所を運営できることを目的とした避難所設置運営マニュアルを作成することが望まれます。避難所設置運営マニュアルの策定についてどう考えるのか伺います。

次に、３点目、救急医療情報キットの利活用について伺います。救急医療情報キットはＮＰＯ法人メンタルケア協議会で出しているもので、オレンジポットとも言われています。プラスチック製の円筒形のケースの中には救急受診のための情報として氏名、血液型、生年月日、家族構成、緊急時の連絡先などの個人情報、かかりつけ医、病歴、アレルギーや薬の副作用などの医療情報などを記入した用紙と本人の写真、健康保険証や診察券のコピーなどを入れておきます。災害時はもちろん、平時において緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの情報が容易に入手でき、迅速な救急医療の提供につながるものであります。東京都港区が、全国初の事業として平成20年５月にスタート、高齢者や障害者、健康に不安のある方に無料で配布しております。このキットは冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫をあければキットがあり情報を早急に確実に得ることができることから、この緊急医療情報キットは命のバトンとも言われております。

そこで伺います。本市においても、要援護者を対象に救急医療情報キットを活用し無料で配布することについての考えを伺います。

次に、４点目。被災者支援システムの導入について伺います。

未曽有の被害となった阪神淡路大震災では、被害の大きかった兵庫県西宮市では、その発生直後から西宮市の情報システム担当職員は昼夜を問わず被災者台帳、被災者証明書の発行、避難所関連、仮設住宅等の震災業務支援システムを短時間に次々と開発しました。この西宮市が独自に開発したシステムは、現在地震や台風などの災害発生時に被災者に対する被災者証明や家屋罹災証明の発行や、義援金や生活支援金給付の管理など地方公共団体による被災者支援業務のための被災者支援システムとして、地方自治情報センターが提供するライブラリーの一つとして登録されています。また、被災者支援システムの普及促進を目的としてサポートセンターも開設されております。災害が発生した場合、行政の素早い対応が復旧・復興には不可欠であり、被災者の情報を一元的に管理できる被災者支援システムを平時のうちに構築していくことが極めて重要であると考えます。

そこで伺います。災害時の危険管理に役立つ被災者支援システムを導入することについての考えを伺います。

次に、５点目、防災センターの設置について伺います。あらゆる災害、危険に対し迅速にかつ的確に災害情報を収集・伝達するとともに、災害の対応を行う中枢拠点施設として、また防災知識の普及行為を図るとともに、大規模災害時には避難所や緊急救助隊の集結基地などとして活躍する防災拠点施設としての防災センターの設置が望まれます。平成23年度からの実施計画の中で、平成25年に防災センターの整備について調査をするとの事業費が予定されています。

そこでお伺いします。一つには、防災センターの設置に当たっては広く識者の声を聞くことが望まれると思いますが、防災センターの設置のための検討会の設置についてどのように考えるのかお伺いいたします。

二つには、防災センターの設置について単独での設置なのか、それともほかの公共施設との併設なのか、どのような考えなのかお伺いいたします。

三つ目には、防災センターと西村山消防指令機能について綿密な関係が出てくると思いますが、防災センター整備に当たってはどのように考えるのか伺います。

四つ目には、早期の防災センターの設置が望まれます。平成25年に防災センター整備のための調査をして、いつごろをめどに防災センターを設置されるのか考えを伺います。

以上について御見解を伺い１問といたします。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　那須議員からは防災行政についてるる御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいと思います。

最初に自主防災組織の推進についてでありますが、平成22年５月末現在の自主防災組織の組織率は、49.3％ということでありましたが、その後八鍬地区、東新山地区が組織化に取り組んでいただいて今年度末では51.0％になる見込みであります。この組織率を高めていくための取り組みという御質問もありましたが、組織化の推進については防災対策において御指摘のとおり最も重要な取り組みの一つであると認識しております。市といたしましても、さまざまな形で支援していくことが必要であると認識しているところであります。

まず一つには、補助制度の充実を図っていくということを考えております。組織設立のための補助については、これまで年間３団体を対象にしておりましたが、平成23年度については６団体へとふや

すことにしているところであります。

二つ目には、未組織地区への働きかけを強化していくと考えているところであります。市の自主防災組織連絡協議会の方で作成されました自主防災組織の活動報告書を十分活用しまして、未組織の地区へ具体的な活動内容を紹介するなどいたしまして、自主防災組織の必要性を積極的に訴えて働きかけを強めてまいりたいと考えているところであります。

また、人口密集地域及び災害時要援護者の人口比率の高い地域における自主防災組織の組織化については、災害時の人命最優先の観点から特に重要であると認識しておりますので、その取り組みを一層推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、防災指導員の養成についても御質問がありました。自主防災組織については、平時における活動さらには有事の際に行うべき活動などを総合的に担う人材の育成というものが大変重要であると考えております。このため、県が開催する自主防災リーダー研修会さらには市自主防災組織連絡協議会が開催されます防災研修会、市の防災訓練さらには各種防災フォーラムなどに自主防災組織の方々から参加をしていただいて防災に対する知識や技術等を習得していただくように努めているところであります。その結果、最近では市の防災訓練に匹敵するような防災訓練を実施している組織も出てきているなど、各組織の活動内容は徐々に充実してきていると認識しているところであります。

しかしながら、各組織の活動内容には温度差があります。活動内容の平準化さらには高度化を図っていくために御提案ありました防災指導員の制度について、今後研究・検討していきたいと考えているところであります。

次に、地域安全マップについて御質問がございましたが、各地区にあります自主防災組織が主体となって調査研究を行いながら作成していくことを基本と考えておりますが、作成過程の中で指定されている危険箇所や避難所、災害時の情報収集、伝達方法などを盛り込んでいくことが必要でありますことから、市としても積極的にかかわっていきたいと考えております。さらに、情報提供などの支援に加えて49カ所ある市指定の避難所の看板の設置というものを、平成23年度から順次進めていくことにしているところであります。

なお、県が総合的な土砂災害対策事業の中で作成に取り組んでおります土砂災害ハザードマップも、今後地域安全マップの中に取り込んでまいりたいと考えているところであります。県が取り組んでいる土砂災害対策事業と申しますのは、土砂災害防止法に基づき土砂災害から住民の生命を守るために行っているわけでありますが、県内の地すべりや土石流、急傾斜地の危険箇所を調査して、通称イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域と、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域を指定して、その後市町村が県の支援を受けながら地域の実情に応じた避難場所や避難ルート、連絡網、情報収集方法などの内容を記載した土砂災害ハザードマップを作成し住民への周知を図っていくことにしているものであります。

このハザードマップの完成は、平成26年度以降の予定となっておりますので、計画的に進めていきたいと考えているところであります。

次に、災害時要援護者支援制度についてお尋ねがございましたが、初めに個別避難支援プランの推進についてでありますが、平成16年に発生いたしました新潟県中越地震において、高齢者等災害時要援護者が犠牲となられたことを教訓に策定されました国の災害時要援護者の避難支援ガイドライン、さらには県の災害時要援護者支援指針を受けまして平成21年３月に寒河江市におきまして災害時要援護者避難支援計画を策定したのは御案内のとおりであります。市におきましては計画に基づき自力で

避難できない要援護者の方、ひとり暮らしの高齢者の方、障害者等の要援護者の方々を対象にして個別避難支援プランに登録していただき災害に備えることにいたしているところであります。

個別避難支援プランでは、登録者の避難誘導や安否確認に活用するため避難支援者や各関係機関で登録者の個人情報を共有することになっているわけであります。登録については平成21年10月20日号市報に掲載いたしまして、各地区の民生児童委員の方々の御協力をいただき実施したところでありますが、新規登録から１年を経過したことから、更新についてことし２月５日号の市報に掲載をいたしまして、現在各地区の民生児童委員の方々から登録対象者の家庭を御訪問いただいて登録票作成に御協力いただいているところであります。

個別プランへの登録状況、高齢者、障害者などの登録状況について御質問がありましたが、ことし２月17日現在で723名の登録になっております。本人の状態につきましては一部複数回答もありましたが、要介護高齢者が189人、高齢者世帯が516人、障害者が151人となっているところであります。今後とも、民生児童委員の方々の御協力をいただいて、随時登録と年１回の修正作業により充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、支援計画で登録者ごとの個別プランを定めることについての進捗状況の御質問があったわけでありますけれども、現在は市の担当課、各地区民生児童委員の方々が登録された個別避難支援プランの情報を常時共有して、万一の災害時に対応できるようにしているところであります。今後はさらに共有している情報から登録者お一人お一人の避難場所や避難経路、避難体制などの個別の情報を網羅した地域ごとの福祉マップを作成するなど、災害時要援護者の支援体制を強化してまいりたいと考えているところであります。

また、登録がなかなか進まない現状や、民生児童委員の負担軽減、登録方法の見直しなど、これまでの取り組みについての御指摘・御質問がございましたが、現在65歳以上の高齢者の中でも元気な方々が大勢いらっしゃるわけでありますし、また本人からの申請や個人情報保護のかかわりもあることから、今後も継続して制度の趣旨の十分な周知徹底を図りながら、個人プランの登録に理解を求めていきたいと考えているところでありますが、なお議員御指摘の三条市の例なども十分今後研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定についてお答えを申しあげたいと思います。地球温暖化によりゲリラ豪雨等が多発し、大規模な災害が発生している昨今であります。適切な避難勧告等の発令と伝達が求められるわけであります。

国によりまして、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが示されているところであります。本市におきましてマニュアルの対象となる災害については、水害と土砂災害でありますことから、水害については洪水ハザードマップと地域防災計画をもとに作成することにいたしておりますし、また土砂災害については現在指定している土砂災害危険区域109カ所を対象区域として、今後本市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定を進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、避難所設置運営マニュアルの策定についてお答えを申しあげたいと思います。本市の避難所の開設と運営管理の基本的な内容は、地域防災計画に定めているところでありますが、災害直後の混乱状態を想定した場合、災害時要援護者の方への対応を含めより適切な対応を行うためには避難所設置運営マニュアルが必要であると考えておりますので、今後策定に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、避難所の運営管理を地域住民の方が自主的に行うことができるようなマニュアルとすべきではないかという御指摘でありますが、水害や土砂災害の場合は状況の変化が判断でき、市が開設の手続に基づいて避難所をあけられますので、当初から運営管理も可能であると思います。しかしながら、大地震が発生した場合には市はまず情報の収集等に当たらなければなりませんことから、迅速な避難所の開設の手続や運営管理に当たることは、市が運営管理に当たることは難しくて主に初動時は地域住民の皆さんの協力がぜひとも必要であります。しかしながら、市が対応できる時点では食糧や水の配給、適切な部屋割りなど避難所内の混乱を生じさせないためにも市が主体となって運営管理を行っていくことが現時点では好ましいと考えておりますことから、市の対応が及ばない初動時には地域住民の皆さんから協力していただくととらえていくべきものと考えているところであります。なお、このような住民の皆さんの初動時の協力のあり方についてもマニュアルの中に盛り込んでいくことは必要であると考えているところであります。

次に、緊急医療情報キットの利活用についてお答えを申しあげたいと思います。

ただいま、議員御指摘のとおり阪神淡路大震災、ニュージーランドの地震災害に見られるように、被災者をいち早く救護をして適切に医療に結びつけることは防災行政を推進する上で極めて重要な課題であります。本市におきましても、高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増加しているわけであります。多人数世帯にあっても共働き等のために一日、日中ひとり暮らしの高齢者がふえているわけであります。このため、急病等で緊急に支援を要する事態が日常的に発生をして、その解決策が求められているわけでありますが、昨今の無縁社会という言葉が示すとおり孤立化が進み地域での支え合いや連帯意識も希薄になっている状況が見受けられます。

これらの課題に対し、現在市民生児童委員協議会と市町会長連合会、そして市社会福祉協議会と市の４団体提唱による高齢者や要援護者等に対する地域見守りの一環としての「安心カード」作成と普及運動を進めるべく準備を進めておるところであります。寒河江警察署と消防署からの具体的な提案も含めて作成中であります。今月末完成の予定でありますが、安心カードの支給については要援護者に限定せずに全戸配布を予定しているものであります。

これは地域福祉活動の一環として、お互いさま、緊急時の助け合い、支え合い意識を醸成しながら安心カードの普及徹底運動に取り組むことが重要であることから、一括配布はせずに社会福祉協議会の各地区支会の受け入れ準備の整ったところから順次配布する予定であります。

安心カードの具体的な記載事項については、御質問にありました緊急医療情報キットと同様でありますが、市販のものより使いやすく工夫してあり、緊急時の連絡先を記載したカードと医療情報を収納する黄色いファイルで構成されております。冷蔵庫に張って個人管理する形態をとっております。全世帯が常置することになりますので、共通理解のもとに万一の事態発生時には安心カードを活用して発見者から救急隊へ、さらに医療機関へとリレーされて迅速な対応に役立つものと考えておりますので、御指摘の救急医療情報キットの寒河江版として活用いただきたいと我々は考えているところであります。

次に、被災者支援システムの導入についてお答えを申しあげたいと思います。被災者の情報を一元的に管理が可能な、御質問にありました被災者支援システムについては地方自治体にとっては大変有効なシステムであると思っているところであります。このシステムの導入を進めるために、地方自治情報センターでは本システムを試験的に体験できるデモサイトを設けております。県内でもこれまでに二つの市がデモサイトを取り込んで研究を行っているところでありますが、本市におきましても最

近このデモサイトを取り込んだところであります。

このシステムが実際に力を発揮いたしますのは大地震が発生した場合であると想定されますが、大地震が発生しても回線が切断されることなく本システムが稼働できるという保証が最低条件であると思いますし、またサーバーの定期的なメンテナンスの必要性や個人情報の取り扱いなど考慮していかなければならない課題もあると認識しております。したがいまして、現時点では今後の防災センターの整備検討の中でこれら課題も含めて研究を行っていくべきものと考えているところであります。

次に、防災センターについて御質問がございましたのでお答えいたしたいと思います。

防災センターにつきましては、振興計画にも記載しておりますとおり情報通信機能を含む防災機能を備えた本市防災の核となるべき施設として整備すべく考えているところであります。当然、災害時の情報収集や伝達を考慮した場合、消防本部のみならず国・県等の関係機関との情報ネットワークが最も重要な機能の一つでありますことから、充実した情報通信機能を設置する必要があると考えているところであります。御質問にありましたが、設置に向けた検討のあり方はどうかという御質問がありましたが、検討のあり方などについては、今後平成25年度から行うこととして調査に合わせて並行して今後進めてまいりたいと考えているところであります。また、その設置について単独設置なのか併設なのかという御指摘あるいは設置場所や整備内容、時期などについてはどうかという御指摘で御質問でありますけれども、この件については平成25年度に行うこととしております調査結果に基づいて鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

以上であります。

○髙橋勝文議長　那須議員。

○那須　稔議員　それでは、引き続き質問を続けさせていただきたいと思います。時間が限られておりますので、絞って質問をさせていただきたいと思います。

自主防災組織につきましては先ほど市長の方からも答弁がございました。非常に、３月末で51％になるということで、ここ１年間数％上がっておりますけれども、なかなか県内の状況からして低いというような状況にもあります。そしてまた、先ほどは連絡協議会を立ち上げながら、要するにほかの自主防災組織の情報を随時連絡をもらいながら、自分のところの自主防災組織のあり方を含めながら各組織の温度差がないようにするということでありましたけれども、自主防災組織につきましては、私は早期に取り組む必要性があるんではないか。県内の状況を見ますと100％という市が相当あります。ですから、50％というのは県内でも最低のパーセントでありますから、この辺はやはりいつ何どき起こるかわからない災害に備えて、きちっと自主防災組織は立ち上げていく必要性があるのではないかと思っております。

先ほども市長からありましたけれども、自主防災組織の上がらない理由というのは一つは今やっている各自主防災組織のやり方というか姿が見えないのではないか、これが１点上げられます。

いま１点は、自主防災組織を組織化することによって、その先どういう形でこの自主防災組織を運営していったらいいのか、その辺のところが非常に未知数であることから不安があってどうしても地域内ではその自主防災組織の立ち上げまでには至っていないという地域があると思います。

ですから、そういう意味では先ほど市長からもありましたが、防災指導員、先ほど市長は研究課題ということでありましたけれども、早期に立ち上げながら防災指導員の指導によってきちっとした活動において不安がないような形で取り組むということ。いま一つは、自分たちが今やっている自主防災組織の内容を市民向けに発信していくという、これが大事なところではないかと思いますけれども。

これは市の方では当然ホームページがありますから、ホームページの中で私はきちっと対応できるのではないか。ですから、各自主防災組織ではこの１年の間に総会やらいろいろな訓練をやっていますから、その情報をホームページに載せて市民向けに発信すべきではないか、このように思いますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　市民の皆さんに自主防災組織についてより広く、未設置の地域の皆さんにもより広く知っていただくということで、どういうふうにＰＲしていくかということになりますが、一つは御指摘のとおりホームページなどに自主防災組織のコーナーなどを設けて、その中で具体の活動を紹介しながら情報を積極的に発信していくということをぜひ来年度以降考えていきたいと思っておりますし、また御指摘の防災指導員などについても、そういう未設置の地域の皆さんへの啓発などにも大変有効な人材ではないかと思いますから、そこら辺はほかの自治体の事例なども参考にしながら研究していきたいと考えているところであります。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　それから、地域安全マップでありますけれども、これは自主防災組織、これは組織化率を上げることによって安全・安心なまちが、これは当然目指すところに出てくるかと思いますけれども、本音のところで地域のところで安全マップ、危険な箇所をどういうふうな形で明示をしていくのか。先ほど市長の答弁の中では、当然県の方でやっている土砂災害防止法についての県の危険指定というものが平成25年までに行われるという話がありました。地域指定がされない部分、寒河江市にもたくさんありますから、これは積極的に市長は取り組んでいくという話なんですが、これは今のうちからハザードマップ、土砂ハザードマップに該当しない地域については私は取り組んでいってもいいのではないか、このように思いますので、これは早急に取り組んでいただきたい。

　いま一つは、地域安全マップの中に予備避難所という明示がなっています。予備避難所については当然公民館あるいは分館というふうに理解をするわけでありますけれども、その辺予備避難所にある中で避難する体制がありますけれども、分館等の耐震問題。当然これは避難所については学校等については当然耐震がされておりますから問題がないかと思いますけれども、予備避難所の耐震の問題、当然そのマップの方に予備避難所が明示になってきた場合に地域住民の方々は予備避難所に当然避難をするわけでありますから、その辺の予備避難所に対しての耐震状況はどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　安全マップの作成についてお答えをしたいと思いますけれども、安全マップの作成については取り組んでいただける自主防災組織からまず取り組んでいただいて、平成26年度以降ハザードマップが作成になった時点ではそこを整合性、内容を調整していくとまず考えているところであります。

　その中で、予備避難所、要するに分館についても我々としては何らかの耐震の状況なども調査していかなければならないと考えていますので、今後検討課題とさせていただきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　これは地域の方には分館がありますので、その分館について耐震については非常におくれているということで、地域の方からも指摘がされております。ですから、こういう形で地域安全マップの方に明示をされた場合に、地域の分館が当然避難所に指定されますと地域の方でも安全では

ないかと理解されるおそれもありますから、早急に調査をして耐震の手当てということについても御検討していただきたいと思います。

それから、災害時要援護者支援制度でありますけれども、この制度につきましては先ほど個別プランということで市長の方からありました。このプランについては、市の方では平成21年にでき上がらせたわけでありますけれども、このプランの対象者、要するに要援護者の定義というものがあります。この中では高齢者、障害者などが明示になっておりますけれども、これは県の方から出された基準ではないかなと思いますが、国の方の消防庁の方で出しているプランは具体的な介護度とか身体障害者の級が明示になっておりません。要するに、地域によってこれは拡大解釈してもいいというものではないかなと思います。

ですから、今寒河江市がやっている対象者でいきますと735名という形になるんですが、それが見直しになりますと結構ふえてくるんではないか。状況的には、視覚・聴覚障害者、これはここの障害者の区分では１級、２級となっていますけれども、非常に視覚と聴覚についてはものが聞こえづらい、見づらいということでその辺は拡大解釈をしておかないと要援護者の方に多くの方々が入ってくるんではないか。これは身体障害者の視覚・聴覚、この人は１級、２級でなくてもう少し拡大をしてこの対象プランの中に明示すべきではないかと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　災害時要援護者避難支援計画の中の個別避難支援プランの対象者についても記載しているわけでありますけれども、その他、市長が必要と認める者という項目もあるわけでありますので、御指摘の点なども対象者に加えるかどうか、そういう判断をしてまいりたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　これはきちっとした形で明示をしないと現場の民生委員の方が困るのではないかと思いますので、この辺の見直しを含めながら御検討をお願いしたいと思います。

それと、いま一つは要援護者については登録された方はいいわけでありますけれども、不登録者の扱いです。災害が発生した場合に、登録した人だけが助かって登録していない人は置き去りにされるという状況がありますので、不登録者に対する援助の仕方、これは個人情報保護法の第23条では、第三者に提供できる項目として災害時、命に及ぶ状況においては個人の了解が非常に困難だという場合は提供してもいいという項目がありますけれども、その辺はこの不登録者に対しての考え方、今のところどのくらいの不登録者がいるのか、そしてそれをどういう形で持っていこうとしているのか、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　先ほども申しあげましたけれども、できるだけ今進めております登録の支援プランの登録者数を民生児童委員の皆さんの御協力で拡大をしていく、趣旨の御理解をいただくということで、進めているところであります。現在、700数十名ということでありますので、確かに御指摘のとおり登録をしていない方も大勢いらっしゃるとも認識されるわけでありますけれども、我々としてはできる限り制度の趣旨というものを十分御理解をいただいて、登録者数の拡大に向けて努力をしていきたいと思っておりますが、先ほども申しましたとおり三条市の取り組みの例なども参考にしながら、もちろんあの新潟県は地震の多い地帯ということもありましょうし、そういう状況も踏まえながら研究をして登録者の拡大に努力していきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　これはぜひやっていただきたいと思います。三条市の方では、不登録者に対しては個人保護法にのっとってやっているということで、審議会の状況、答申それから意見を聞きながらやっていたということで、その辺についても取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

　それから次に、各マニュアルですけれども、先ほど市長の方からは作成に向けるということがありましたけれども、水害土砂、要するに判断・伝達マニュアルということでありますけれども、水害土砂が出てくるんではないかなと思いますが、その辺土砂については平成25年度以降となるんですが、水害については早急にマニュアルができるんではないかなと思っております。市の方のハザードマップを見ますと、状況的なもの、一般的な避難勧告指示というのがあるんですが、具体的にこのような形に最上川と寒河江川の水位が上がった場合にどういう形で判断するのか、あるいは前の日から何ミリの雨が降って当日どのくらいの雨が降って、どういう判断をするのかという基準がはっきりしていないんです。ですから、水害については早急にできるんではないかなと思いますけれども、市長の考え方、その辺お聞きしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　確かに御指摘のとおりの面があろうかと思います。我々としてもひとり寒河江市の問題ではないのではなろうかとは思いますけれども、より広域的な対策あるいはマニュアルというものも必要になろうかと思いますので、その辺は十分研究をしながら、できるだけ早くそういう対応を考えていきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　これはやはり水害についての判断・伝達は早急にできるわけでありますので、早急にマニュアルを策定していただくように強く要望したいと思います。

　それから避難所運営マニュアル、これにつきましては市長の方からも先ほど答弁がありました。このことについては、今の地域防災計画の中では市長が避難所を開設するとうたっているわけであります。ですから、それを今度は市長以外の方が避難所を開設するということになりますと、当然地域防災計画の見直しになるのではないかと思います。が、その辺今後どういう形で地域防災計画の見直しを考えていらっしゃるのか、時期など含めながらお答えいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　先ほどは、市の方で責任を持ってということを御答弁申しあげましたが、議員御指摘のような住民の方々が主体的に避難所の運営をしていくというようなことになった場合は、御指摘のように次回の地域防災計画の中で見直しをしていくという形になって検討していかなければならないと考えております。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　地域防災計画については、当然次の土砂の県の指定もありますので、それも含めながらというお話ではないかなと思いますが、これは避難所については早急に取り組んでいただきたいとありますので、その辺のところをやれるものはやるという方向でお願いしたいと思います。

　それから、救急医療情報キットでありますけれども、先ほどの答弁ですと市の方でそれらしきものを考えてもう配布をするという話がありました。全戸配布ということで、非常に私はいいかなと思いますけれども、前に防災ハンドブックというものが全世帯に配布なりました。防災ハンドマップの中

には自分自身の個人情報がぎしっと書けるものがあの中に書かっています。ところが、ほとんどの世帯から話を聞きますと、防災ハンドマップはどこに行ったかわからないという状況、そしてまた後ろの方の情報が何一つ書かっていないという方が、多くの方がいらっしゃいました。ですから、こういう形で全戸配布をするというのは非常にいいことなんですけれども、どういう形で指導をしてどういう形で冷蔵庫のわきに張らせるのか、その辺が非常に問題が出てくるのではないかなと思っております。

ですから、これはどう、市長がこの辺のところを考えていらっしゃるのか。私は、この命のバトンと言われる緊急医療キットについての方がより効果が上がるのかなと思いますが、その辺市長の方の考えを伺いながら再度御意見を伺いたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長**　今考えておりますのは、こういう形の安心カードという、御案内かと思いますけれども、先ほども答弁申しあげましたけれども、そういった御指摘のような反省も踏まえて一括全市民に配布をするということではなくて、社会福祉協議会の各支会単位に受け入れ態勢と申しましょうか、準備が整った地域ごとにこういうものを配布をして、御説明を申しあげて理解を賜った上で普及を拡大していくということにさせていただいているところであります。我々は、普通の救急医療のみならず災害時にでも対応できるようなものはどうか、カードはどうかということで、冷蔵庫の中をあけて取り出すということは大地震の場合現実的なのかということもありますので、前の方に張ってということで、対応を考えてできるだけ使いやすいものにと考えたところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　那須議員。

○**那須　稔議員**　市が考えている安心カード全戸配布なりますので、その辺は使いやすいような形で、市民の方がきちっと使えるという形での徹底をお願いしたいと思います。

時間になりますけれども、災害者支援システムの導入と防災センターについては、先ほど市長から答弁いただいたわけですけれども、被災者支援システムは防災センターと一緒に考えるということであります。これは大事なところでありますので、防災センターと一緒に取り組めるように強く要望したいと思います。

最後になりますけれども、先ほどからいろいろな提案とか質問をさせていただきました。防災は自助、公助、共助、工事とありますが、その公助の部分と工事の部分が非常に大事な部分で、やはり災害が発生した場合に災害を小さくするという部分では非常に大事な取り組みではないかなと思いますので、早期に取り組んでいただくことをお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○**髙橋勝文議長**　以上で一般質問は全部終了いたしました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　日程第２、議第33号を議題といたします。

議　案　説　明

○**髙橋勝文議長**　日程第３、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　それでは、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は去る２月18日深夜から翌19日未明にかけて発生した白岩陣ケ峰地内市道臥龍橋線の道路路肩崩落の災害復旧費950万円を追加するものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ160億4,311万4,000円とするものであります。また、繰越明許費補正もあわせて行うものであります。

よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

散　　会　　午後２時３７分

○**髙橋勝文議長**　本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成２３年３月８日（火曜日）第１回定例会

○出席議員（１８名）

１番	髙橋勝文	議員	
２番	沖津一博	議員	
３番	石山忠	議員	
４番	辻登代子	議員	
５番	工藤吉雄	議員	
６番	杉沼孝司	議員	
７番	國井輝明	議員	
８番	木村寿太郎	議員	
９番	鴨田俊廣	議員	
１０番	佐藤毅	議員	
１１番	松田孝	議員	
１２番	石川忠義	議員	
１３番	新宮征一	議員	
１４番	伊藤忠男	議員	
１５番	佐藤暘子	議員	
１６番	川越孝男	議員	
１７番	那須稔	議員	
１８番	鈴木賢也	議員	

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邉満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
髙子武	農業委員会会長代理	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
冨澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習スポーツ振興課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第４号　　第１回定例会
平成２３年３月８日（火曜日）　　午前９時３０分開議

再　　開

日程第	１	議第　３号	平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）
〃	２	議第　４号	平成２２年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
〃	３	議第　５号	平成２２年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
〃	４	議第　６号	平成２２年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第２号）
〃	５	議第　７号	平成２２年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
〃	６	議第　８号	平成２２年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）
〃	７	議第　９号	平成２２年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第１号）
〃	８	議第１０号	平成２２年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）
〃	９	議第１１号	平成２３年度寒河江市一般会計予算
〃	１０	議第１２号	平成２３年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
〃	１１	議第１３号	平成２３年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
〃	１２	議第１４号	平成２３年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃	１３	議第１５号	平成２３年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃	１４	議第１６号	平成２３年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃	１５	議第１７号	平成２３年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃	１６	議第１８号	平成２３年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃	１７	議第１９号	平成２３年度寒河江市立病院事業会計予算
〃	１８	議第２０号	平成２３年度寒河江市水道事業会計予算
〃	１９	議第２１号	寒河江市課制条例の一部改正について
〃	２０	議第２２号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
〃	２１	議第２３号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃	２２	議第２４号	一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
〃	２３	議第２５号	寒河江市地域活性化基金条例の一部改正について
〃	２４	議第２６号	寒河江市乳牛導入資金貸付基金条例の廃止について
〃	２５	議第２７号	寒河江市立保育所保育の実施に関する条例の一部改正について
〃	２６	議第２８号	寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
〃	２７	議第２９号	寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
〃	２８	議第３０号	寒河江市中学校給食費徴収条例の制定について
〃	２９	議第３１号	寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
〃	３０	議第３２号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
〃	３１	議第３３号	平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第１０号）
〃	３２	請願第１号	２０１１年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出に関する請願
〃	３３	請願第２号	脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頚部症候群・外傷性髄液漏れ等）の医療に関する意見書の提出に関する請願

〃　３４　陳情第１号　住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情
〃　３５　質疑
〃　３６　予算特別委員会設置
〃　３７　委員会付託
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第４号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○**髙橋勝文議長**　おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第４号によって進めてまいります。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　日程第１、議第３号から日程第34、陳情第１号までの34案件を一括議題といたします。

質　　疑

○**髙橋勝文議長**　日程第35、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。
議第３号に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議第４号に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議第５号に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議第６号に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議第７号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第８号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第９号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○**新宮征一議員**　直接予算の金額等には一切関係ないので、どこで質問したらいいのか迷ったんですけれども、あえて予算書に基づいて質問いたします。というのは、３款民生費第１項第４目障害者福祉費という。

○**髙橋勝文議長**　ページ、何ページでしょうか。

○**新宮征一議員**　80ページです。

障害者福祉費と４目にあるわけですけれども、私の記憶ですと、何年か前に障害者の害という漢字、これを表記する上でいろいろイメージ的によろしくないということで、平仮名にするという経緯があったように記憶しております。また、これは平成22年度版なんですけれども、「寒河江市の福祉と健康」、この中でも計画書の中といいますか、例えば寒河江市障がい者基本計画あるいは第２期障がい福祉計画、こういう計画にたぐいするものでは、がいという字を平仮名で表記しているんですね。同じ行政として統一した方がいいのではないかなという単純な質問なんですけれども、使い分けすることに何か意味があるのかどうか、あるいはそれを統一した場合に何か弊害になるものがあるのかどうか、その辺を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　議員御指摘のように、前にはその話題になったのは承知していますが、御案内のとおり、害につきましては法律に基づくものにつきましては法律で、例えば漢字を使用している場合は漢字をしてございます。また、そうでない場合、なるべく平仮名で表記する分については表記しているということで、議員御指摘のように「福祉と健康」についてもそれらを加味しながら表記しているところでございます。

○**髙橋勝文議長**　議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　議案書８ページですけれども。

○**髙橋勝文議長**　マイクを使ってください。

○**佐藤暘子議員**　８ページです。情報システム専門員と納税相談員と、新設になっていますけれども、仕事の内容ですね、どういうことをするのか教えていただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　総合政策課長。

○**菅野英行総合政策課長**　それでは、私の方から情報システム専門員についてお答えを申しあげます。

業務の内容は、既存のデータベースソフトを使ってのソフトのシステムの構築あるいはパソコンの技術指導、セットアップなどでございます。あとは入力業務であります。

これまでは、業者の方に派遣委託をして、派遣委託業務ですか、しておったわけでございますけれども、派遣をやめまして嘱託で直接雇用するというふうに切りかえるものでございます。

○**髙橋勝文議長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　納税相談員についてお答えいたします。

これまで、滞納者の徴収については納税相談による来庁型自主納付を推進してまいりましたけれども、さらに納税意識の高揚及び収納率の維持向上を図り財源を確保するため、これまでの国保相談員制度を廃止し訪問徴収を必要最小限にとどめ新たに納税相談員を設置し、収納、滞納整理事務体制の強化を図ろうというものでございます。

業務の内容ですけれども、納税に係る相談及び指導助言、それから収納及び納付特例、催告、滞納者管理及び滞納提出者の追跡調査、滞納者の財産調査及び差し押さえ等の滞納整理の補助、その他納税にかかわる業務ということで想定しております。

以上です。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　そうしますとこれまでみたいに、例えば国保の相談員といいますか、そういう方は個別に訪問して直接いろいろ話しながら納税に協力してもらってきたということがあると思うんですけれども、そういうことはしないで庁内において、毎日それは受け付けるということになるわけですか。

○**髙橋勝文議長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　訪問徴収をまるきりなくすわけではなくて、どうしても来れない方についてはこちらの方でお邪魔すると考えております。嘱託職員ですので、週29時間という体制でお願いいたしま

す。

納税相談については職員も当然いたしますので、勤務中はずっと行ってまいります。

以上です。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　そうすると、これまで１カ月に何回ですか、市の職員が窓口を開いて対応していたということがあると思いますけれども、時間内に来れない人とか、そういう方たちの相談とかそういうことをやっていたと思いますけれども、そういうことは引き続きやっていくということでよろしいんでしょうか。

○**髙橋勝文議長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　これまで同様に特別納税相談の月も設けますし、毎週月曜日延長相談日ということで延長していますので、そちらの方で対応してまいりたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　今の情報システム専門員と納税相談員の人事というか、どういう人を雇用するのか、具体的に伺いたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　総合政策課長。

○**菅野英行総合政策課長**　情報システム専門員につきましては、資格要件を設けまして、一つは経済産業省が認定しております情報処理技術者の資格がある方、またキーパンチの実務経験がある、あるいは同等の能力がある方ということで資格要件を定めております。

以上でございます。

○**髙橋勝文議長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　納税相談員につきましては、週４日の嘱託職員ということでございまして、済みません、ちょっとお待ちください。

募集については公募をしてまいりたいと思います。資格については、65歳以下で市税等を完納している方、任期は３月までという予定で実施してまいりたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　松田議員。

○**松田　孝議員**　この納税相談員ですけれども、未納対策なども含めてその対応に当たるのか伺いたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　先ほど申しあげましたように、業務内容は収納及び納付の督励ということでございますので、未納者の方にも当然相談を行ってまいりたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　議第23号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員**　今回の条例の一部改正は、県の東京事務所への職員の派遣に伴って改正が提案されているわけでありますけれども、そこで幾つかお尋ねをしたいと思うんです。

一つは、これまでも、東京事務所は初めてですけれども、県とは相互派遣といいますか、職員、県から市の方に来て市から県の方に行ってということもやられていますし、あるいはまた広域事務組合なり開発公社なりに派遣するという形もやられているわけであります。そういう中で県に対しての派遣ということでありますので、相互派遣というと今１対１というか、こうなっているのかなと思うんですが、どういう趣旨なのかということが一つあります。相互にするということと、東京事務所に出

すことによって、数、市から県に派遣している数と県から市の方に来ている人数的なものをまず教えていただきたいと思います。

それから、期間はどのようになるのか。

それから、給与の支払いの関係でありますけれども、ここでこういうふうに条例改正されているということは、県の東京事務所に派遣された職員に対しては市で給与を支払う。したがってその分は県から逆に市の方へ歳入で入ってくるという形になるのかどうなのか、この辺も教えていただきたいと思います。

そしてもちろん、相互派遣というのはお互い評価をしながら１対１の場合はわかるわけでありますけれども、東京事務所に派遣することにおいて県の方から示唆というのはないのではないかと、単純にまず思っていますので、そうした場合の評価のあり方。これは毎年１人の人を県に派遣をして、その結果どれだけの市に対しての効果があるのかというのはその評価の仕方どのようになされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○髙橋勝文議長　総務課長。

○今野要一総務課長　４点ほど質問ありましたので、順にお答えしたいと思います。

最初に、派遣の考え方でございますけれども、派遣の方法は地方自治法に基づく派遣と派遣法に基づく派遣がありますが、今回は地方自治法に基づく地方自治体同士の派遣という形になります。

人数ですが、昨年県の方との交流で１名県の方に派遣されて１名県の方から市の方に派遣されている方が実績としてございます。今回１名を派遣するということで、現在この事例２件の考え方でございます。

期間ですが、数年という考え方でありますけれども、今回派遣しようとする考え方は県の方の派遣の考え方もあるわけですけれども、２年程度を一応予定としているところであります。

給与に関してでございますが、今回派遣しようとする職員は市と県との併任の身分になります。市の方で派遣して県の方で事例を交付して身分的には仕事をしていただくという形になりまして、給料、期末手当、扶養手当については市が負担し、事業を行うための時間外手当あるいは旅費、行動旅費これについては県が支給することになります。

評価の方法でございますが、今現在やっている相互交流のことに関しては県の方からも自治体の方の通常のことでおいで願っていますし、市の方からも随時派遣先の方にお邪魔して勤務の状況を把握しておりますし、なお本人からも勤務の実態などについての報告をいただいておりますので、そのような方向で今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○髙橋勝文議長　川越議員。

○川越孝男議員　職員の身分が県と市との併任という形で給与等の支払いも双方から、市からと県から出るということのようですけれども、身分が併任といっても県の東京事務所ですので、仕事的には県の仕事、市の仕事というのはどの程度やるのかも教えていただきたいと思いますけれども、給与などの基本的なことは市から出されるというので、市からは支払いなっていますけれども、その部分が県から市の歳入の方に入ってくるということであれば、県の東京事務所で仕事するわけだからわかるんだけれども、併任という形も、これまでの説明ですと県の東京事務所の職員だと。しかし寒河江市の職員が派遣で行っているわけだから、さまざま寒河江にかかわる部分についても仕事ができるんでな

いかという意味での説明を受けておったわけですから、したがって私は身分的には県の職員になっているのかなという思いをしたんです。そこら辺の関係が非常にあいまいになっていくのではないかなという心配が一つありますね。だめだとかなんかでなくて、心配があります。したがって、その辺についても、既に寒河江市だけでなくてよその市からも県の方にこういう形で派遣されているんだとすれば、そこら辺の状況なども十分調査をしていただいて問題ないようにしていただきたいなというのが一つです。このことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、評価の関係ですけれども、仕事の状況という評価について今総務課長から答弁あったようですけれども、私はそういうことの評価でなくて、派遣するという、職員派遣をした結果、寒河江市にとってどういうメリットがあるのかという。もちろん財政事情が厳しい中で職員の確保というのも大変厳しい中で１人の職員を県に出すと。あるいは相互の、交換の場合にはわかります。そうでなくてこれは東京事務所に１人を出すとした場合の評価、これはきちっとしていく必要があるのではないかと思ったのでお尋ねをしたんですが、さっきの答弁がちょっと違う意味での答弁だったように思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それからやはり、こうした場合に２年程度ということのようですけれども、単身赴任になるのか。もちろん独身の職員の場合あるいは妻帯者の場合、いろいろあろうと思いますけれども、やはり東京と離れているとなれば心身とも健全で仕事をできる状態を維持をしていくということは今日的には重要な部分だと思いますので、その辺の考え方、配慮といいますか、どうなっているのかもお聞かせをいただきたいし、同時に職員を派遣するわけでありますから当該する職員労働組合との関係がどうなっているのか。これは十分なコンセンサスを得た上で、同意を得た上で実施していただきたいと思っていますけれども、この辺の状況と考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○髙橋勝文議長　総務課長。

○今野要一総務課長　お答えします。

一つ目は、身分の関係だと思いますけれども、市から派遣する方法には今やっている方法としては後期高齢者の派遣あるいは県庁の方への派遣、これは地方自治法に基づく派遣でございますので、これに基づいた場合は派遣を受けた地方公共団体職員の身分をあわせて有するという地方自治法上で明確にうたっていますので、何ら問題ないと考えております。

地方自治法でなくて、派遣法に基づいている、例えば保育士、にしね保育所の保育士だったりあるいは開発公社というものについてはまた派遣法でございますので、それは市の身分は派遣という形の別の法律での規定になるところでございます。

評価とメリットでございますが、基本的には職員を派遣することによっていろいろな情報の提供、今回の場合ですと企業誘致の方に部署に派遣をするわけですけれども、市が誘致する際のいろいろな情報提供をしていただくと、あわせ持って職員の今後の研修というものも組み合わせていけば大きなメリットが出てくるのではないか、あるいは帰ってきた段階でその職員の意識高揚、こういったものも図れるのではないかと考えているところでございます。

赴任する場合の考え方ですが、県庁の場合ですと自宅からの勤務可能ということで、ある程度市の職員と同じようなレベルでの考え方がありますが、今回は東京という赴任地になりますので、当然本人の意識の問題もありますが、家庭の環境が一番大切だと考えておりますので、家庭状況を十分考慮して２年間赴任されても支障のない方を派遣していきたい、その辺は十分考慮した上で人選を今進め

ているところでございます。

なお、組合についても構想ができた段階で話をしておりますので、協議した上での派遣となると思います。

以上でございます。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　地方自治法に基づいての派遣なら、法律的に問題ないというのは、それは十分わかります。そうしますと、併任で寒河江市の職員でもあり、県の職員でもある。そして基本的なお金は寒河江市で出すということからすれば、県の東京事務所というよりも先ほどありましたように特に企業誘致などに関して仕事、東京事務所にいながら発揮できるんだということであるならば、そういうことを主に寒河江市から派遣された東京事務所の職員は寒河江市の仕事の部分を、そういう部分主にやってもらおうとすべきだと思うんです。東京事務所の職員だ、たまたま寒河江とかかわることもやれるんだということでなくてと思うわけでありますけれども、その辺などは県との話の中できちっと求めていけるものであろうなと私は考えるわけでありますけれども、その辺のことについての考え方あれば教えていただきたいし、ぜひ今後具体的な任務のあり方については、私が今申しあげたようなことも県へも言っていただきながら市の職員として十分仕事できるようにお互い市と県でも対応していただきたいと思います。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　総務課長。

○**今野要一総務課長**　現在、東京事務所の方には県の職員と今回寒河江市が派遣するような考え方で両方いるわけですけれども、合わせて25名ほど県東京事務所にはいらっしゃるようです。そのうち市から派遣されている併任で仕事している５名いらっしゃいます。今回の東京事務所の派遣については県の方からの要請ということではなくて、寒河江市からぜひ東京事務所の方に派遣して企業誘致活動に寒河江市の方の情報提供などもあわせて、職員研修もあわせてお願いしたということで市の方からお願いをして今回派遣するものでございます。お願いしている課としましては、いろいろ課があるんですが、企業振興課、企業誘致を主に、県の方の企業誘致もあわせて市町村の企業誘致も同時にやっている課でありますが、そこの方の配属としてぜひお願いしたいと要請しております。まだ正式に回答をいただいておりませんが、そこで配属をお願いしたいと要望している段階でございます。そこで県の職員と派遣されている方、よそにいるかどうかまだわかりませんが、一体となって企業誘致活動を進めながら市への情報提供そして県の方の仕事の手伝い、手伝いというか県の方の身分という形にも併任になりますので、そういった仕事の中から市の方の情報提供なりあるいは企業訪問をする際の足がかりをつかんでいただくという一つのステップとして考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○**川越孝男議員**　この基金の利用現状と関係団体との協議状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　農林課長。

○**尾形清一農林課長(併)農業委員会事務局長**　お答えいたします。

この基金につきましては、昭和47年に基金を創設したわけでありますけれども、当時酪農家数が297戸でありましたけれども、現在酪農家数は９戸となっております。過去８年間で１件49万円利用された実績がありましたけれども、酪農家の団体、それからこの基金を融資しております農協と協議した結果、現在はほとんど現金で取引やっているということで、今後は基金の利用は見込めないということで了解を得まして今回基金廃止の条例を上程いたしました。

○**髙橋勝文議長**　議第27号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　今回の条例は、中学の開始に伴って、違うの、27号、失礼しました。

○**髙橋勝文議長**　議第28号ですけれども。

○**佐藤暘子議員**　済みません、間違いました。

○**髙橋勝文議長**　当該員です。

議第29号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第30号に対する質疑はありませんか。川越議員。川越議員ですけれども、当該所属議員だということをわきまえてください。

○**川越孝男議員**　わかります。

もちろんこの条例制定には賛成であります。ところが、中学校の給食費徴収の条例をつくるんですけれども、小学校についてこういう徴収するという考え方、中学校の今回条例つくることには賛成、小学校についてどのように教育委員会が考えているのか。もし、小学校も同様という考えであるならば今回小中学校という条例の提案の方法もあっただろうし、小学校の給食費徴収の関係の別建てのという考え方もあったと思うわけでありますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいということが一つ。

もう一つは、第３条、第４条に関する規則、これも示していただきたいと思います。後でこの条例を審査する上で必要でありますので、出していただきたい。この二つ。

○**髙橋勝文議長**　資料要求でしょうか。

川越議員に申しあげます。本会議での資料要求は動議により行っていただくようになっておりますが、動議として要求いたしますか。

○**川越孝男議員**　委員会で求めてもいいですけれども、そのときポイントだというと、準備するにも都合があるのかなと思ったので、ここで求めたわけであります。

あとまず質問を。

○**髙橋勝文議長**　議事進行いたします。阿部室長。

○**阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長**　小学校との関係ということでございますけれども、会計処理の方式につきましては前回の議会でもお話しになったわけでございますけれども、大きく分けて私会計と公会計というのがある。

○**髙橋勝文議長**　阿部室長。もう少しマイクをつけてお願いします。

○**阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長**　私会計と公会計と二つの方法があるということで、御案内のとおり小学校については私会計ということでそれぞれの学校で会計処理を行っているということでございます。そのような関係で、保護者からの集金等につきましては学校が直接行っているということで、市の歳入歳出の予算等にはある意味かかわりないということで、学校給食会計はそれぞれの学校で運用されているということでございます。

今回、中学校給食につきましては御案内のとおり給食センター方式ということで一括して１カ所の給食センターで調理をしてその食材等につきましても一括して購入をして会計処理をするということから、公会計方式、歳入歳出一般会計の中で処理をするということでございます。そのようなことから、このたび給食費の徴収条例というものを整備いたしまして保護者の皆様から負担いただくということを明確にして運営していこうというものでございます。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。所属する委員会でありますので、政策的な部分に限って質問をお願いいたします。

○**川越孝男議員**　したがって、今答弁されたように、中学校給食の給食費については市で公会計できちっとするということは学校現場の多忙解消にもなるわけであります。したがって、同じ市の学校、小学校、中学校の違いあります。センター化と自校調理という自校でのこれはもちろん直と民間委託の調理業務ありますけれども、同じ市の学校給食費の徴収のあり方としては中学校で今回導入する公会計方式、これは非常にいいんだと思うんです。したがって、同じ市の学校でありながら小学校は今のままということでなくて、そういうふうにすべきだと思いますけれども、こういうことについての教育長の見解をお聞かせいただきたい。そういう方向にしていくべきだとこれまでも何回も意見は申しあげてきたわけでございますけれども、今現在できないあるいは将来もしない、将来はそうしていくということがあろうと思いますし、これはまさに政策的な課題だと思いますので、教育委員長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　渡邉教育委員長。

○**渡邉滿夫教育委員長**　阿部室長も答弁したわけですけれども、今回の条例化に当たりましては当然ながらただいまの議員御質問のような趣旨については十分検討したつもりであります。

そこでまず小学校につきましては、議員おっしゃられるように自校調理であるということで、各学校で相当の、当然の苦労をしながらですけれども工夫し定着しているという一つの事実上の重みがございます。それから、中学校につきましてはセンター方式で一括のやり方をやるということから、公会計しかむしろあり得ないといいますか、私会計ではちょっと困難だというような背景がございました。

議員おっしゃられるように、同じ市内の中学校と小学校ですから、本来は私自身同一方式が望ましいかと思います。ただ、中学校についてはおくれて今回新たに始めるものですから、まずはこの方式で中学校で実施させていただいて、小学校につきましては定着しているという重みも十分感じながら、動向を見ながら今後において検討させていただきたいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　川越議員。

○**川越孝男議員**　今後検討ということでありますけれども、小学校は定着しているというのはそういうふうに教育委員会の方で私会計でそれぞれ学校で、保護者で徴収してもらうという方式をとってきたからだと思います。ただ、今教育現場は非常にそのことで大変ですし、給食費の未納・滞納という状

況も発生もしていますし、これが拡大するのではないかという心配もあります。したがって、中学校同様になるように教育委員会としてはぜひ検討していただきたい。そういう方向に小学校の現場の声を聞いていただきながら先生方の多忙解消という問題あるいは滞納・未納という状況をも十分とらえていただきながら、中学校と同様の方向になるように検討していただきたいということを申しあげておきます。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　この納付の方法なんですけれども、銀行口座の振りかえとかそれからコンビニ等での振り込みとか、そういうものもあると思いますけれども、どのような方法でされるのか伺いたいと思います。

○**髙橋勝文議長**　阿部室長。

○**阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長**　納付の方法でございますけれども、これにつきましては口座振替の方法を原則として考えております。どうしても口座が設けられないですとか特別な事情がある場合は、御相談いただきながら対応したいと考えております。

○**髙橋勝文議長**　佐藤議員。

○**佐藤暘子議員**　未納が当然出てくると思うんですけれども、今問題になっていますのは子ども手当の中から給食費を差し引くということをとっているところがあるようですけれども、そういうことについては寒河江市の教育委員会はどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○**髙橋勝文議長**　阿部室長。

○**阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長**　御案内のとおり、平成23年度の子ども手当法につきましては今国の方で審議がされているところでございますけれども、昨年12月の５大臣の協議によりまして子ども手当から給食費を天引きできるようにするという方針が示されたわけですけれども、まだ今法律が審議中だということで動向がわからない状況でありますので、当面は子ども手当にかかわらず口座振替ということで徴収できるように準備をさせていただいているということでございます。

○**髙橋勝文議長**　議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第１号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第２号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**髙橋勝文議長**　日程第36、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第３号、議第11号から議第20号まで及び議第33号の12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第３号、議第11号から議第20号まで及び議第33号の12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委　員　会　付　託

○**髙橋勝文議長**　日程第37、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委　員　会	付　託　案　件
総務常任委員会	議第２１号、議第２２号、議第２３号、議第２４号、議第２５号、議第３２号、陳情第１号
厚生経済常任委員会	議第５号、議第６号、議第７号、議第８号、議第９号、議第１０号、議第２６号、議第２７号、議第２８号、議第２９号、議第３１号、請願第２号
建設文教常任委員会	議第４号、議第３０号、請願第１号
予算特別委員会	議第３号、議第１１号、議第１２号、議第１３号、議第１４号、議第１５号、議第１６号、議第１７号、議第１８号、議第１９号、議第２０号、議第３３号

散　　会　　午前１０時１４分

○**髙橋勝文議長**　本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成２３年３月１７日（木曜日）第１回定例会

○出席議員（１８名）

１番	髙	橋	勝	文	議員	２番	沖	津	一	博	議員
３番	石	山		忠	議員	４番	辻		登	代子	議員
５番	工	藤	吉	雄	議員	６番	杉	沼	孝	司	議員
７番	國	井	輝	明	議員	８番	木	村	寿	太郎	議員
９番	鴨	田	俊	廣	議員	１０番	佐	藤		毅	議員
１１番	松	田		孝	議員	１２番	石	川	忠	義	議員
１３番	新	宮	征	一	議員	１４番	伊	藤	忠	男	議員
１５番	佐	藤	暘	子	議員	１６番	川	越	孝	男	議員
１７番	那	須		稔	議員	１８番	鈴	木	賢	也	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	渡邉満夫	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会委員長	髙子武	農業委員会会長代理
菅野英行	総合政策課長	月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長
宮川徹	総合政策課企業立地推進室長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設管理課長	冨澤三弥	建設管理課都市整備室長
軽部修一	建設管理課緑化推進室長	山田敏彦	下水道課長
尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長	工藤恒雄	商工観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
鈴木一徳	学校教育課長	阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長
白林和夫	学校教育課指導推進室長	清野健	生涯学習スポーツ振興課長
片桐久志	監査委員	奥山健一	監査委員事務局長

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第５号　　第１回定例会

平成２３年３月１７日（木曜日）　　午前１０時３０分開議

再　　会

（予算特別委員会付託関係）

日程第　１　議第　３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）
〃　　２　議第１１号　平成２３年度寒河江市一般会計予算
〃　　３　議第１２号　平成２３年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
〃　　４　議第１３号　平成２３年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
〃　　５　議第１４号　平成２３年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　　６　議第１５号　平成２３年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　　７　議第１６号　平成２３年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　　８　議第１７号　平成２３年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　　９　議第１８号　平成２３年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　１０　議第１９号　平成２３年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１１　議第２０号　平成２３年度寒河江市水道事業会計予算
〃　１２　議第３３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第１０号）
〃　１３　予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　１４　質疑、討論、採決

（総務常任委員会付託関係）

日程第１５　議第２１号　寒河江市課制条例の一部改正について
〃　１６　議第２２号　寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
〃　１７　議第２３号　寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃　１８　議第２４号　一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
〃　１９　議第２５号　寒河江市地域活性化基金条例の一部改正について
〃　２０　議第３２号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
〃　２１　陳情第１号　住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情
〃　２２　総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　２３　質疑、討論、採決

（厚生経済常任委員会付託関係）

日程第２４　議第　５号　平成２２年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
〃　２５　議第　６号　平成２２年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第２号）
〃　２６　議第　７号　平成２２年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
〃　２７　議第　８号　平成２２年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）
〃　２８　議第　９号　平成２２年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第１号）

〃　２９　議第１０号　平成２２年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）
〃　３０　議第２６号　寒河江市乳牛導入資金貸付基金条例の廃止について
〃　３１　議第２７号　寒河江市立保育所保育の実施に関する条例の一部改正について
〃　３２　議第２８号　寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
〃　３３　議第２９号　寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
〃　３４　議第３１号　寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
〃　３５　請願第２号　脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頚部症候群・外傷性髄液漏れ等）の医療に関する意見書の提出に関する請願
〃　３６　厚生経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　３７　質疑、討論、採決

（建設文教常任委員会付託関係）
日程第３８　議第　４号　平成２２年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
〃　３９　議第３０号　寒河江市中学校給食費徴収条例の制定について
〃　４０　請願第１号　２０１１年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出に関する請願
〃　４１　建設文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　４２　質疑、討論、採決

日程第４３　議会案第１号　寒河江市議会委員会条例の一部改正について
〃　４４　議会案第２号　２０１１年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出について
〃　４５　議会案第３号　脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について
〃　４６　議会案第４号　脳脊髄液減少症の診断及び治療が可能な医療機関の公開に関する意見書の提出について
〃　４７　議案説明
〃　４８　質疑、討論、採決
閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第５号に同じ

議事日程第５号（その２）
日程第４７　議会案第５号　住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について

〃　４８　議案説明
〃　４９　質疑、討論、採決
　　閉　　会

再　　開　　午前１０時３０分

○**髙橋勝文議長**　御苦労さまです。
　ただいまから、本会議を再開いたします。
　ここで３月11日に発生した東日本大震災で被災され、とうとい命を失われました犠牲者の皆様に対し黙禱をささげたいと思います。
○**柏倉隆夫事務局長**　それでは御起立をお願いいたします。
　黙禱始め。
　黙禱を終わります。御着席ください。
○**髙橋勝文議長**　本日の欠席通告議員はありません。
　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
　ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。
　　〔伊藤忠男議会運営委員長　登壇〕
○**伊藤忠男議会運営委員長**　おはようございます。
　本日の会議運営につきましては、昨日議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。
　本日追加されます議案は、議会案４件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第43、議会案第１号から日程第46、議会案第４号までの４案件を一括上程し、日程第47の議案説明は省略することをお諮りし、日程第48で質疑、討論、採決と進め閉会することといたしました。
　以上よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。
○**髙橋勝文議長**　お諮りいたします。
　本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。
　本日の会議は、議事日程第５号によって進めてまいります。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　日程第１、議第３号から日程第12、議第33号までの12案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第13、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須　稔予算特別委員長　登壇〕

○**那須　稔予算特別委員長**　予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第３号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算、議第12号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第13号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第14号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第15号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成23年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第17号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第19号平成23年度寒河江市立病院事業会計予算、議第20号平成23年度寒河江市水道事業会計予算、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）であります。

３月８日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

最初に、議第３号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号、議第33号の７案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

次に、議第11号、議第14号、議第15号、議第16号、議第19号の５案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○**髙橋勝文議長**　日程第14、これより、質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。川越孝男議員。

〔１６番　川越孝男議員　登壇〕

○**川越孝男議員**　討論に先立ち、11日に発生した東日本大震災は発生から７日目を迎え、16日20時現在の死者・行方不明者数は１万2,449人と報じられていますが、被災の全容がはっきりつかめないというかつて我が国で経験したことのない大地震、大津波の天災、そして人間がつくり出した原発事故による被害から大惨事となっています。

犠牲になられた方々や被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申しあげますとともに、１人でも多

くの皆さんの救助に向けた救援活動が展開されることを願うものであります。また、市民生活にも直接影響が出ており、市当局も対策本部を立ち上げ対応されておりますことに敬意を表するものであります。これらの救援、復興には相当の期間が要するものと思われます。国民が一体となってこの難局に対処しなければならないと考えているものであります。

ただいま、議題となっております議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算案に対し、反対の立場から討論をいたします。私が、議第11号に賛成できない理由を申しあげながら、市民の皆さんの御理解を賜りたいと思うのであります。

提案されている予算案には、中学校完全給食の実施や子供の医療費無料化制度を小学３年生まで拡大すること。また入院費も中学３年生まで拡大することや認可保育所の開設など、評価できるものがたくさんあるわけであります。しかし、厳しい財政事情の中で事業選択をする予算であり、議会の予算審議に当たっては市民の理解が得られるように最善を尽くすべきだと考えているのであります。

ところが、残念ながら予算分科会で十分な審査ができなかったのであります。昨年９月、私が所属する建設文教常任委員会は、カヌー場について市民の関心が高いことから、石川県小松市木場潟につくられているカヌーコースを視察してまいりました。その結果、今寒河江市が進めている全国規模の大会を誘致する公認コースの整備は無理であること、今さら埋め戻しは実現性がなく、多目的水面広場の利活用を検討すべきであろうというのが大方の判断であったと思うのであります。

ところが、今回提案されている予算では、これまでの８款建設費から第10款教育費に変更されています。分科会審議で公認コースをつくらず変更した場合、国の補助金の取り消しや補助金の返還が生じるのかという基本的な質問に対し当局は答えず、議会側からも質問が抑えられ審議が深まらず、多数で原案を了とすることになりました。ところが、分科会審議が終わった後の３月10日夜に、当局より公認のカヌーコース整備をしなくとも補助金の返還などはない旨の電話連絡がありました。

これでは、議員として、私だけでなく全議員として市民の信託にこたえる審議ができないばかりか、常任委員会で実施した視察の成果を生かせることにはならないと思うのであります。

私は、いつだれが使うかわからないカヌー場公認コースの整備より、市民生活や地域経済に密接にかかわる住宅建築推進事業や教育・福祉への配慮が必要だと思うのであります。したがって、私はこういう実態、問題点を市民の皆さんや同僚議員の皆さんに、そして市当局にも御理解をいただきたいと思うのであります。

予算は原案どおり可決することでしょう。しかし私は、厳しい財政状況の中で予算執行に当たっては市民の十分なコンセンサスを得ることが重要であり、かつそうするべきだと思います。それらができないむだな事業は執行せず、見直しもすべきであろうと思うのであります。このことを申しあげ、市長の英断と同僚議員の皆様並びに市民の皆さんの御理解を重ねてお願い申しあげ、反対討論といたします。

○髙橋勝文議長　静粛にお願いします。鈴木賢也議員。

〔１８番　鈴木賢也議員　登壇〕

○鈴木賢也議員　おはようございます。

平成23年３月11日午後２時46分、国内観測史上最大、世界最大級のマグニチュード9.0を記録した三陸沖を震源とする東日本大震災は、予想をはるかに超えた大津波により全容はまだ明らかでないものの未曽有の被害規模に拡大しております。

被災されました多くの皆様に哀悼の誠をささげますとともに、心からお見舞い申しあげ、さらに一日も早い復興を願うものであります。

さて、私は新政クラブの代表として平成23年度寒河江市一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

佐藤洋樹市長は、就任以来今日まで中学校給食の実施に向けた取り組みや住宅建設推進事業、トップセールスなど着実な行政の推進により、潤いと活気あふれる元気な寒河江を着実に実施してこられました。そして、新たに制定した将来都市像、「夢集い　人・緑輝く　さくらんぼの都市（まち）　寒河江」を目指すために、新たに見直し策定した新第５次寒河江市振興計画の目標の具現化のため、重点プロジェクト事業とした諸施策の推進、地域雇用の創出、少子化対策や子育て支援の充実、そして財政健全化を重点テーマに、御案内のように厳しい状況下でありますが、積極的な予算を編成されたと評価しております。

さて、最上川寒河江緑地については、山形県の母なる川最上川の豊かな自然を生かし、市民の憩いと健全な心身をはぐくむ人に優しい河川空間づくりや地域のスポーツレクリエーション活動の振興の場所とするために、多目的水面広場や芝生広場、多目的広場、園路等を整備するとして、平成14年度から24年度までを事業期間として８億7,500万円の事業により約19.7ヘクタールの整備を進めてまいりました。

この事業は、平成24年度まで都市計画公園事業として整備されますが、８款整備された施設等の利活用を進めるため、新たに社会資本整備総合交付金・効果促進事業が実施されることに伴い、カヌー競技設備や野球場バックネット、サッカーゴールなどの社会体育施設・備品が、市の単独事業から補助率50％の国庫補助事業として整備が可能となった10款と伺っております。グラウンドや芝生広場、多目的水面広場を備えた複合的な公園として運動会やサッカー、野球、ソフトボールなどの練習や大会、公認競技大会、レクリエーションカヌーの大会の開催のほか、古式泳法の鍛錬場、水上オートバイの講習・免許取得会場等のほか、古式流鏑馬の競技公開馬場としての利用要望等も寄せられるなど多目的な活用についても市民の期待は大きいものと思います。

このほか、国際大会などで活躍した現役のカヌー選手からは「コースの幅や長さのほか、全体がコンクリート壁で囲われておらず、石積みのために波が立たずレースがやりやすいと思う。また、高台の堤防から一望でき１人のコーチでも指導できる条件にあり、さらに周囲に自転車道やランニングコースを配置することによりトレーニングに使用ができるし、公園全体の活用と温泉や交通、それに飲食店などの条件が整っており、大学生や全日本の合宿の招請も可能であり、総合的に自慢できるコースになると思います」など心強い感想も聞いております。

施設の整備から活用へ移る時期を迎えたことから、施設の運営管理について市民を主体とした最適な方策を確立されますことを願い、本会議をもって退く私の議員として市長を初めに執行部の皆様、市民各位の御健勝と御活躍、さらに寒河江市のさらなる御発展を御祈念申しあげ、賛成討論といたします。

○**髙橋勝文議長**　以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長報告中、御異議のありました５案件を除く議第３号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号及び議第33号の７案件を一括して採決いたします。

ただいまの７案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

７案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第３号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号及び議第33号の７案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって議第19号は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　次に、日程第15、議第21号から日程第21、陳情第１号までの７案件を一括議題といたします。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第22、総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤　毅総務常任委員長　登壇〕

○**佐藤　毅総務常任委員長**　総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、３月10日委員全員出席し開会されました。

付託されました案件は、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第32号、陳情第１号の７案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第21号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市史編さん専門員の報酬月額がかなり減額されるが、勤務内容に変更はあるのか」との問いがあり、当局より「以前は常勤職員と同じ勤務時間の専門員を配置していましたが、現在は非常勤嘱託職員として通常の嘱託職員と同じ勤務体制ということから、報酬は月額13万3,000円となっており、現行に合わせて改正しようとするものです」との答弁がありました。議第22号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「県の東京事務所に派遣されると仕事は県の企業誘致の業務だけやるのか。また、今回の派遣期間が２年というが、その後についてはどう考えているのか」との問いがあり、当局より「本市が要望している配置先は企業振興課で県の企業誘致が主になるかと思いますが、市町村も一体的に企業誘致をしており、本市の企業誘致への情報提供あるいは本市が東京で行う企業誘致の際には一体となって従事していただくと考えています。また、２年後に継続するかは今後の検討事項と考えています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み質疑を再開しましたが、議第23号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市地域活性化基金条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「住民生活に光をそそぐ交付金の使途について」の問いがあり、当局より「ドメスティッ

クバイオレンス対策、自殺対策、消費生活対策など、これまで余り光を当てられなかった施策に対する目的で交付される交付金です」との答弁がありました。議第25号については、ほかに質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「辺地度点数の考え方について」の問いがあり、当局より「学校や停留所、医療施設までどのくらい離れているとか、水道施設などの社会資本があるかなどについて計算式に当てはめて辺地度点数を出し、その点数が100点以上になると該当するものです」との答弁がありました。議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第１号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後審査に入りましたが、意見などはなく討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○髙橋勝文議長　日程第23、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

御異議のありました陳情第１号を除く、議第21号から議第25号まで及び議第32号の６案件を一括して採決いたします。ただいまの６案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

６案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第21号から議第25号まで及び議第32号の６案件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第１号を起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって陳情第１号は不採択とすることに決しました。

日程第24、議第５号から日程第35……。

失礼しました。

起立多数であります。

よって、陳情第１号は採択とすることに決しました。

暫時休憩といたします。

休　憩　午前１１時０９分

再　開　午前１１時５０分

○**髙橋勝文議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長報告

○**髙橋勝文議長**　ここで、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長　登壇〕

○**伊藤忠男議会運営委員長**　御苦労さまです。

追加議案について御報告申しあげます。

ただいま、議会案第５号が提出されましたので、日程第47で追加上程し、日程第48で議案説明、日程第49で質疑、討論、採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○**髙橋勝文議長**　この際、暫時休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休　憩　午前１１時５２分

再　開　午後　１時００分

○**髙橋勝文議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　日程第24、議第５号から日程第35、請願第２号までの12案件を一括議題といたします。

厚生経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**髙橋勝文議長**　日程第36、厚生経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山　忠厚生経済常任委員長　登壇〕

○**石山　忠厚生経済常任委員長**　厚生経済常任委員会の審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、３月８日委員全員出席し開会いたしました。

付託のありました案件は、議第５号、議第６号、議第７号、議第８号、議第９号、議第10号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第31号、請願第２号の12案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第５号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「医療費の動向や高額医療費の増加をどう見ているのか」との問いがあり、当局より「医療費は伸びる傾向にあり、がんや精神疾患の増加、さらに診療報酬の改定で手術の経費がふえています」との答弁がありました。ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第５号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第６号平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第２号）、議第７号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、議第８号平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）、議第９号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第１号）を順次議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、議第６号、議第７号、議第８号、議第９号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「入院収益が見込みより大きく減額になっている理由は何か」との問いがあり、当局より「改革プランは医師11名で計画されているが、医師は10名でありさらに10月から９名で対応したため数字目標に達しなかったものです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第10号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市乳牛導入資金貸付基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市立保育所保育の実施に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「民間保育所の保育内容や方針に、市はどの程度まで監督指導できるのか」との問いがあり、当局より「民間保育所の保育内容等について、市の保育指針に基づいて実施していくことになります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について、議第29号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について、議第31号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部改正についてを順次議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、議第28号、議第29号、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第２号脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頚部症候群・外傷性髄液漏れ等）の医療に関する意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

委員より「この請願は、患者からすると一日も早く国に保険適用をお願いしたいという趣旨なので任意妥当である」との意見がありました。ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、採決の結果、

請願第２号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

訂正します。議第２号の部分ですが、再度報告し直します。

次に、議第28号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について、議第29号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部変更についてに訂正……、済みません、議第31号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、先ほど改正と申しましたが変更に直させていただきます。

ということで、進めさせていただきます。

請願第２号ですが、委員よりこの請願は云々ということは先ほど申しあげたとおりです。ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、採決の結果、請願第２号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第２号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、御報告するほどの意見等もなく、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○髙橋勝文議長　日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第５号から議第10号まで、議第26号から議第29号まで、議第31号及び請願第２号の12案件を一括して採決いたします。ただいまの12案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

12案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第５号から議第10号まで、議第26号から議第29号まで及び議第31号の11案件は原案のとおり可決とし、請願第２号は採択とすることに決しました。

議　案　上　程

○髙橋勝文議長　日程第38、議第４号から日程第40、請願第１号までの３案件を一括議題といたします。

建設文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

t

○髙橋勝文議長　日程第41、建設文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

〔松田　孝建設文教常任委員長　登壇〕

○**松田　孝建設文教常任委員長**　建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、３月９日委員全員出席し開会いたしました。

付託のありました案件は、議第４号、議第30号、請願第１号の３案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第４号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市中学校給食費徴収条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「中学校給食費徴収条例の第３条給食費などの額と第４条納付の期日の想定は」との問いがあり、当局より「１食当たり295円で給食に必要な食材の実費相当を徴収の対象としようとするものです。また、納付の期日は毎月５日を想定し５月から２月まで10回で徴収させていただきます」との答弁がありました。

委員より「規則で定める内容は」との問いがあり、当局より「減免や徴収の猶予の手続、転入転出の場合、けがなどの長期入院になった場合の取り扱い、インフルエンザ等での学校・学級閉鎖などの集団的に給食を食べられなくなった場合の取り扱いです。これらの対応については小学校給食と同様な考えです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第１号2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第１号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○**髙橋勝文議長**　日程第42、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第４号、議第30号及び請願第１号の３案件を一括して採決いたします。

ただいまの３案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

３案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第４号及び議第30号は原案のとおり可決とし、請願第１号は採択とすることに決しました。

議　案　上　程

○**髙橋勝文議長**　次に、日程第43、議会案第１号から日程第47、議会案第５号までの５案件を一括議題といたします

議　案　説　明

○**髙橋勝文議長**　日程第48、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第１号から議会案第５号までの５案件については、会議規則第37条第３項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○**髙橋勝文議長**　日程第49、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第１号から議会案第５号までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

初めに、議会案第１号から議会案第４号までの４案件を一括して採決いたします。

４案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第１号から議会案第４号までは原案のとおり可決されました。

次に、議会案第５号について起立により採決いたします。

議会案第５号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

起立多数であります。

よって、議会案第５号は原案のとおり可決されました。

発 言 の 申 し 出

○**髙橋勝文議長**　この際、伊藤忠男議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、松田　孝議員、佐藤　毅議員から発言の申し出がありますので、これを許します。伊藤忠男議員。

〔１４番　伊藤忠男議員　登壇〕

○**伊藤忠男議員**　発言をお願いしたところ認めていただきましてありがとうございます。

４期16年間、議員の皆様、そしてまた執行部の皆様に大変お世話になりましてまことにありがとうございました。今回をもちまして、議員を立候補しないことに決めておりますので、長い間本当にありがとうございました。

議員の皆様、そして執行部の皆様、市民のために蘊奥を極めて市政発展に御尽力賜りますように心からお願い申しあげましてお礼の言葉とさせていただきます。

いろいろ長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○**髙橋勝文議長**　石川忠義議員。

〔１２番　石川忠義議員　登壇〕

○**石川忠義議員**　貴重な時間を与えていただきましてありがとうございます。

私は、平成11年統一地方選挙後12年間議員として皆さんと一緒に働かせてもらったこの意義は、本当に人生にとって非常にいい経験になったなと思っております。これからは一市民に返っていろいろな面で御協力を惜しまないで寒河江市のためにも頑張りたいと思います。

また、議員の皆様、市長初め五役の皆さん、幹部の皆様には本当に並々ならぬお世話をいただきました。今後とも、寒河江市民の幸せ、議会の発展、市政の発展をお祈りしまして退任のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○**髙橋勝文議長**　鈴木賢也議員。

〔１８番　鈴木賢也議員　登壇〕

○**鈴木賢也議員**　議員各位並びに市長及び執行部の皆様に、退任につき御礼のあいさつをさせていただきます。

高校を卒業し花卉栽培の農業に励みながら農業青年として活動しておりましたが、諸事情があり花屋を経営することになり無我夢中で商売に邁進してきました。51歳のとき、突然柴橋区より議員選挙に推薦されましたが、４年間考えて、12年前に市政行政議員の活動など何もわからず区から応援され、また人格者として尊敬しております議長をなされた佐藤住職様の後がまとして議員になりました。同期７人、事務局長の安孫子勝一様、多くの担当課長からいろいろと教えていただき、育てていただきました。２期、３期と議員の皆様、事務局職員の方々から親身の面倒を見ていただき、充実した議員生活を送ることができ、まことにありがとうございました。

人生50年と言っておりましたが、今は20年区切りの人生と思っております。初めの20年は勉学に励み、20年は子育てと人格形成に、20年は人々とかかわり幸せのために働き、最後は人生として充実を望みながら風となっていく、そのような人生を過ごさせていただいたのも皆様のおかげのたまものであります。

議員として一夜の出会いで、この方なら市民の幸せを託せるとの思いが実現し、子供からお年寄りまで市民の目線で明るく元気で安心して暮らせる寒河江市を執行されている市長が誕生したことが一番の幸せであります。

最後に、議員各位並びに市長初め執行部の皆様、市民各位の御健勝と御活躍、寒河江市のさらなる御発展を御祈念申しあげ退任と御礼のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○**髙橋勝文議長**　松田　孝議員。

〔１１番　松田　孝議員　登壇〕

○**松田　孝議員**　私も今期限りで議員を勇退することになりました。大変、皆さんも御存じだと思いますけれども、体調が余り整わない状況の中で議員生活を送ることが困難になってきたものであります。道半ばで大変残念でありますけれども、まず今後は体調の回復に努め、そして私がこれまで夢描いてきたことをある程度体調を整えながら進めていきたいと考えております。

今、振り返ってみますと、当初1999年に立候補しまして、そのときに６月の最初の質問で白岩出張所の廃止なる問題で存続を求めて議会で取り上げ、それとスクールバスに、今問題になっていますけれども、高齢者や弱者に対してスクールバスに混乗するような提案をやってまいりました。このときに、５月の、議会ちょっと１週間ぐらい前にちょうど静岡県の川根町というところでスクールバスに住民を混乗させる取り組みをやっていた中でありました。それを見て、やはり現場に行っていろいろ体験しながら議会で提案したのが最初の議会の一般質問でありました。

このときも感じておりましたけれども、当局の皆さんは軌道修正するのが非常に困難な状況がつくづくこの間感じてまいりました。今原子力発電所の問題も取りざたされていますけれども、安全100％ということはないはずですね。ですから、やはり執行部の皆さんも軌道修正するときには思い切って振り返ってみて軌道修正をお願いしたいものだと思っております。

また、この議場の皆さんも再度挑戦する方もおるかと思いますけれども、ぜひこの議場で大いに議論して寒河江市の発展につなげていっていただきたいと思うところでございます。

最後になりますけれども、寒河江市のますますの発展とここに御出席の市長初め当局の皆さんの御健勝と、そして議員各位の御健勝、そして御健闘を御祈念申しあげまして、私のあいさつといたします。

機会を与えていただきましてありがとうございました。（拍手）

○**髙橋勝文議長**　佐藤　毅議員。

〔１０番　佐藤　毅議員　登壇〕

○**佐藤　毅議員**　発言の機会をいただきまして、一言御礼の言葉を申しあげます。

私は、７年11カ月、市会議員として市民の幸せを願っていろいろ勉強させていただきました。今、佐藤洋樹市長が誕生し、新第５次振興計画、市民主体のまちづくりを掲げています。これからは市長を中心にして、職員の皆さんは市長を支えて市民の幸せと寒河江市の発展に結びつけて、５年先はすばらしいまちになるよう御祈念いたすところであります。

これまで皆さんから多大なる御支援と御協力をいただきましたことに感謝申しあげ、御礼の言葉とかえさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○**髙橋勝文議長**　この際、市長からも発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長　登壇〕

○**佐藤洋樹市長**　平成23年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言御あいさつを申しあげたいと思います。

まずもって、去る11日午後に発生いたしました東北地方太平洋沖地震におきまして甚大な被害を受けられました地域の皆様に対し、心からお見舞い申しあげますとともに、１人でも多くの無事を一日も早い復興を望むものであります。

寒河江市といたしましては、市民生活や市内企業活動が円滑に営まれるよう全力を挙げているところであります。また、被災者の方々の受け入れや救援活動などできる限りの支援を行ってまいる所存でありますので、議員各位には御理解を賜りたいと思います。

さて、このたびの議会は皆様にとりまして現在の任期における最後の定例会ということであります。ただいまは５名の議員の皆様方よりお一人お一人非常に感慨深いお言葉をいただきました。政治に携わる身といたしましては、議員の皆さん、そして私にとりましても市民の皆さんの信任を得なければならない節目というものがあるわけでございます。

私も、御案内のとおり市長に就任させていただいていまだ２年余でありますけれども、その間国際情勢の変化あるいは国政における政権交代、そしてそれに伴う社会構造の変化などまさしく時代の大きな転換期であるわけであります。先ほど来お話もございましたが、就任以来公約に掲げておりましたさまざまな課題について市民の皆様とともに、市民の皆さんの御意見をちょうだいしながら鋭意努力したところであります。また、議員各位とも十分に意見交換をさせていただき、一歩一歩着実に進めてきたところと思っているところであります。そして、このたび新第５次寒河江市振興計画に当たりましても、皆様方よりときには厳しくそしてときにはまた温かい励ましの言葉を賜りながらお互いに本市発展を願って意見を交わすことができたのではないかと感じております。

このたびの節目に当たりまして、議員の立場から身を引かれる伊藤忠男議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、松田　孝議員、そして佐藤　毅議員の５名の皆様におかれましては、くれぐれも御自愛の上、今後とも明るく確かな寒河江市の未来づくりに御指導御鞭撻賜りますようお願い申しあげる次第であります。

また、引き続き市議選に向かわれる方々におかれましては、広く市民の声を大切にしながら最後まで全力で御健闘されますようお願い申しあげる次第であります。

その時期は、ことしはちょっと寒いでありますが、桜の季節のときになるんでありましょう。ぜひ、皆様御自身にも満開の桜の便りが届きますことを御祈念申しあげ、そしてまた再びこの議場においてお目にかかれますことを心よりお待ち申しあげております。

最後になりますけれども、新しい振興計画の新たな将来都市像、「夢集い　人・緑輝く　さくらんぼの都市（まち）　寒河江」の実現のためにこれから大きな一歩を踏み出すわけであります。今後とも、なお一層魅力あるまちづくりのためお力添えを賜りますようお願い申しあげ、一言御あいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

閉　　会　　午後１時３７分

○**髙橋勝文議長**　これにて平成23年第１回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成２３年第１回定例会

平成２３年３月８日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（１７名）

２番	沖津一博	委員		３番	石山忠	委員
４番	辻登代子	委員		５番	工藤吉雄	委員
６番	杉沼孝司	委員		７番	國井輝明	委員
８番	木村寿太郎	委員		９番	鴨田俊廣	委員
１０番	佐藤毅	委員		１１番	松田孝	委員
１２番	石川忠義	委員		１３番	新宮征一	委員
１４番	伊藤忠男	委員		１５番	佐藤暘子	委員
１６番	川越孝男	委員		１７番	那須稔	委員
１８番	鈴木賢也	委員				

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
今野要一	総務課長	横山一郎	総務課危機管理室長
菅野英行	総合政策課長	月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長
宮川徹	総合政策課企業立地推進室長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設管理課長	冨澤三弥	建設管理課都市整備室長
軽部修一	建設管理課緑化推進室長	山田敏彦	下水道課長
尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長	工藤恒雄	商工観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
鈴木一徳	学校教育課長	阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長
白林和夫	学校教育課指導推進室長	清野健	生涯学習スポーツ振興課長
奥山健一	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第１号　　第１回定例会
平成２３年３月８日（火曜日）　　午前１０時２５分開議

開　　会
日程第　１　議第　３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）
〃　　２　議第１１号　平成２３年度寒河江市一般会計予算
〃　　３　議第１２号　平成２３年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
〃　　４　議第１３号　平成２３年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
〃　　５　議第１４号　平成２３年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　　６　議第１５号　平成２３年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　　７　議第１６号　平成２３年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　　８　議第１７号　平成２３年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　　９　議第１８号　平成２３年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　１０　議第１９号　平成２３年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１１　議第２０号　平成２３年度寒河江市水道事業会計予算
〃　１２　議第３３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第１０号）
〃　１３　議案説明
〃　１４　質疑
〃　１５　分科会分担付託
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第１号に同じ

開　　会　　午前１０時２５分

○那須　稔委員長　おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議　案　上　程

○那須　稔委員長　日程第１、議第３号から日程第12、議第33号までの12案件を一括議題といたします。

議　案　説　明

○**那須　稔委員長**　日程第13、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質　　疑

○**那須　稔委員長**　日程第14、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第３号全部について質疑はありませんか。松田委員。

○**松田　孝委員**　15、16ページについて、農業費の関係ですけれども、大分減額になっておりますけれども、一般的に補助金というのはある程度数字を、補助金を受ける見込みを予想して計画を組むんでしょうけれども、この全般に落ち込んでいるその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○**那須　稔委員長**　農林課長。

○**尾形清一農林課長(併)農業委員会事務局長**　19節の果樹園芸作物生産振興対策事業、これは紅秀峰の雨よけ施設であります。それから、農産物のブランド化につきましてはサマーティアラ等なんですけれども。

○**那須　稔委員長**　マイクを近づけて。

○**尾形清一農林課長(併)農業委員会事務局長**　両方とも県の補助事業が創設されたために、県の補助事業で全部対応しましたので、市単独の補助事業の方は不用枠として減額させていただいたということで、全部事業やっています。

それから、上の方の雨よけ施設については、当初1,000万円の予算ですけれども、5,000万円の事業で補正で全部対応しまして、紅秀峰のほかもすべて対応しております。

それから、畜産の方の事業も畜産農家が増設をしたいということでありましたけれども、いろいろな経済状況等もありましてそれを見合わせたために事業取りやめされまして、次年度等で検討したいということで、そうなったものであります。

○**那須　稔委員長**　松田委員。

○**松田　孝委員**　この紅秀峰の雨よけ等については、県の事業を受けているということでありますけれども、昨年度も同じ状態で予算を組んでいるわけです。ですから、この辺の県の対応を、見てある程度減額を先にするかあるいはこの県の事業に上積みして農家支援を行うような方策というか、検討されたのかどうかその辺について伺いたいと思います。

○**那須　稔委員長**　農林課長。

○**尾形清一農林課長(併)農業委員会事務局長**　現在は、さくらんぼの雨よけ施設につきましては紅秀峰の里づくりということで、寒河江市としては単独で紅秀峰につきましては毎年１ヘクタールずつ、振

興計画にも載せておりますけれども、雨よけ施設を３分の１市単で支援するということで計画はしておりますけれども、こういうさくらんぼの状況を県の方が強化したいということで、昨年はさくらんぼの産地強化支援に対する事業ということで、補助事業を創設しましたので、これも県の方は３分の１でありますけれども、そちらの方に乗り移ってやったというところであります。

○**那須　稔委員長**　松田委員。

○**松田　孝委員**　結局、予算して消化できない状況をつくって、繰り返し行っているわけですけれども、もう少しこの辺も精査しながら別の補助対象になるような、今農家そのものが非常に大変な状況で昨年度は高温障害などでかなり被害も多かったわけです。ですから別の手段を、県と同じような制度でなくて、別な方法で制度化して農家支援に当たっていただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　ほかに質疑ございませんか。

次に、議第11号の質疑に入ります。

最初に、第１表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第１款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第２款について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員**　63ページ、市税の電話納付案内。

○**那須　稔委員長**　マイクを近づけて話してください。

○**川越孝男委員**　63ページの市税の電話納付案内事業の具体的な、どういうことをやるのか、具体的なことをお聞かせいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　電話納付案内事業についてお答えいたします。

この件につきましては、昨年９月決算特別委員会で民間滞納整理の活用をしてはいかがかという御提言をいただきましたので、その内容については電話納付案内事業、コールセンターということで、御提言いただきましたので早速調査検討してまいりまして、新たに滞納者をつくらないようにするため民間委託によるコールセンターを設置して、電話による納税の案内事業を実施するものでございます。

○**那須　稔委員長**　川越委員。

○**川越孝男委員**　もちろん、こういう事業展開するときにはそれぞれ目標というか、これぐらいの成果を上げたいということがあるんだろうと思います。そしてこれだけの金を使ってやるということであるわけでありますから、そうしたときの効果の部分、どの程度の目標を設定しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　税務課長。

○**犬飼弘一税務課長**　費用対効果についてはおよそ1,200万円程度と見込んでおるところでございます。そのほかに新規滞納者の未然防止とか累積滞納の抑止、納税者に対する未対応の解消など、そのような効果もあると考えております。以上です。

○**那須　稔委員長**　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第３款について質疑はありませんか。佐藤　毅委員。

○**佐藤　毅委員**　89ページ。子ども手当の件でお尋ねします。

先ほどの議第３号の補正予算の中で子ども手当が約２億円の減額をしております。たしか平成22年度の当初予算は８億7,000万円程度であったと思っておりますけれども、今回８億8,000万円の予算計上をしている。それでまた年度末に調整した結果減額になるのか、その辺のこと、ありましたらよろしくお願いします。

○**那須　稔委員長**　子育て推進課長。

○**柴崎良子子育て推進課長**　先ほどの補正の関係では、昨年の予算作成時期には子ども手当につきまして、中学校３年生まで拡大するということでその方を監護している方、生活の面倒を見ている方に対し、児童１人につき１カ月１万3,000円を支給するということで、詳細については不明確な状態でありまして、公務員につきましてもその積算の中に入れてしたところで、その減額となったのはその公務員につきましては所属長の方から支給ということになりましたので減額となったものですけれども、今回につきましてはきちんとその辺は精査して補正のないように積算したものとなっております。

○**那須　稔委員長**　ほかに質疑はございませんか。川越委員。

○**川越孝男委員**　２款関係から、例えば75ページの国保特別会計への繰り出しや79ページの介護保険特別会計への繰り出しなど、それぞれ一般会計から繰り出しの部分あるわけでありますけれども、もちろん病院もあります。病院は４款だな。それで、あるわけでありますけれども、繰り出し基準がどうなっていてそれぞれ今回当初予算で繰り出す額はこれと、そしてまた国やあるいはいろいろなところからその分の入ってきている部分がどの程度なっているのかをそれぞれきょうここで、今ここの場でも、３款関係のものずっと教えていただきたいわけでありますけれども、時間とると思いますので、それぞれの分科会で審査する際に、この計上されている当初予算額だけでなくて、繰り出し基準額が幾らで国の方から入ってきている部分、どうなのかということをして、そして今の寒河江市の状況、実態を議会で審査する上で十分精査できるようにお願いをしたいということが一つです。このことについてまず考え方教えていただきたいと思います。後でだめだとすればここで一つ一つ聞いていきます。

それから、二つ目ですけれども、民生費の91ページの保育所運営で、運営費の関係で賃金とあるわけですけれども、何人分で時給は幾らで１人当たり臨時パートの人の１カ月平均すると幾らぐらいになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、95ページ、生活保護の関係でありますけれども、全体の金額出ていますけれども、この積算の根拠、そして同時に生活保護の関係はその金を一時支給することによって、自立を助けていくということが極めて重要だと思います。今日的な状況の中で、自殺の問題やあるいは生活困窮して生活保護受けなければならないという部分もある、ちょっとそこで支給することにおいて自立がなされるという、こういう部分などもあるわけでありますので、その辺についての考え方、対応、基本的にどのように新年度はなされる考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

まず以上、お尋ねをします。

○**那須　稔委員長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　３款の繰り出しの方でございますが、国保会計特別会計繰出金、75ページになりますが、さらにそれぞれの79ページの介護保険特別会計繰出金、それから次の後期高齢者医療対

策事業に関しての81ページになりますが、それぞれ繰出金がございますが、これらは一定のルールに基づいた繰出金ということでございます。

また、先ほどありました95ページの生活保護の関係でございますが、生活保護補助事業につきまして、御案内のとおり１億3,102万9,000円ほど計上しておりますが、うち扶助費は１億3,102万8,000円になってございます。これらについては、生活保護については月額240万円、住宅扶助につきましては72万3,000円、医療補助については月額560万円、介護につきましては月額20万円、教育には月額5,000円で積算しているところでございます。

○**那須　稔委員長**　子育て推進課長。

○**柴崎良子子育て推進課長**　保育所の賃金でございますけれども、臨時保育士につきましては１日6,900円の年間日数でございまして、35人ほどでパートの職員についてはちょっと細いので、今すぐというか計算すれば出るんですけれども、相当な人数ということで、予算化しているところです。

○**那須　稔委員長**　川越委員。

○**川越孝男委員**　繰り出し基準はルールに基づいて基準だけ出しているんですという答弁であったわけでありますけれども、それはすべて基準に基づいて基準だけだということと理解をしていいのか、寒河江市で独自に、例えば国保なら国保分の救済をするためにそれに上積みするとか何かということは一切されていないと理解をしていいのかどうか、そこだけお聞かせを、市独自のものの部分があるのかどうかということです。

○**那須　稔委員長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　市独自の加算はありません。

また、先ほど答弁漏れて申しわけございません。自殺対策事業でございますが、後ほどになりますけれども、４款の方に今回新規に自殺対策事業ということで計上しております。

○**那須　稔委員長**　ほかに。新宮委員。

○**新宮征一委員**　80ページなんですが、昨年12月に一般質問で申しあげて福祉タクシー事業の増額をお願いしたいということを申しあげましたところ、大変前向きに検討していただいて、今回400円のものを１枚600円にされることを御報告いただいておりますが、この事業がこれまで福祉タクシー運行及び給油費助成事業ということで、事業名がはっきりしておったんですけれども、今回この事業名がこの予算書では見えませんけれども、これはどの事業に包括されたのかだけお聞かせいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　83ページにございますが、障害者在宅支援事業に計上してございます。

○**那須　稔委員長**　ほかに。川越委員。

○**川越孝男委員**　生活保護の関係、また戻りますけれども、お尋ねした部分と、質問した部分とかみ合っていないので再度お尋ねしますけれども、生活保護費出して終わりでなくて、出して自立させるということが非常に重要だと思うんです。したがって、今回は出すけれども、この中で何世帯何人ぐらいが自立という形を想定しながらこのお金を出していくんだということなのか聞いたつもりなんですが、そこら辺は大変な人に出すだけで自立ということはないということを想定しているのか。その意味が重要だと思うんです。ということでお尋ねをしたので、お聞かせいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　ただいま川越委員からありましたように、当然私どもで生活保護受給者については新たな場合も当然ありますが、これまでもなるべく自立するような方向で指導して引き続きなる部分もちろんありますが、それらも総合的に勘案しながら予算を計上しているところでございます。

○**那須　稔委員長**　川越委員。

○**川越孝男委員**　実態として、定着して自立にならないということ、なるたけ生活保護の支給をしないで頑張れ頑張れと言ってきて、そしてやはり生活保護しなきゃならないとなったけれども、自立なかなか今度大変だというのであれば、もう少し早い段階で来て自立に誘導していくというか、指導していくということ、この辺を少し研究しないとならないのでないかなと思うんです。したがって、これまでの自立している、どの程度生活保護して自立できるようになったのがどれくらいいて、もう少し早い段階でするとこういうふうにずっと生活保護を受けないとならないという状態に落ち込むんでなくて自立できたんだなということをも、少し研究していただきながらそういうところにも主眼を置いていかないと、金なるたけ出さないでとなっているけれども、結果的に、トータル的に金がかかり過ぎるということになるとまずいので、そういうことをぜひ研究をしていただきたいと思いますが、このことについて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　私でいいのかですが、考え方ということでございますが、当然私どもで窓口ですべてすべからくそういった面では対応しているわけです。その中で、いろいろと相談をしながら生活保護受給、それから生活保護を受給すればそれで終わりではなくて、やはりいろいろな形で指導しながらしてございます。したがいまして、予算については今委員がおっしゃるようなことを常々考えながら、そして研究しながら現場でもケースワーカーさんが常々対応しているということで、御理解いただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　次に、歳出第４款について質疑はありませんか。杉沼委員。

○**杉沼孝司委員**　先ほどの中にもありましたけれども、99ページ自殺対策事業、今全国で３万人超の自殺者がおり、自殺かどうかはわかりませんが、きのうあたりも大江町で事件があったようにも報道されておりました。これらに対して寒河江市ではこれまでの自殺者、過去３年ぐらい何名ぐらいおったのか。

○**那須　稔委員長**　杉沼委員に申し上げます。

所属する分科会の審査の案件に関する質疑は極力控えるようにお願いいたします。

○**杉沼孝司委員**　はあ、やめます。

○**那須　稔委員長**　ほかに質疑ございませんか。松田委員。

○**松田　孝委員**　103ページの生ごみ処理機の補助は、これ対象をどの程度何基ぐらい想定しているのか伺います。

それから、合併浄化槽の整備事業でありますけれども、これは単独合併浄化槽に対しての補助も、解体する場合の補助も入っているのかどうか伺います。

それから、ごみ処理対策についてですけれども、今家庭でごみ出すのに非常に勤務がいろいろな条件で朝一番に出せないとかそういう理由で、家庭内に堆積している方が多くなってきております。それで、寒河江市も第２土曜日を家庭系ごみを搬入できるような措置をやっておりますけれども、これをもう少し、月２回、３回とやっていただきたいんですけれども、この辺の対応をどう考えているの

か伺います。

○**那須　稔委員長**　市民生活課長。

○**安彦　浩市民生活課長**　お答えいたします。

生ごみ処理機の補助事業につきましては、５件を想定しております。

合併浄化槽の方の補助金に単独槽の処理費は含んでいるかということでございますが、これについては含んでおりません。

第２土曜に行っているごみの搬入、これを広げていただくということにつきましては、クリーンセンターの方については平日であればいつでも搬入できるということでございますので、なお土曜日が必要ということでございましたら、なおクリーンセンターと協議をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○**那須　稔委員長**　松田委員。

○**松田　孝委員**　生ごみ処理機の関係ですけれども、今リサイクル化が非常に停滞しているような状況が見られます。一時、有料化に向けてリサイクルの取り組みなどは相当進んだわけですけれども、最近になってコンポストを利用したり、そういう家庭が非常に少なくなっております。

今回、平成23年度にごみ環境の基本計画の見直しをするわけですけれども、その中でもリサイクルの取り組みが積極的に展開するような状況も見られますけれども、やはりこうした補助事業を積極的に進めないと今リサイクル化が進まない状況であると思っています。もう少し拡大するような方向性を見出していただきたいと思います。

それから、合併浄化槽の設置事業については、国の環境省でたしか2006年度から補助事業、単独合併浄化槽を撤去するに当たり３分の１の補助事業をやっていたわけですけれども、寒河江市はこの間ほとんどこれには目を向けてこなかったんですね。

今回、市町村設置型の合併浄化槽の事業も始まりますけれども、これらについても含めて単独から合併浄化槽に移行していく手だてとしてこういう撤去に対しての事業化を、事業というか補助事業を立ち上げていくべきと思いますけれども、この辺について改めてお伺いしたいと思います。

それから、ごみ処理の対策ですけれどもクリーンセンターとの協議となりますけれども、やはり東根市の実態などを見ますと月４回ぐらい土日含めてやっています。やはり、住民サービスあるいは環境美化という観点から拡大する一つの方向性を持つ必要があると思いますので、この辺については、特に市長はクリーンセンターの理事長でありますので、この辺の取り組みを強く要望しておきたいと思いますけれども、見解あればお伺いします。

○**那須　稔委員長**　市民生活課長。

○**安彦　浩市民生活課長**　単独槽の撤去費用、市町村設置型に移行した暁にはそれも含めて検討するようにという御意見でございます。何回か、御回答申しあげているとおり平成23年度におきまして市町村設置型の浄化槽の具体的な内容については、詳細にわたって取り決めていくという形で進めておりますので、それについても検討内容に入ってくるのかなと思っているところでございます。

以上であります。

○**那須　稔委員長**　ほかに。川越委員。

○**川越孝男委員**　107ページのクリーンセンター分担金６億5,800万円あるわけでありますけれども、クリーンセンターのし尿処理の関係、これはどんどん下水の合併浄化槽の普及などによって処理する量

がどんどん少なくなってきているわけであります。しかし、クリーンセンターのし尿処理の施設自体が耐用年数があるわけで、改修しなければならないとなるとまた莫大な金がかかるんだと思うんです。そうしたときに、分担金をできるだけし尿処理の処理する量が少なくなりながらゼロにならないわけですから、耐用年数もあればまた莫大なお金をかけられないというむだを省くために、物の考え方なんですが、例えば寒河江市の公共下水道の終末処理場、そこで処理をしていくということをすれば将来的には非常に住民負担が少なく済むのでないかという思いがあるんです。したがって、きょうここの場所で聞くのがいいのか、下水道の特別会計のところで聞くのがいいのかもあるんですけれども、これは将来に向けてのまさに政策的な課題でありますので、検討していただきながらそういう方策も探るということが極めて重要だなというのを私自身思っているんですね。したがって、そこら辺についての市長から、今どうするというのでなくて、そういう問題提起についてどのような考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　下水道課長。

○**山田敏彦下水道課長**　クリーンセンターのし尿処理の問題でございますが、今御指摘のとおり周辺のそういった関係処理場でも検討の末にそちらの方に移行している部分もございます。この西村山広域のクリーンセンターの関係でも、下水道の方に設置の、立地の関係も隣り合わせになっておりまして、そちらの方に処理を、排水基準等の問題はございますが、さまざま前処理の関係もございます。いろいろ検討課題はあると思いますが、積極的にそちらの方に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○**那須　稔委員長**　ほかに。

次に、歳出第５款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第６款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第７款について質疑はありませんか。佐藤　毅委員。

○**佐藤　毅委員**　どこで質問したらいいかちょっと迷ったんですけれども、７款で質問させていただきます。

というのは、４月から課制条例が改正になりまして、商工振興課、この商工振興課の中に企業誘致が入ってきます。７款の予算を見ますと全然企業誘致の方が入っていなくて平成23年度予算の中では２款１項７目で企業誘致推進費と入っています。

そこでお尋ねしますけれども、今回、予算委員会から分担付託されまして委員会で審議されます。その際、この２款１項７目の企業誘致推進費を厚生経済常任委員会かそれとも総務委員会か、そして平成23年度の予算であれば５款の方に持ってきたらどうかなと思うんですけれども、その辺についてお尋ねします。

○**那須　稔委員長**　財政課長。

○**丹野敏晴財政課長**　予算の持ち方の関係でございますけれども、今のところまだ課制条例が議会の方でも可決されたわけでもない、今上程中ということでございますので、現状ではこのままでいく必要があるんだろうと思います。

４月１日から施行になれば、予算を組み替えした方がいいのか平成23年度は現状のままでいけばい

いのか、その辺のところについては改めて６月議会あたりまでには検討させていただきたいと思っておるところでございます。

○**那須　稔委員長**　ほかに。

次に、歳出第８款について質疑はありませんか。鴨田委員。

○**鴨田俊・委員**　145ページ、花咲かフェアＩＮさがえの推進事業でございます。2,300万円という数字がございます。昨年度は2,500万円、200万円ほど減っている、その理由とさきに示された実施計画の中で、その半分が国・県の補助事業となっておりますけれども、どうしてそういう平成23年度部分がそうなっているのか、その辺あわせてひとつお伺いします。

○**那須　稔委員長**　緑化推進室長。

○**軽部修一建設管理課緑化推進室長**　平成22年度は2,500万円で実施したわけなんですが、平成23年度については2,300万円で実施したいと考えているところでございます。

それから、200万円減の理由なんですが、花の数は減らさないでセンターハウスのイベントを少なくしていきたいということで、200万円の減となったわけでございます。

それから、補助金ですが、社会資本整備総合交付金で２分の１の補助をいただくということで、このようになっております。

以上でございます。

○**那須　稔委員長**　ほかに。川越委員。

○**川越孝男委員**　これはまた私の所管する委員会になるわけでありますけれども、143ページの山西米沢線の関係なんです。

○**那須　稔委員長**　川越委員に申しあげます。所属する分科会の審査に関する案件は極力控えるようにお願いをいたします。

○**川越孝男委員**　ただ一言だけお尋ねするんです。というのは、非常に強い要望があってここを進めているわけでありますけれども、平成23年度でここ１億円なんです。実施計画見てもその次が２億円、２億円で平成29年まで７年間で完了となっているわけでありますけれども、その進め方、ある程度までして供用開始してとするのか、ずっと平成29年度７年後に開通するという手法なのか、そこだけお聞かせをいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　各委員に申しあげます。所属する分科会の審査に関する案件の質疑は極力控えるようにお願いをいたします。

ほかに質疑ございませんか。

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

次に、歳出第９款について質疑はありませんか。松田委員。

○**松田　孝委員**　151ページの消防施設整備事業について伺います。

実施計画の中では消防ポールを毎年５基ずつ更新していく状況でありますけれども、今現状についている消防ポール、一番先の方にスピーカーを設置してなっておりますけれども、四つか五つか場所によって違うわけですけれども、ことしなんかは大雪のためにそこに雪が積もって非常に音が、火事がなかったわけですけれども、聞こえない状況が発生すると思っております。それで、今年度、平成23年度の事業でどういうものを設置を計画しているのか伺いたいと思います。

○**那須　稔委員長**　危機管理室長。

○**横山一郎総務課危機管理室長**　消防ポールについてお答えさせていただきます。

現在警鐘台の方から消防ポールに切りかえという考え方でおりまして、平成23年度５台を設置したいと考えているわけですけれども、現在の消防ポールですけれども、基本的にはスピーカー、やはり４台、四方に向いているような形を基本にしております。それで、今回は今松田委員さんが言いましたけれども、大雪で留場の方の消防ポールのスピーカーがつぶれたという状況が出ました。これは今までなくて大雪のせいということで考えております。ただし、今までこういうことがなかったということで、大変スピーカーの音量は鐘よりもかなりボリュームを高くしますと大きい。試験で鳴らしてもたまげるというか、気を使ってするくらいのかなりの音量ですので、そういう意味ではかなりの聞こえる範囲が広いということ。それから、下の方で操作でサイレンとかできますので上らなくていいということで、危険性がないと。それからマイクもありますので、有事のときには放送もできるということでかなり今使っている消防ポールについても好評でありまして、ぜひこの消防ポールを設置してほしいという要望がありますので、基本的には現時点ではこれまでの消防ポールを設置していきたいと考えております。

○**那須　稔委員長**　松田　委員。

○**松田　孝委員**　当局の方ではかなりこのポールは品質がよいということでありますけれども、スピーカーというのはその向きによってしか音が出ないんですね。実際。その角度によって相当違うわけです。たまたま下の方で鳴らして試験運転なんかすれば相当範囲が広がるような感じは見受けられますけれども、もう少し音の効率からいくとスピーカーそのものが回転するようなコンパクトな性能、雪国に対しても強いそういうものを設置する方が火災予防するにも、実際火災があったときにも非常に効果があると思います。ですから、この辺の取り組みというか、今までやってきたからこれでというのでなくて、新たなものを消防署あたりでも対応しながら、再検討をお願いしたいと思います。

○**那須　稔委員長**　ほかに。

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第２表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第３表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第16号について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員**　平成23年度に第５期介護保険事業計画の見直しがなされるわけでありますけれども、そうしたときの今現在策定されているものの第５期も目指した平成26年度までの施設利用者数やうち要介護４・５などの人がそれぞれ第５期では70％台にということで数字出ていますけれども、これらの数字についても現状から算定をして推計しながらやっていくとなるんだろうなと思いますけれども、そうしたときの目標年度、平成26年度の施設利用者数はどの程度見込んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。今現在平成26年度の想定数は376になっているわけでありますけれども、今日段階でも既にそこを超えているわけでありますので、その辺の関係をお聞かせいただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長**　今回の当初予算は、第４期の介護保険の計画に基づいてしてございます。まさに、それぞれの給付費がありますがこれまた介護保険の第４期計画どおりでございます。委員質問の平成26年度はどうなるかということでございますが、これについてはちょっと今お答えできませんので御理解いただきたいと思います。

○**那須　稔委員長**　ほかに。

次に、議第17号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第18号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第19号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第20号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第33号全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○**那須　稔委員長**　日程第15、分科会分担付託であります。

このことにつきましてはお手元に配付をしております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

委　員　会	付　託　案　件
総務分科会	議第３号第１表中歳入全部、歳出第２款の一部、歳出第９款、第２表、第３表、議第１１号第１表中歳入全部、歳出第１款、歳出第２款の一部、歳出第９款、歳出第１２款、歳出第１３款、第２表、第３表、議第１８号、議第３３号第１表中歳入全部、第２表
厚生経済分科会	議第３号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款、歳出第６款、議第１１号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款、歳出第５款、歳出第６款、歳出第７款、歳出第１１款の一部、議第１４号、議第１５号、議第１６号、議第１７号、議第１９号
建設文教分科会	議第３号第１表中歳出第８款、歳出第１０款、議第１１号第１表中歳出第８款、歳出第１０款、歳出第１１款の一部、議第１２号、議第１３号、議第２０号、議第３３号第１表中歳出第１１款

散　　会　　午前１１時１３分

○**那須　稔委員長**　本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成２３年第１回定例会

平成２３年３月１７日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（１７名）

２番	沖津一博	委員		３番	石山忠	委員
４番	辻登代子	委員		５番	工藤吉雄	委員
６番	杉沼孝司	委員		７番	國井輝明	委員
８番	木村寿太郎	委員		９番	鴨田俊廣	委員
１０番	佐藤毅	委員		１１番	松田孝	委員
１２番	石川忠義	委員		１３番	新宮征一	委員
１４番	伊藤忠男	委員		１５番	佐藤暘子	委員
１６番	川越孝男	委員		１７番	那須稔	委員
１８番	鈴木賢也	委員				

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
冨澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	学校教育課中学校給食準備室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習スポーツ振興課長	奥山健一	監査委員事務局長

○事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第２号　　第１回定例会
平成２３年３月１７日（木曜日）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　議第　３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）
〃　　２　議第１１号　平成２３年度寒河江市一般会計予算
〃　　３　議第１２号　平成２３年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
〃　　４　議第１３号　平成２３年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
〃　　５　議第１４号　平成２３年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　　６　議第１５号　平成２３年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　　７　議第１６号　平成２３年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　　８　議第１７号　平成２３年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　　９　議第１８号　平成２３年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　１０　議第１９号　平成２３年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１１　議第２０号　平成２３年度寒河江市水道事業会計予算
〃　１２　議第３３号　平成２２年度寒河江市一般会計補正予算（第１０号）
〃　１３　分科会審査の経過並びに結果報告
（１）総務分科会委員長報告
（２）厚生経済分科会委員長報告
（３）建設文教分科会委員長報告
〃　１４　質疑、討論、採決
閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第２号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○**那須　稔委員長**　おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
会議に入る前に申しあげます。本委員会の傍聴の申し出があり、委員会条例第19条の規定により委員長においてこれを許可しておりますので、申し添えます。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議　案　上　程

○**那須　稔委員長**　日程第１、議第３号から日程第12、議第33号までの12案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○**那須　稔委員長**　日程第13、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務分科会委員長報告

○**那須　稔委員長**　最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。佐藤総務分科会委員長。

〔佐藤　毅総務分科会委員長　登壇〕

○**佐藤　毅総務分科会委員長**　おはようございます。

総務分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は３月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託なりました案件は、議第３号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）第１表中歳入全部、歳出第２款の一部、歳出第９款、第２表及び第３表、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算第１表中歳入全部、歳出第１款、歳出第２款の一部、歳出第９款、歳出第12款、歳出第13款、第２表及び第３表、議第18号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算第（10号）第１表中歳入全部及び第２表であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第３号第１表中歳入全部、歳出第２款の一部、歳出第９款、第２表及び第３表を順次議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳入全部、歳出第２款の一部、歳出第９款、第２表、第３表は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「固定資産税の家屋の増加分には今年度政策として行った住宅リフォームで評価増になった分も含まれるのか」との問いがあり、当局より「家屋については、新増築分の家屋の評価でふえると見込んだもので、リフォームや増改築等については含まれておりません」との答弁がありました。

委員より「住宅リフォーム総合支援事業費補助金については県から2,000万円が寒河江市の枠として歳入になるのか」との問いがあり、当局より「県単事業の要件に合致した方に対し、寒河江市から補助金を交付し、その実績に応じて県から市に補助金をいただくことになります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第11号中第１表中歳入全部は全会一致をもって原案を了とすべきもの

と決しました。

次に、議第11号中第１表中歳出第１款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「スマートインターチェンジの負担金に関連して、１日1,000台以上の利用があれば24時間オープンになるのか」との問いがあり、当局より「24時間オープンに向けて1,000台という目途は聞いておりましたが、無料化実験を実施している現状では何台になれば24時間オープンかという目標を立てられる状態ではなく、日ごろから24時間オープンに向けて要望してまいります」との答弁がありました。

委員より「地域活性化推進事業の詳細について」の問いがあり、当局より「地域ワークショップで複数の地区から出されたものをメニュー化したメニュー事業と、地域独自で自由に考えてやろうというフリー事業に分け、１事業10万円から30万円程度の補助金を出してその活動を支援しようとするものです」との答弁がありました。

委員より「イメージアップ推進事業で、ちぇり～マルシェの来年度の開催時期、本年度の来場者数と来年度の見込み、出店希望者の考え方について」の問いがあり、当局より「開催は８月を除いた５月から11月まで毎月１回と考えており、今年度の来場者数は３回合計で約１万人、来年度の来場者については今年度の平均以上を見込んでいます。出店者の勧誘については昨年度出店していただいた方を優先的に希望調査をとっていますが、飲食関係が多いので物販関係について公募しようかと思っています」との答弁がありました。

委員より「デマンド型公共交通実証運行事業は、来年度実施まで入るのか。また、市内の交通運輸業の方の意見を聞きながらやるのか。どういう車両を使用するのか」との問いがあり、当局より「当初予算では調査費のみ計上し、ある程度内容が固まりましたら補正予算で対応させていただき、年度後半には実証運行したいと思います。どのような車両を使うかについては、10人以下で間に合うようであれば市内業者に委託する方法など、地元や業者の方も含めて検討していきたいと思います」との答弁がありました。

委員より「市税コールセンターは、庁舎内に置くのか。庁舎外に置く場合、個人情報の管理に問題はないのか」との問いがあり、当局より「コールセンターの設置場所はプライバシーのデータもありますので、公的機関のハートフルセンターなどを想定しながら実施していきたいと思います。説明や案内のための税データなどはこちらで準備し、オペレーター２人と管理者１人に運営委託していきたいと思います」との答弁がありました。

議第11号第１表中歳出第２款の一部については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第９款から歳出第12款、歳出第13款、第２表、第３表までを順次議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、歳出第９款、歳出第12款、歳出第13款、第２表、第３表はそれぞれ全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第18号を議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第18号は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第33号第１表中歳入全部、第２表を順次議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、歳入全部、第２表はそれぞれ全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済分科会委員長報告

○**那須　稔委員長**　次に、厚生経済分科会委員長の報告を求めます。石山厚生経済分科会委員長。

〔石山　忠厚生経済分科会委員長　登壇〕

○**石山　忠厚生経済分科会委員長**　厚生経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は３月８日及び３月９日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本分科会に付託なりました案件は、議第３号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款、歳出第６款、議第11号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款、歳出第５款、歳出第６款、歳出第７款、歳出第11款の一部、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第19号の７案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

審査に入る前に審査の都合上、議第11号第１表中歳出第６款の審査終了後に歳出第11款の一部の審査をすることを諮り、異議なく了承されました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第３号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳出第２款の一部は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第３号第１表中歳出第３款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「グループホームあしたばの補助事業について増額理由と定員を教えてほしい」との問いがあり、当局より「国の介護基準緊急整備事業交付金が追加になり増額になったものです。定員は２ユニットで18名です」との答弁がありました。

委員より「市内のグループホームに何名が入所しているのか」との問いがあり、当局より「あしたばが18名、フラワー寒河江18名、寒河江安らぎの里が18名で合計54名です」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第３款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第３号第１表中歳出第４款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「衛生費の清掃費を減額する理由は何か」との問いがあり、当局より「ごみ焼却施設から出るスラグを再燃焼する設備を稼働する必要がないためです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第４款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第３号第１表中歳出第６款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳出第６款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「防犯対策事業で防犯灯をＬＥＤに切りかえるとのことだが、範囲とやり方、将来の拡大予定はどうなるのか」との問いがあり、当局より「現在、3,000灯ほど防犯灯があり、優先順位をつけながら来年度80灯を考えています。平成24年度、平成25年度は各40灯、平成26年度、平成27年度は各20灯で５カ年間で200灯を予定しています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第２款の一部は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第３款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「市内にはボランティア団体は幾つあるのか」との問いがあり、当局より「約50団体あります」との答弁がありました。

委員より「障害者在宅支援事業について、在宅酸素療法の助成金の該当者数と補助金額は幾らか」との問いがあり、当局より「月額3,200円の２分の１で20名を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「学童保育を開設する場合の基準はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「５名から10名以内の児童数でも小規模として設置は可能です。今後は高松地区についてニーズ調査を行い設置を考えていかなければならないと考えております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第３款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで、一たん散会し、翌３月９日午前９時30分より会議を再開しました。

初めに、議第11号第１表中歳出第４款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「子宮頸がんワクチン接種の周知計画と実施予定はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「ハートフルセンターで中学校区ごとに説明会を開催する予定です。接種は５月の連休明けから学年ごとに順次実施したいと考えております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第４款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第５款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「市勤労者生活安定資金の貸付件数と金額は幾らか」との問いがあり、当局より「２月末現在で件数は69件、貸付金額は4,595万9,000円です」との答弁がありました。

訂正します。当局より「２月末現在で件数は69件、貸付残額は4,595万9,000円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第５款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第６款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「農業水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金でニンニク栽培への補助金はどのような内容なのか」との問いがあり、当局より「耕作放棄地を利用し、大規模にニンニクを栽培する取り組みに対して県が３分の１を補助するもので、５カ年計画で10町歩を目指すものです」との答弁がありました。

委員より「新堰の隧道工事の概要はどのようなものか」との問いがあり、当局より「寒河江市が事業主体となり、新堰隧道の状況を基本調査するものです。予算は国と土地改良区が全額負担します」との答弁がありました。

委員より「活力ある園芸産地創出支援事業のさくらんぼ無加温ハウスとＹ字仕立てハウスの申請状況と面積はどのくらいあるのか」との問いがあり、当局より「無加温ハウスは16名１万4,820平方メートル、Ｙ字仕立てハウスは７名5,410平方メートルの申請があります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第６款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第11款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳出第11款の一部は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第７款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「頑張れ商店街支援事業補助金の対象事業、対象地域、募集期間はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「対象者は任意団体をつくっていただき、定めている地域でにぎわい創造をするものを対象にしたいと考えております。募集期間は要項が決まり次第決定いたします」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼ種飛ばし大会の全国展開について具体的にはどのようなことを考えているのか」との問いがあり、当局より「５月末に寒川町で大会を開催したいと考えております。また、市内ではさくらんぼ管理センターや花咲かフェア会場、チェリーランドに常設コートを設置し大会を実施する予定です」との答弁がありました。

委員より「インターネットを使った観光案内について、リアルタイムに情報を発信する、観光客が体験談を載せられるような相互方式のホームページにすることは考えているのか」との問いがあり、当局より「市ではホームページを担当課で更新できるようになりましたので、リアルタイムで情報を掲載し、ＰＲを図ります。観光協会でもホームページを立ち上げておりますので、相互方式のホームページにできるか検討いたします」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出

第７款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
　次に、議第14号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
　主な質疑について申しあげます。
　委員より「国保相談員を廃止して納税相談員に変えることについて、国保の収納率が低くなる可能性はないのか」との問いがあり、当局より「これまでの国保相談員は納税相談員に包括されますので、問題ないと考えております」との答弁がありました。
　途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第14号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。
　次に、議第15号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
　主な質疑について申しあげます。
　委員より「後期高齢者医療保険は年金より差し引かれている人が多いと思うが、徴収方法はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「特別徴収が75％、普通徴収が25％で計上しております」との答弁がありました。
　途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第15号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。
　次に、議第16号平成23年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
　主な質疑について申しあげます。
　委員より「第５期介護事業計画の計画スケジュールはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「16名の委員から構成する計画策定委員会を立ち上げ準備に入ります。高齢者1,100名に対しアンケートを実施し、その集計をもとに来年３月までに計画を策定する予定です」との答弁がありました。
　委員より「老人ホームの増床についてすべて個室になっているが、市で計画をつくる際に多床室をつくるように指導できないのか」との問いがあり、当局より「プライバシーの尊厳などから、国で多床室から個室にするように補助制度を進めてきました。国の指針により個室になっております」との答弁がありました。
　途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第16号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。
　次に、議第17号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、議第17号は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
　次に、議第19号平成23年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。
　主な質疑について申しあげます。
　委員より「平成23年度に終了する改革プランはどの程度まで達成できるのか」との問いがあり、当局より「改革プランの目標額についてできるだけ近づくように最大限の努力をしてまいります」

との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第19号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、厚生経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教分科会委員長報告

○**那須　稔委員長**　次に、建設文教分科会委員長の報告を求めます。松田建設文教分科会委員長。

〔松田　孝建設文教分科会委員長　登壇〕

○**松田　孝建設文教分科会委員長**　おはようございます。

建設文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は３月９日及び３月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第３号第１表中歳出第８款及び歳出第10款、議第11号第１表中歳出第８款、歳出第10款、歳出第11款の一部、議第12号、議第13号、議第20号、議第33号第１表中歳出第11款の６案件であります。

一たん休憩し、議第33号第１表中歳出第11款に係る現地調査を行った後に会議を再開し、審査に入りました。

また、審査の都合上、議第３号の審査終了後に議第33号の審査を行い、その後に議第11号歳出第８款、歳出第11款第２項、歳出第10款の順に審査をすることを諮り、異議なく了承されました。それでは、順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第３号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第９号）第１表中歳出第８款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「木の下区画整理事業の事業期間の変更の有無と損失補償の返済状況は」との問いがあり、当局より「期間については組合で換地処分と事務的な部分を含めてさらに国の補助事業を見込み、現在の計画を１年間延長する検討をしております。損失補償については、組合は１月末現在で約３億5,000万円弱の借入金残高となっておりますが、来年度末までにはクリアできるのではないかという見通しを持っているということです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第３号第１表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「光をそそぐ交付金が本の購入ということで予算計上されていますが、それぞれの図書選定の方法は」との問いがあり、当局より「学校については学校で、図書館については資料選定要項を定めており、日本図書館協会が発行する目録、学校図書館の基本目録、それに市民からの要望を集約し、月１回選定して購入しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）第１表中歳出第11款を議題とし、

当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算第１表中歳出第８款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「除雪の関係で西部地区の雪捨て場について、出入りしやすい場所を検討すべきと思うが」との問いがあり、当局より「慈恩寺橋のふもとの雪捨て場は、出入りでバッティングする機会が多く非常に利用しがたいと感じています。来年度に向けて新たな場所があるかどうか検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員より「山西米沢線は総事業費14億円で期間は７年の整備計画となっているが、用地買収と工事の進め方は」との問いがあり、当局より「基本的には、２工区に区切り一定程度の用地買収が済んだ時点で工事に入る予定をしております。１工区は、中田塩水線の交差点から市立病院南線までと考えております」との答弁がありました。

委員より「地域住宅総合交付金事業の内容について」の問いがあり、当局より「耐震診断士派遣事業は、これまで１戸当たり6,000円の負担で診断士を派遣し耐震診断を実施してきましたが、耐震診断士の活用を図るとともに、耐震改修事業も推進していただくために個人負担を無料にする考えです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第11款第２項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第１表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「教育相談事業での活動状況と支援しなければならない児童数はふえているのか」との問いがあり、当局より「不登校対策については２名の巡回相談員を配置し、１児童に対して週一、二回の家庭訪問し、学習指導や外に連れ出す努力など個々の対応をしていただいています。また、特別支援学級に入る児童さらには支援学級に行かないまでも対応が必要な児童は増加ぎみです」との答弁がありました。

委員より「中学校給食開始に伴い、各学校に配膳員を予定しているが、仕事の内容は」との問いがあり、当局より「中学校の配膳室で受け取り、数量なども確認し、それをクラスごとに振り分けと配置を行います。そのほか、生徒の配膳指導と配膳室や容器等の衛生管理をし、余った時間については学校内の業務も行ってもらうことになります」との答弁がありました。

ここで一たん散会し、翌３月10日午前９時30分より会議を再開しました。

委員より「体育施設整備事業で最上川寒河江緑地公園における施設設置の時期は」との問いがあり、当局より「施設の工事については冬期間に入る前に実施したいと考えています。備品はプレハブに保管しますが、納まらない備品については建設管理課で新たな管理棟の建設を予定しており、そこへ一部保管する考えでいます」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、賛成

多数で原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「平成24年度より市町村設置型合併浄化槽に移行するわけだが、会計のあり方は」との問いがあり、当局より「浄化槽整備事業については、基本的には特別会計を設けながら事業内容が明確にわかるようにしていきたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第20号平成23年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○**那須　稔委員長**　日程第14、これより質疑、討論、採決であります。

初めに、総務分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告中、異議のありました５案件を除く議第３号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号及び議第33号の７案件を一括して採決いたします。

ただいまの７案件に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

７案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第３号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号及び議第33号の７案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号を起立により採決いたします。本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原

案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

起立多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

起立多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

起立多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

起立多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

起立多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

閉　　会　　午前１０時４５分

○那須　稔委員長　以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長　　那　須　　稔